

# 愛知県廃棄物処理計画 (平成29年度～33年度) (案)





## 目 次

第1章 計画の策定.....	1
第2章 廃棄物処理の現況.....	5
1 背景.....	5
2 一般廃棄物（ごみ）の現況.....	8
3 産業廃棄物の現況 .....	18
第3章 前計画の進捗状況と課題.....	36
1 前計画の概要.....	36
2 廃棄物の減量化目標の達成状況 .....	37
3 取組の成果と課題 .....	42
第4章 廃棄物処理の目標の設定.....	50
1 一般廃棄物 .....	51
2 産業廃棄物 .....	55
第5章 施策の展開.....	57
1 施策の方針 .....	57
2 具体的施策 .....	58
施策1 3Rの促進 .....	58
施策2 適正処理と監視指導の徹底 .....	62
施策3 廃棄物処理施設の整備の促進.....	66
施策4 非常災害時における処理体制の構築 .....	69
施策5 地域循環圈づくりの推進 .....	71
第6章 廃棄物処理計画の推進 .....	74
1 各主体の責務・役割 .....	74
2 計画の進行管理 .....	77
参考資料 .....	78
1 廃棄物排出量等の将来予測手法 .....	78
2 用語解説 .....	80
3 産業廃棄物の種類.....	94
4 国の基本方針 .....	96



# 第1章 計画の策定

## 1 策定の趣旨

### (1) 現状と課題

本県では、産業廃棄物の適正処理の確保や廃棄物の減量化、資源化の推進を図るため、昭和48年から6次にわたり「愛知県産業廃棄物処理計画」を策定してきたが、その後、平成12年の廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）の改正を受け、産業廃棄物に加え一般廃棄物を含めた総合的な「愛知県廃棄物処理計画」を3次にわたり策定し、施策を推進してきた。

前計画期間（平成24年度～28年度）においては、循環型社会の形成を目指し、3Rの促進を始め、ものづくりの県である本県の産業技術の集積を生かした循環ビジネスの促進などの施策を進めた結果、一般廃棄物、産業廃棄物とも、排出量や最終処分量の削減など一定の成果を上げることができた。

とりわけ、産業廃棄物については、排出量に対する再生利用量を含め、すべての目標項目で目標値を達成しており、特に、再生利用率については、平成23年度から4年間、全国平均を大きく上回る70%台の高水準を維持している。

一方、こうした状況の中で、新たな課題も浮上してきている。

一つ目は、一般廃棄物において、一部の指標で減量化の動きに減速傾向が見られた点である。一般廃棄物の再生利用率は、産業廃棄物とは対照的に、平成22年度をピークとして減少の傾向を示しており、計画の目標値を下回る見込みである。また、「処理しなければならないごみの一人一日当たりの量」も同様に、平成23年度以降、やや下げ止まりの傾向で、ほぼ横ばいの状態であるため、目標達成が困難な状況であり、一般廃棄物の施策のあり方について、見直しを含めた検討が必要である。

二つ目は、適正処理と監視指導の推進体制の見直し・対策強化である。

平成28年1月、本県の産業廃棄物処理業者が、食品製造業者等から処分委託を受けた食品廃棄物を食品として売却し、県内のスーパーマーケット等の店舗で販売されるという、前代未聞の食品廃棄物の不正転売事件が発生した。

この事件は、処理業者が、産業廃棄物管理票（マニフェスト）の虚偽報告により排出事業者を欺き、処理能力を超える廃棄物の受入れを行い、無届けの保管場所で廃棄物を大量に保管するなど、悪質極まりない法令違反行為であり、県民の食の安全を揺るがす大きな社会問題となつたが、同時に消費者に対し、食品ロス問題の重要性を考えさせるきっかけになった。また、廃棄物処理法の原則に立ち返り、排出事業者責任の重さを痛感させるとともに、行政にとっても、適正処理の徹底と厳正な監視指導のあり方を問い合わせ直す教訓となつた。

三つ目は、大規模災害に対する備えである。

この地域は、南海トラフを震源とするマグニチュード8以上の地震が、今後30年以内に70%程度の確率で発生すると予測されており、県内の広い範囲で被災することが想定される。また、気候変動に伴う集中豪雨が全国的に頻発する傾向にあり、平成12年の東海豪雨の際には、浸水被害による大量の災害廃棄物の処理を行った。このような大規模な災害が発生した際には、産業活動への影響も懸念されるところであり、ものづくり日本一の本県が災害からいち早く立ち上がり日本全体の復興の要になることが求められている。

こうしたことから、本県では、平成28年10月、災害廃棄物の迅速かつ適正な処理に資するため、発災前の業務、発災後の応急対応、復旧・復興対策等に必要な事項について、本県及び県内市町村等における対策の基本的な考え方や方向性を定めた「愛知県災害廃棄物処理計画」を策定した。今後、市町村計画の策定や市町村間の連携等を促進するとともに、各種訓練や講習会等を通じて、災害廃棄物処理を担う人材の育成や実効性のある処理体制の整備を進める必要がある。

## (2) 策定の趣旨

以上のような本県の廃棄物行政を巡る今日的な課題を踏まえつつ、できる限り廃棄物の発生を抑制する、排出された廃棄物については再使用、再生利用、熱回収の順にできる限り循環的な利用を行う、最終的に廃棄物となるものは適正に処理する、という基本認識は堅持しながら、循環型社会の形成を目指し、新たな「愛知県廃棄物処理計画」を策定する。

具体的には、一般廃棄物（ごみ）の分野では、県民一人ひとりが取り組みやすい目標を設定することなどにより、県民の自主的な環境配慮行動（エコアクション）を促進する。また、食品リサイクル法における食品廃棄物の発生抑制・資源化など、各種リサイクル法の普及啓発を推進し、県民、事業者、行政が一体となって3Rを促進する。

また、低炭素社会や自然共生社会との統合に対応しつつ、地域で循環可能な資源はなるべく地域で循環させ、広域での循環が効率的な資源については、地域間での連携により、循環の環を重層的に構築していくという「地域循環圏づくり」を新たに推進する。

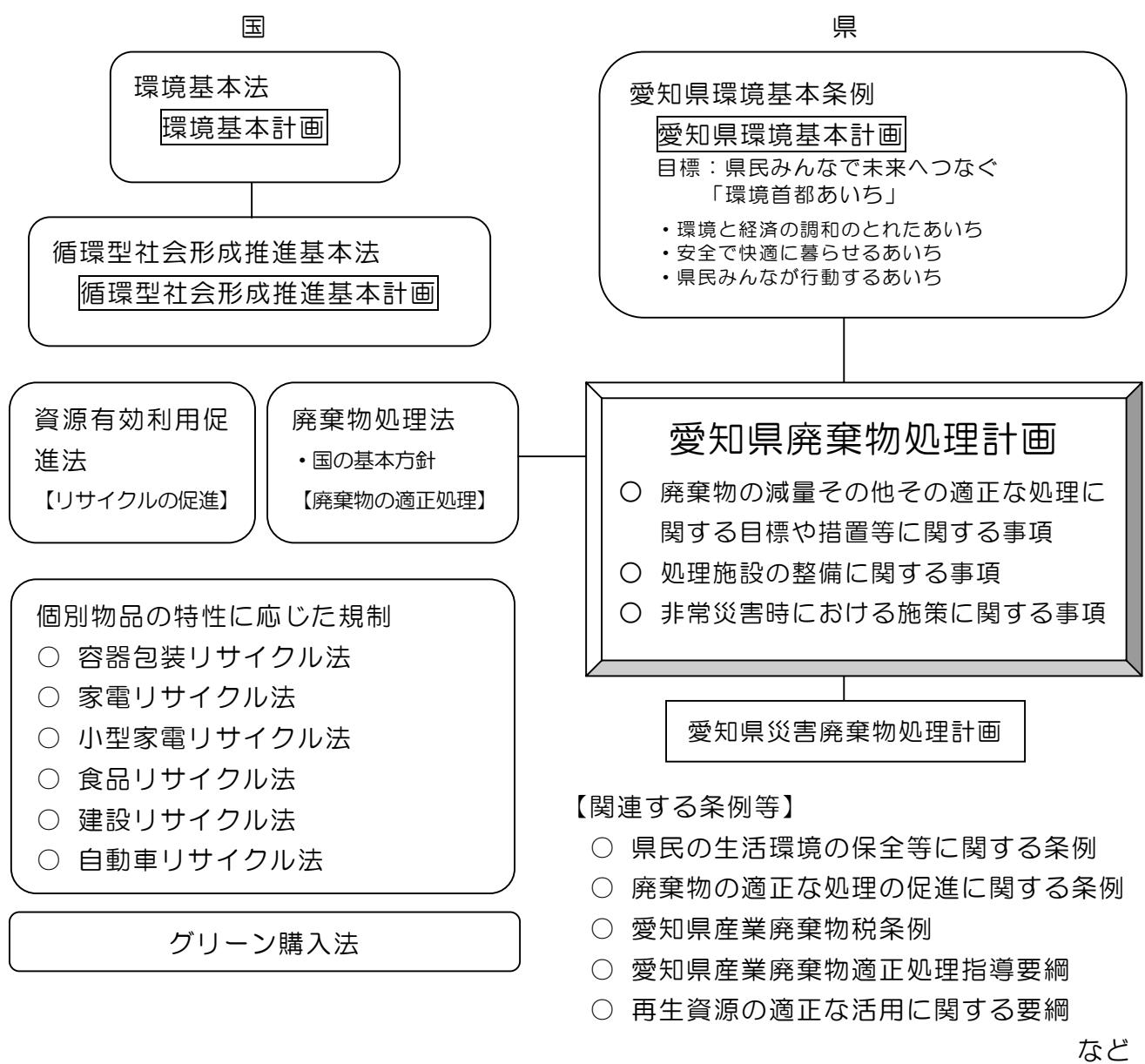
一方、食品廃棄物の不正転売事件を教訓として、法令に基づく排出事業者責任の周知徹底を図るため、事件の再発防止に向けた普及啓発活動に取り組むとともに、廃棄物の適正処理の指導と監視体制の一層の強化などにより、不適正処理の未然防止を図る。

さらに、本県は、歴史的に見ても、しばしば大地震に襲われており、大きな被害を受けてきたことから、今回の計画に「非常災害時における処理体制の構築」という取組を位置づけ、災害時における迅速かつ適正な廃棄物処理体制の構築に努める。

## 2 計画の位置付け

我が国における環境政策の基本的な考え方は環境基本法(平成5年法律第91号)で定められており、また、循環型社会の形成を推進する基本的な枠組みについては、循環型社会形成推進基本法(平成12年法律第110号)で定められている。

本計画は、廃棄物処理法第5条の5に基づき、廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針(平成28年環境省告示第7号。以下「国の基本方針」という。)に即して定めるものであり、本県の環境政策の指針である「愛知県環境基本計画」を上位計画とし、本県における廃棄物対策の基本となる計画である。

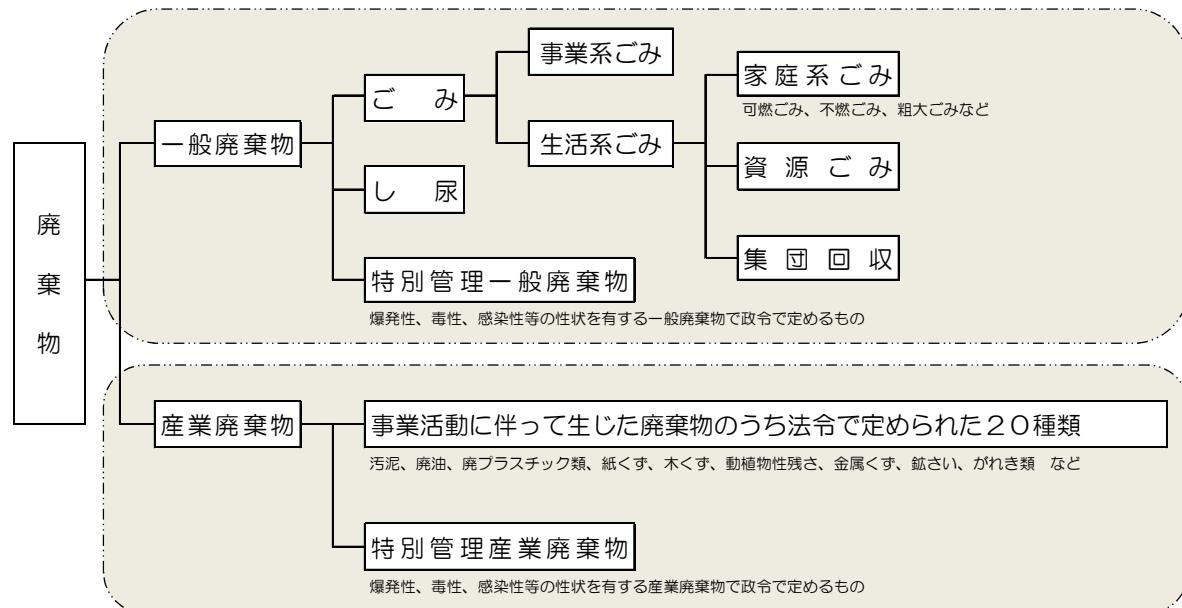


### 3 計画期間

平成 29 年度から 33 年度までの 5 年間とする。

### 4 計画の対象

愛知県内の一般廃棄物及び産業廃棄物を対象とする。



## 第2章 廃棄物処理の現況

### 1 背景

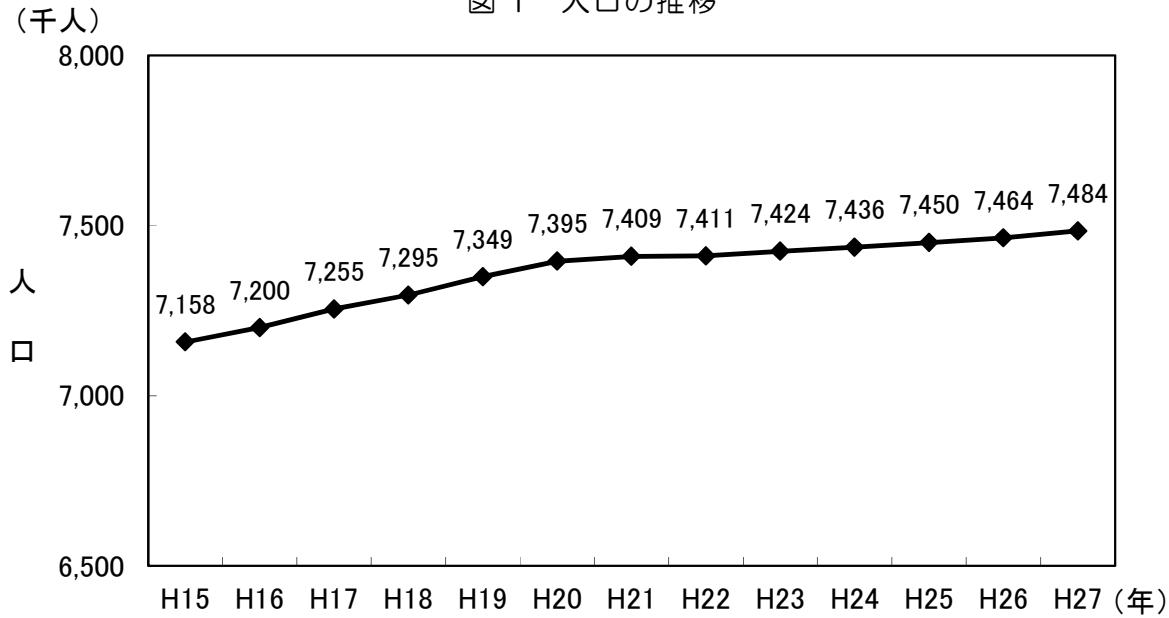
#### (1) 人口

平成15年以降の本県の人口の推移をみると、平成20年頃までは毎年5万人程度増加していたが、近年は1万人から2万人程度の微増傾向が続いている。

平成27年の本県の人口は748万4千人であり、平成21年の740万9千人に比べ6年間で1.0%増加している（図1）。

人口の増加は日常生活を通して、ごみ、し尿等の一般廃棄物、また、様々な経済活動を通じて産業廃棄物の発生量の増加の要因となる。

図1 人口の推移



資料：平成27年愛知県人口動向調査結果年報（愛知県）

#### (2) 産業構造の特徴

平成26年の本県の産業別従業者数をみると、第2次産業の従業者数、特に製造業の割合が24.3%と全国値に比べて高く、これは輸送用機械器具製造業によるものである（表1）。

これを製造品出荷額等でみると、平成26年において、全国の14.4%を占める43兆8,313億円であり、日本を代表する産業県である。さらに製造業の中でも自動車関連産業である輸送用機械器具製造業の占める割合が53.6%と最も高い（表2）。

表1 従業者数の構成比（平成26年）

産業分類	愛知県	構成比	全 国	
				構成比
合 計	3,757,267人	100.0%	57,427,704人	100.0%
第1次産業	9,297人	0.2%	354,455人	0.6%
第2次産業	1,133,494人	30.2%	12,999,602人	22.6%
鉱 業	425人	0.0%	19,894人	0.0%
建設業	219,620人	5.8%	3,791,583人	6.6%
製造業	913,449人	24.3%	9,188,125人	16.0%
第3次産業	2,614,476人	69.6%	44,073,647人	76.7%

注：数値は四捨五入のため合計が一致しないことがある。

資料：平成26年経済センサス・基礎調査（総務省）

表2 業種別製造品出荷額等の構成比（平成26年）

区 分	愛知県	全国
輸送用機械器具製造業	53.6%	19.7%
鉄鋼業	5.8%	6.3%
電気機械器具製造業	4.9%	5.6%
生産用機械器具製造業	4.1%	5.4%
食料品製造業	3.7%	8.5%
プラスチック製品製造業	3.3%	3.8%
金属製品製造業	3.2%	4.6%
その他	21.4%	46.2%
総 額 (総額の全国に占める割合)	43兆8,313億円 (14.4%)	305兆1,400億円

注：数値は四捨五入のため合計が一致しないことがある。

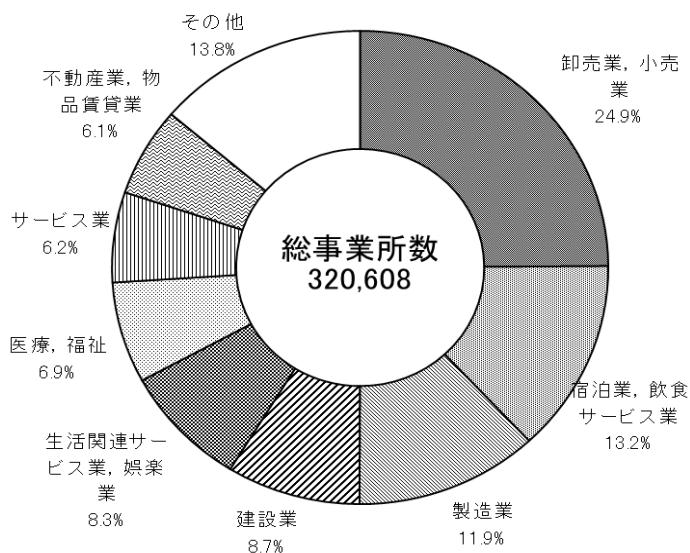
資料：平成26年度工業統計（経済産業省）

### （3）事業所の状況

平成26年の県内の事業所数は32万608事業所、従業者数は375万7,267人である。

業種別に事業所数の割合をみると、卸売業・小売業が全事業所の24.9%で第1位を占め、次いで宿泊業、飲食サービス業が13.2%、製造業が11.9%、建設業が8.7%となっている（図2）。

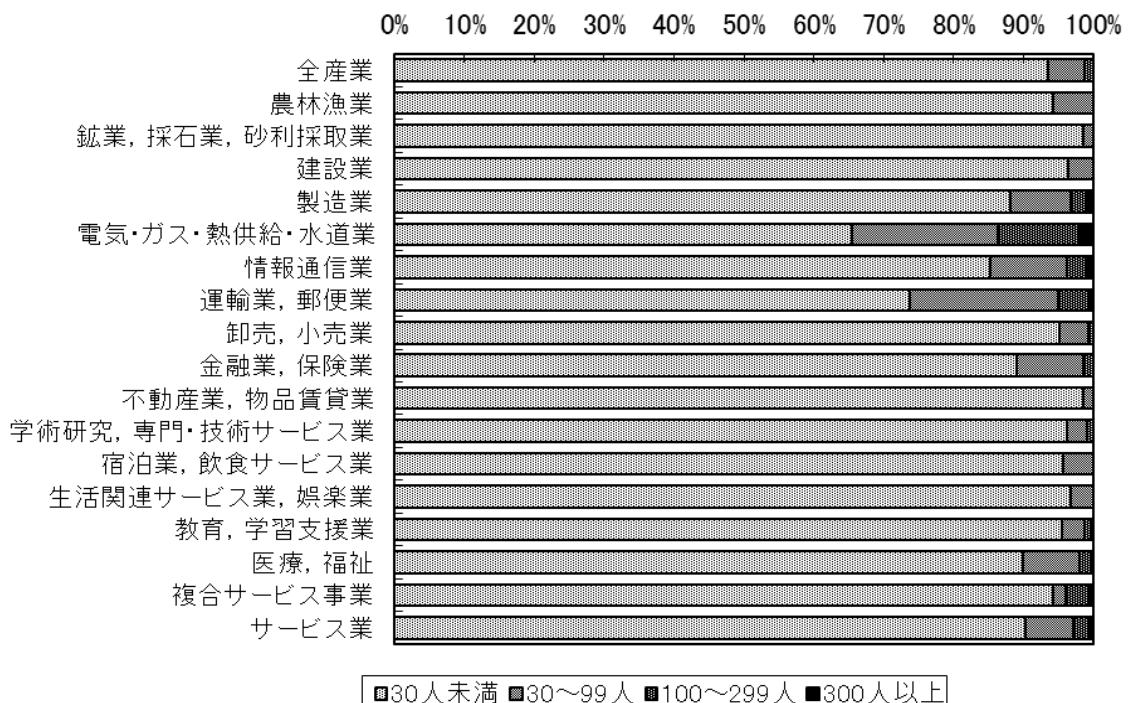
図2 事業所の業種別構成比（平成26年）



資料：平成26年経済センサス・基礎調査（総務省）

さらに、事業所を従業者規模別にみると、30人未満の第1階層は29万8674事業所(全事業所数の93.5%)、30人以上100人未満の第2階層は1万6637事業所(同5.2%)、100人以上300人未満の第3階層は3,278事業所(同1.0%)、300人以上の第4階層は839事業所(同0.3%)で、ほとんどの業種で同じ傾向となっているが、電気・ガス・熱供給・水道業と運輸業、郵便業では第2階層以上の構成比が高くなっている(図3)。

図3 従業者規模別業種別事業所数構成比（平成26年）



資料：平成26年経済センサス・基礎調査（総務省）

## 2 一般廃棄物（ごみ）の現況

### （1）一般廃棄物（ごみ）の発生及び処理の状況

平成 26 年度のごみの総排出量は 255 万 1 千トンであり、平成 21 年度の 266 万 9 千トンに比べ 4.4% 減少している。

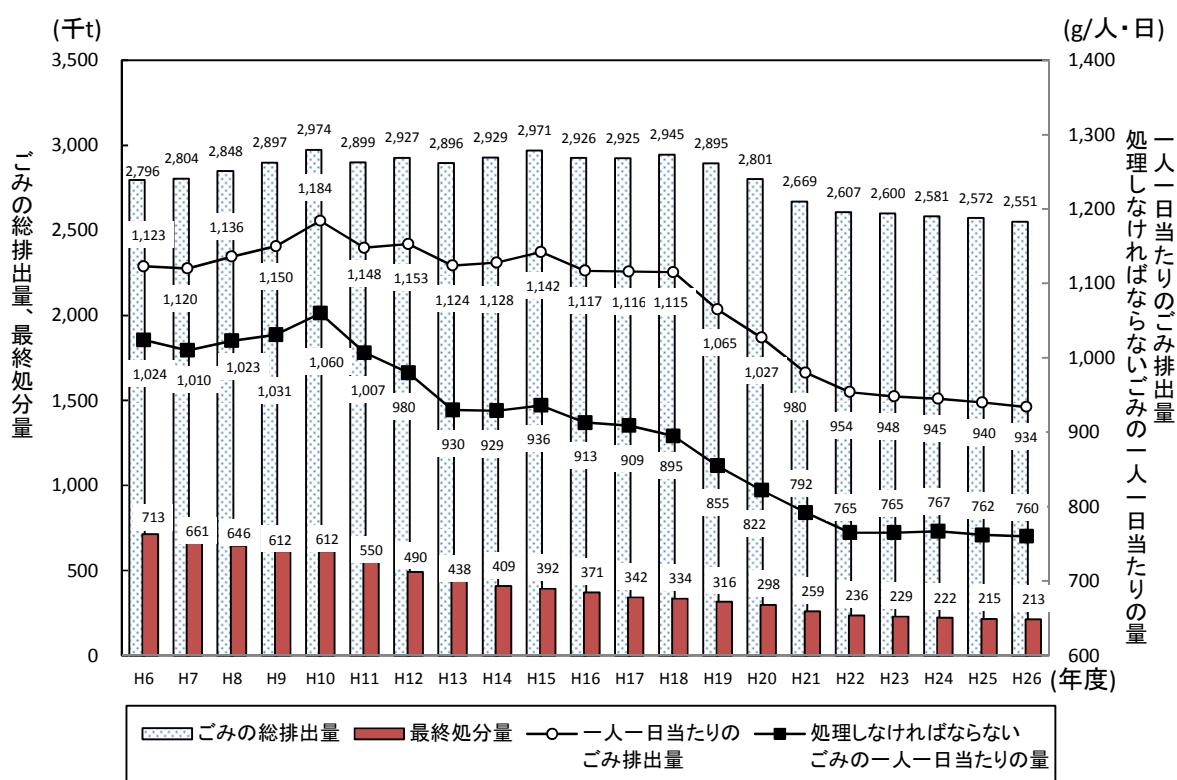
ごみの一年間の総排出量を一人一日当たりに換算（以下「一人一日当たりのごみ排出量」という。）すると、平成 26 年度は 934g となり、平成 21 年度の 980g に比べ 4.7% 減少している。

また、ごみの総排出量から資源ごみ量と集団回収量を除いた「処理しなければならないごみの量」を一人一日当たりに換算（以下「処理しなければならないごみの一人一日当たりの量」という。）すると、平成 26 年度は 760g となり、平成 21 年度の 792g に比べ 4.0% 減少している。

ごみの総排出量は平成 19 年度以降、一人一日当たりのごみ排出量及び処理しなければならないごみの一人一日当たりの量は平成 11 年度以降、減少傾向にあったが、近年横ばい傾向にある。

平成 26 年度の最終処分量は 21 万 3 千トンで、平成 21 年度の 25 万 9 千トンに比べ 17.8% 減少している（図 4）。

図 4 ごみの排出・処理状況の経年変化



注 1：「ごみの総排出量」とは、「収集ごみ量（可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ、粗大ごみ、その他）」、「直接搬入ごみ量（可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ、粗大ごみ、その他）」、「自家処理量」、「集団回収量」の合計値をいう。

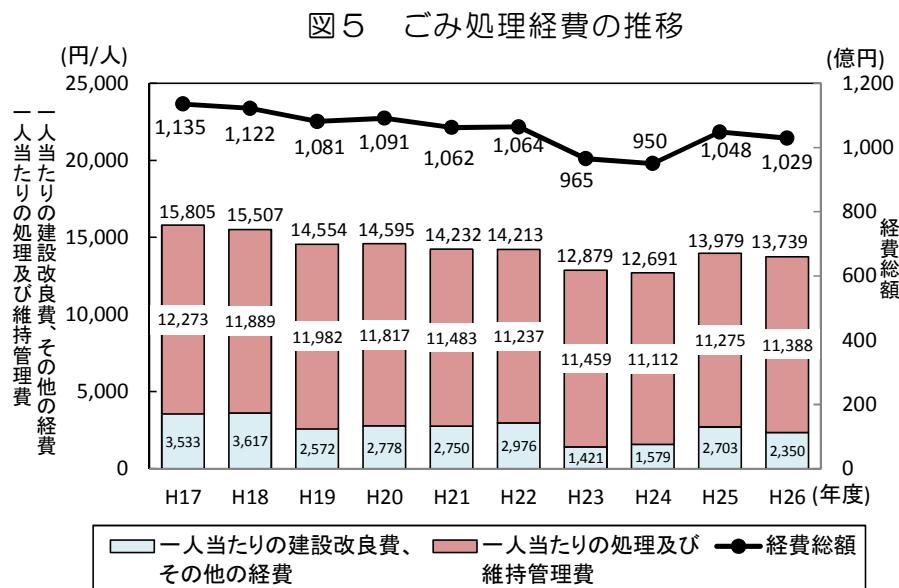
注 2：「人口」の定義について、平成 19 年度から住民基本台帳人口に外国人登録人口を含めている。

注 3：数値は四捨五入のため、合計値が一致しないことがある。以下、全ての図について同様。

資料：愛知県

平成 26 年度に市町村においてごみ処理に要した経費の総額は約 1,029 億円であり、これを県民一人当たりに換算すると 1 万 3,739 円となる。

この内訳としては、処理及び維持管理費が 1 万 1,388 円 (82.9%)、建設改良費、その他の経費が 2,350 円 (17.1%) となっている。ごみ処理に要する経費の総額は、平成 18 年度以降減少傾向にあったが、平成 26 年度は、新規焼却施設等の建設に伴い増加した平成 25 年度とほぼ同額となっている（図 5）。

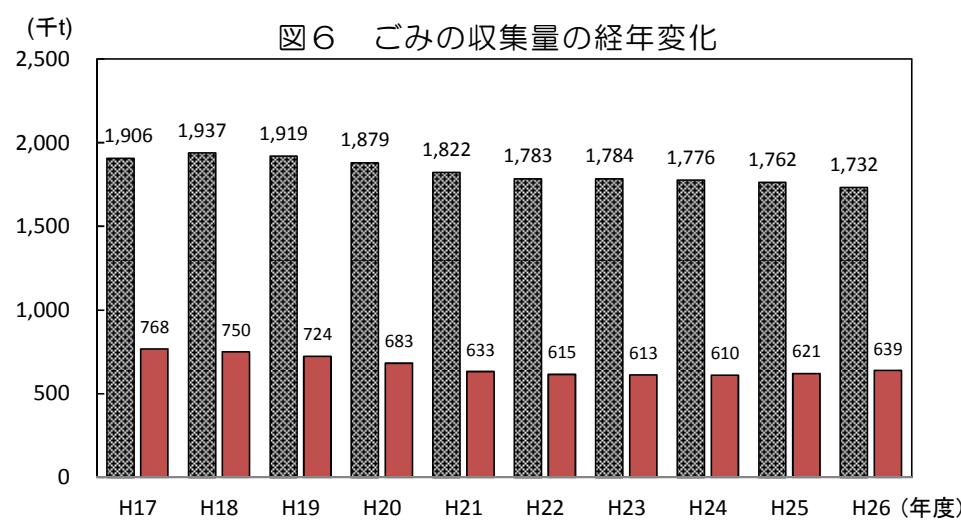


注 1：グラフに示した経費は、市町村及び一部事務組合がごみ処理に要した費用の総額であり、市町村の組合分担金は含んでいない。

注 2：一人当たりの経費を算出するにあたっての人口の定義については、平成 19 年度から住民基本台帳人口に外国人登録人口を含めている。

資料：愛知県

平成 26 年度における、生活系ごみの収集量は 173 万 2 千トン、事業系ごみの収集量は 63 万 9 千トンであり、収集した総量のうち、生活系のごみが 73.0% を占めた。平成 21 年度と比較すると、生活系ごみは 4.9% 減少しているが、事業系ごみは 0.9% 増加している。（図 6）。

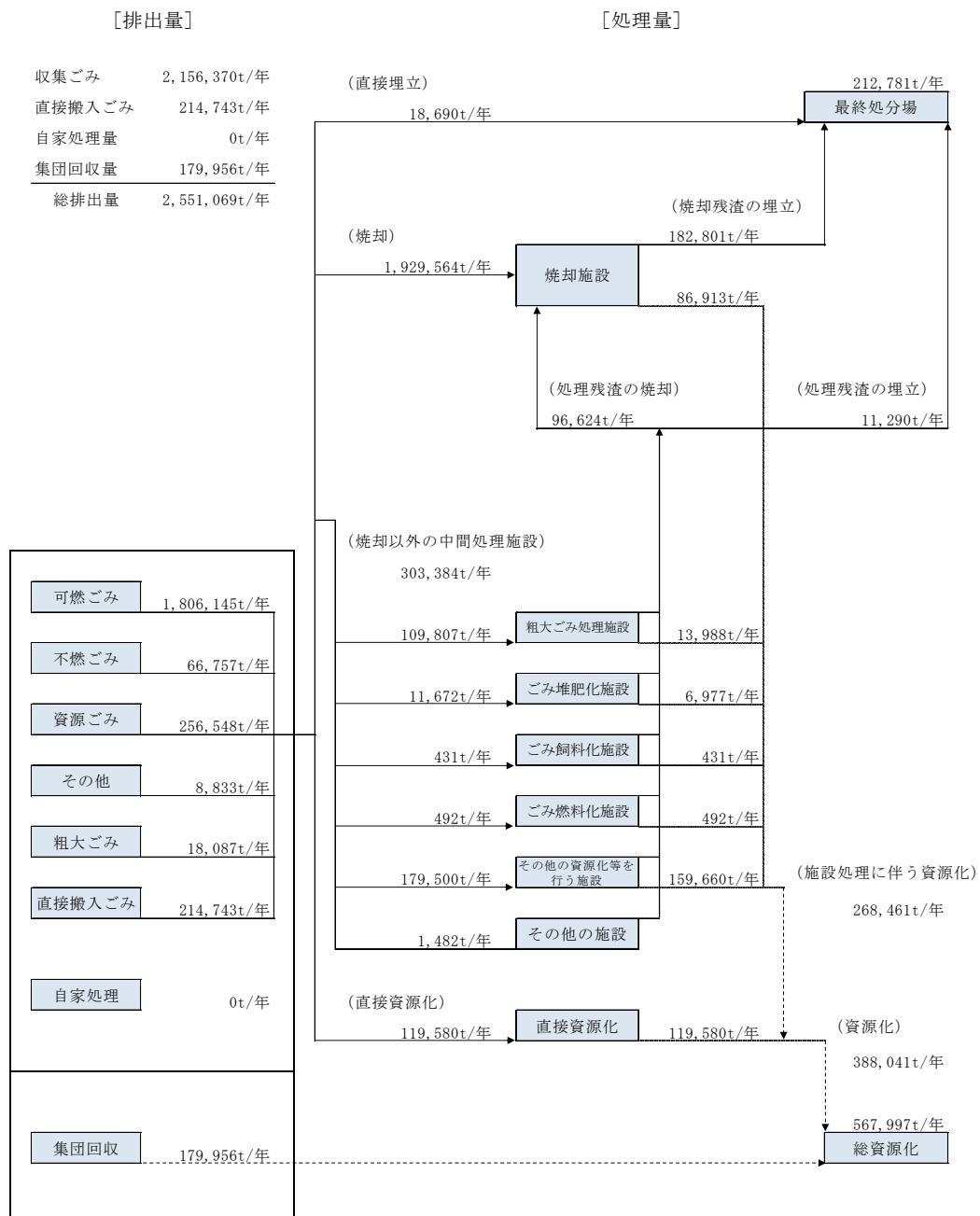


資料：愛知県

■ 生活系ごみ ■ 事業系ごみ

ごみ処理の流れは、図7のとおりであり、平成26年度中に収集されたごみ215万6千トンと直接搬入されたごみ21万5千トンの総量237万1千トンが1年間でどのように処理されたかを表したもので、最終的に資源化されたものが56万8千トン、埋立処分されたものが21万3千トンであった。

図7 ごみ処理の流れ（平成26年度）



注1：「自家処理量」とは、計画収集区域内で、市町村等により計画収集される以外の生活系ごみで、自家肥料として用いるなど自ら処分している、又は直接農家等に依頼して処分されている量

注2：収集ごみの「その他」とは、スプレー缶やライターなどの危険ごみやその他の収集区分以外をいう。

注3：「他の施設」とは、資源化を目的とせず埋立処分のための破碎・減容化等を行う施設をいう。

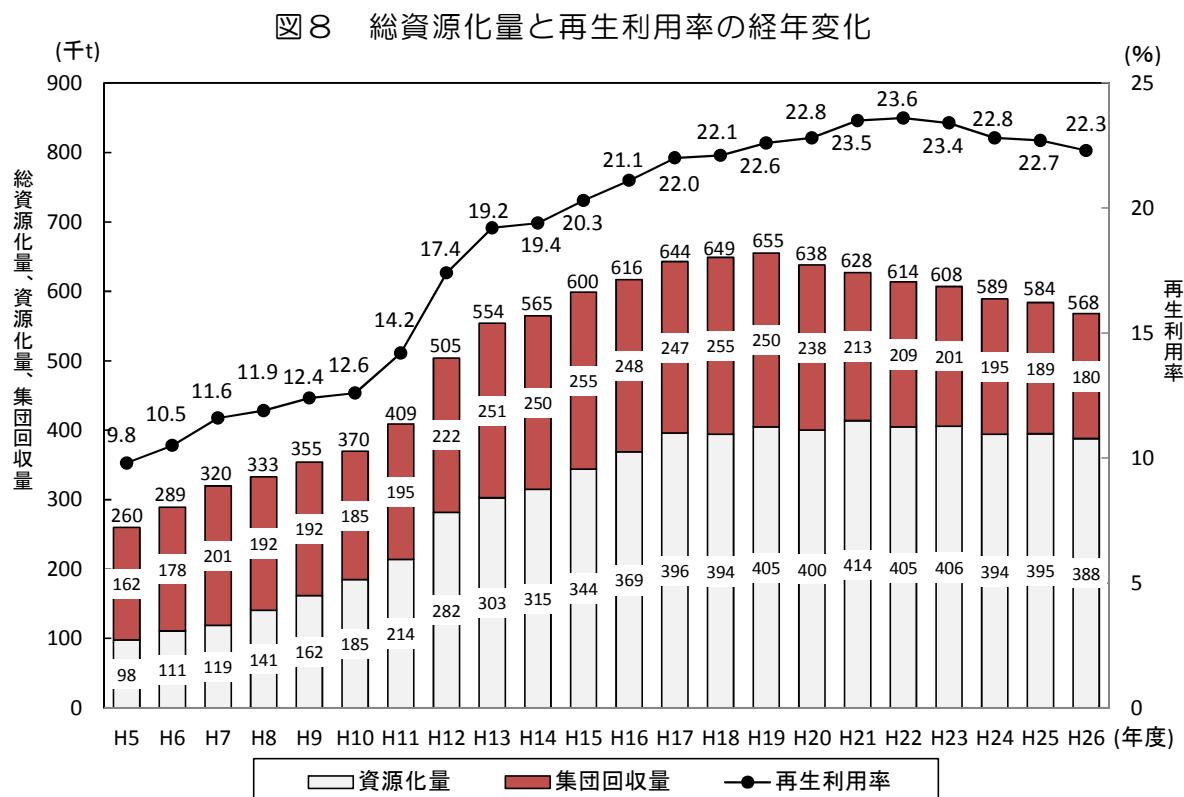
注4：収集から処理までのタイムラグにより、「収集ごみ量と直接搬入ごみの合計」と「処理量（直接埋立、焼却、焼却以外の中間処理、直接資源化）」は一致しない。

資料：愛知県

## (2) 一般廃棄物(ごみ)の資源化の状況

集団回収及び中間処理により直接資源化されるものを含めた平成26年度の総資源化量は56万8千トンで、平成21年度の62万8千トンに比べ9.6%減少している。平成20年度以降は、ごみの総排出量の減少等に伴い総資源化量も減少している(図8)。

また、平成26年度の再生利用率は22.3%であり、平成21年度の23.5%と比べ、1.2ポイント減少している。



注1：「資源化量」とは、「施設処理に伴う資源化量」と「直接資源化量」の合計値をいう。

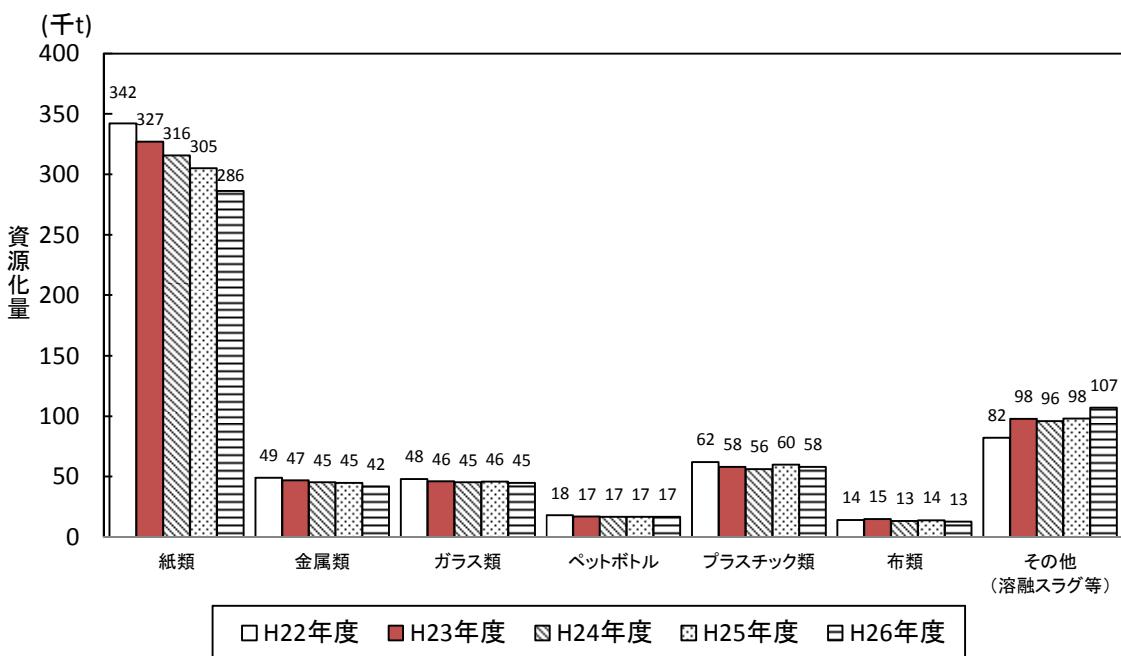
注2：「総資源化量」とは、「資源化量」と「集団回収量」の合計値をいう。

注3：「再生利用率」 = (「総資源化量」 / (「収集ごみ量」 + 「直接搬入ごみ量」 + 「集団回収量」)) × 100  
資料：愛知県

消費者の分別排出、市町村の分別収集等による資源化の取組が行われ、平成26年度の総資源化量の内訳は、紙類28万6千トン、金属類4万2千トン、ガラス類4万5千トン、ペットボトル1万7千トン、プラスチック類5万8千トン、布類1万3千トン、溶融スラグや肥料等、その他10万7千トンとなっている(図9)。

紙類については、新聞や雑誌の発行部数の減少などにより近年減少傾向にある。その一方で、溶融スラグを含むその他については、溶融炉の新設等により増加傾向にある。

図9 資源化の状況



資料：愛知県

### (3) 一般廃棄物処理施設の設置状況

#### ア 中間処理施設及び資源化施設の状況

平成26年度末の市町村又は一部事務組合が設置し、稼働している中間処理施設及び資源化施設の数は97である。その内訳は焼却施設が36、ごみ燃料化施設が2、粗大ごみ処理施設が20、リサイクルプラザ、資源化センター等の資源化施設が38（うち堆肥化施設が6）、その他（破碎処理）施設が1となっている（表3）。平成21年度末と比べ、7施設減少している。

表3 中間処理施設及び資源化施設の設置状況（平成26年度末現在）

区分	施設数	処理能力	備考
焼却施設	36	9,544.5t/日	ほかに5施設休止
ごみ燃料化施設	2	0.2t/日	ほかに1施設休止
粗大ごみ処理施設	20	1,155.4t/日	ほかに1施設休止
資源化施設	38	699.8t/日	38施設のうち6施設が堆肥化施設、ほかに1施設休止
その他施設	1	67.7t/日	
合計 (平成21年度末)	97 (104)	11,467.6t/日 (11,816.9t/日)	

注：施設数、処理能力は稼働中の数を示す。

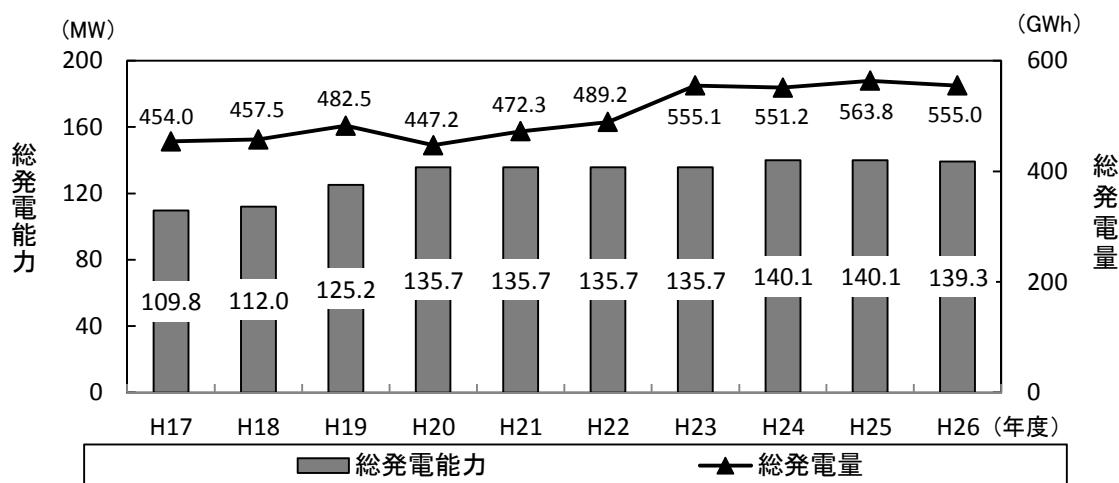
資料：愛知県

## イ 焼却施設におけるごみ発電の状況

平成 26 年度末の市町村又は一部事務組合が設置している焼却施設の総発電能力\*は 139.3MW（発電設備を有する 23 施設の合計）で、総発電量は 555.0GWh（稼働した 22 施設の合計）となっている。総発電能力は、平成 21 年度の 135.7MW に比べ 2.7% 増加している。総発電量は、平成 21 年度の 472.3GWh に比べ 17.5% 増加しており、上昇傾向にある（図 10）。

\* 総発電能力には休止施設及び当該年度に着工した施設を含み、廃止施設は除いている。そのため、総発電量の数値の傾向とは必ずしも一致しない。

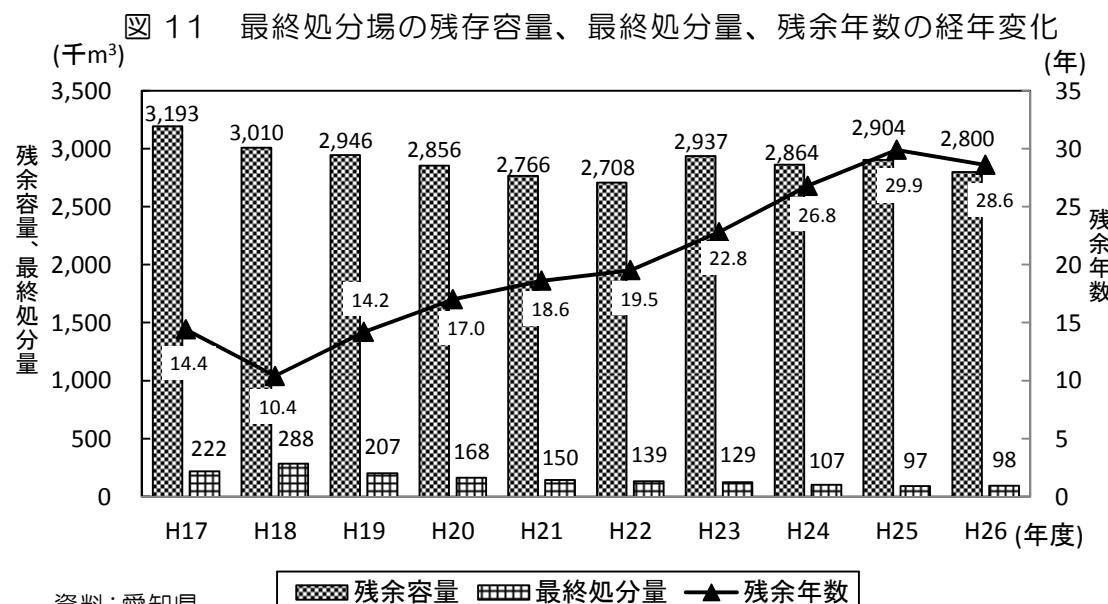
図 10 焼却施設におけるごみ発電の状況



資料：愛知県

## ウ 最終処分場の状況

平成 26 年度末の市町村又は一部事務組合が管理している最終処分場の数は 84（休止、埋立終了を含む。）で、残存容量は 280 万 m<sup>3</sup>である。これを平成 26 年度の最終処分量 9 万 8 千 m<sup>3</sup>で除した値（残余年数）は 28.6 年となり、平成 21 年度に比べ 10 年程度増加した（図 11）。



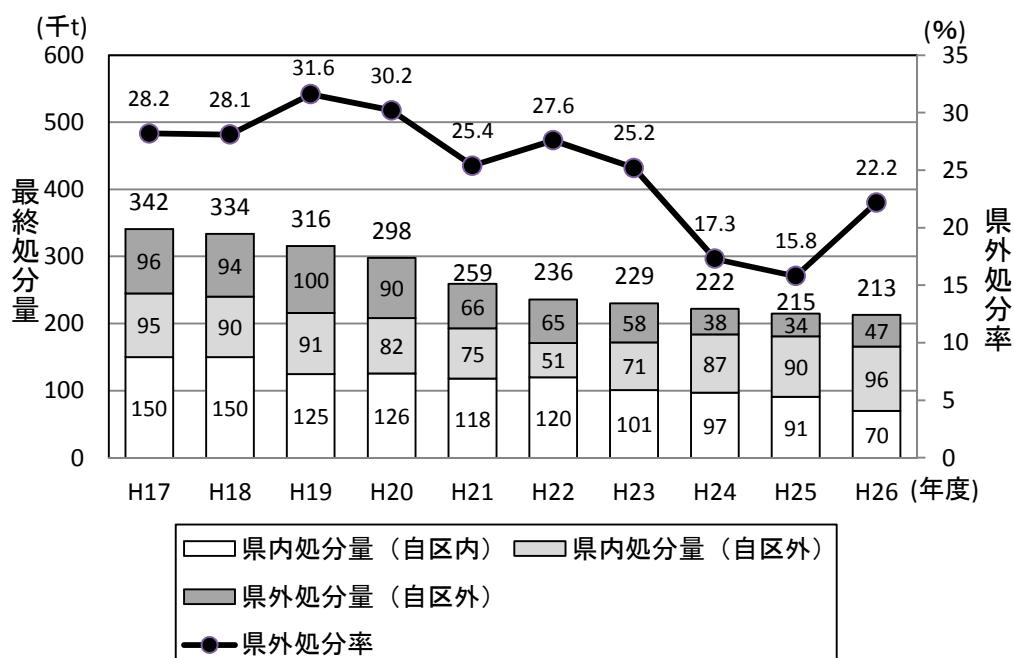
資料：愛知県

#### (4) 一般廃棄物（ごみ）の最終処分の状況

中間処理の際に発生した処理残さ、焼却残さの処分を含め、平成 26 年度の最終処分量は 21 万 3 千トンで、平成 21 年度の 25 万 9 千トンに比べ 17.8% 減少している。最終処分量は、この 10 年で約 4 割減少している。

なお、このうち自区外（県外）の処分量は 4 万 7 千トンで、平成 21 年度の 6 万 6 千トンに比べ 28.8% 減少している。県外処分率は、増加・減少を繰り返しているが、長期的にみると減少傾向にある（図 12）。

図 12 ごみの最終処分量の経年変化



資料：愛知県

#### (5) 再生事業者の登録状況

専ら再生利用の目的となる廃棄物である金属くず、古纖維及びペットボトル等の再生を業として行っている場合は、知事の登録を受けることができる。

平成 27 年 12 月末現在の登録廃棄物再生事業者数は、金属くず 133 事業者、古紙 89 事業者、空きびん 48 事業者、古纖維 22 事業者、ペットボトル 16 事業者である。

平成 22 年 12 月末と比べると、金属くず 13 事業者、古紙 5 事業者、空きびん 4 事業者、古纖維 1 事業者、ペットボトル 6 事業者増加している。

## (6) し尿処理の概況

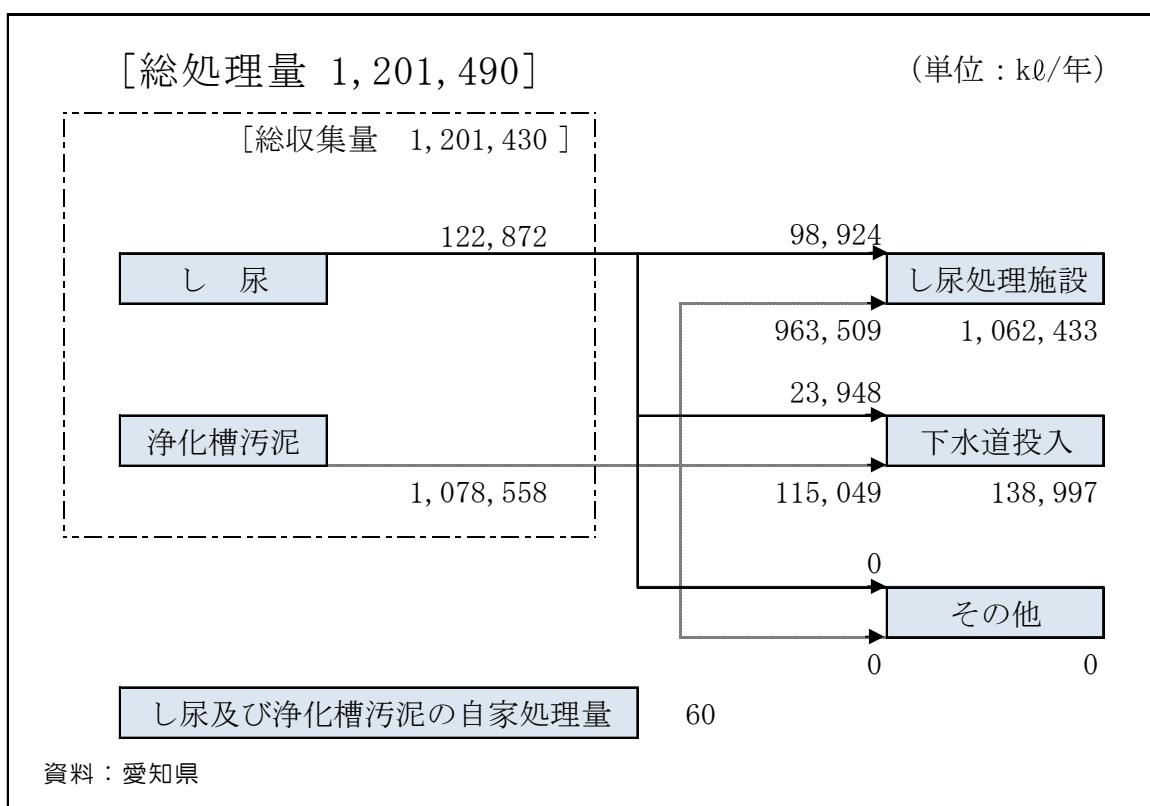
### ア し尿処理の状況

平成 26 年度のし尿及び浄化槽汚泥（以下「し尿等」という。）の総収集量は 120 万 1 千 kℓ であり、そのうち、し尿は 12 万 3 千 kℓ、浄化槽汚泥は 107 万 9 千 kℓ である。

平成 26 年度のし尿等の総処理量は 120 万 1 千 kℓ であり、平成 21 年度の総処理量 132 万 9 千 kℓ に比べ 9.6% 減少している。

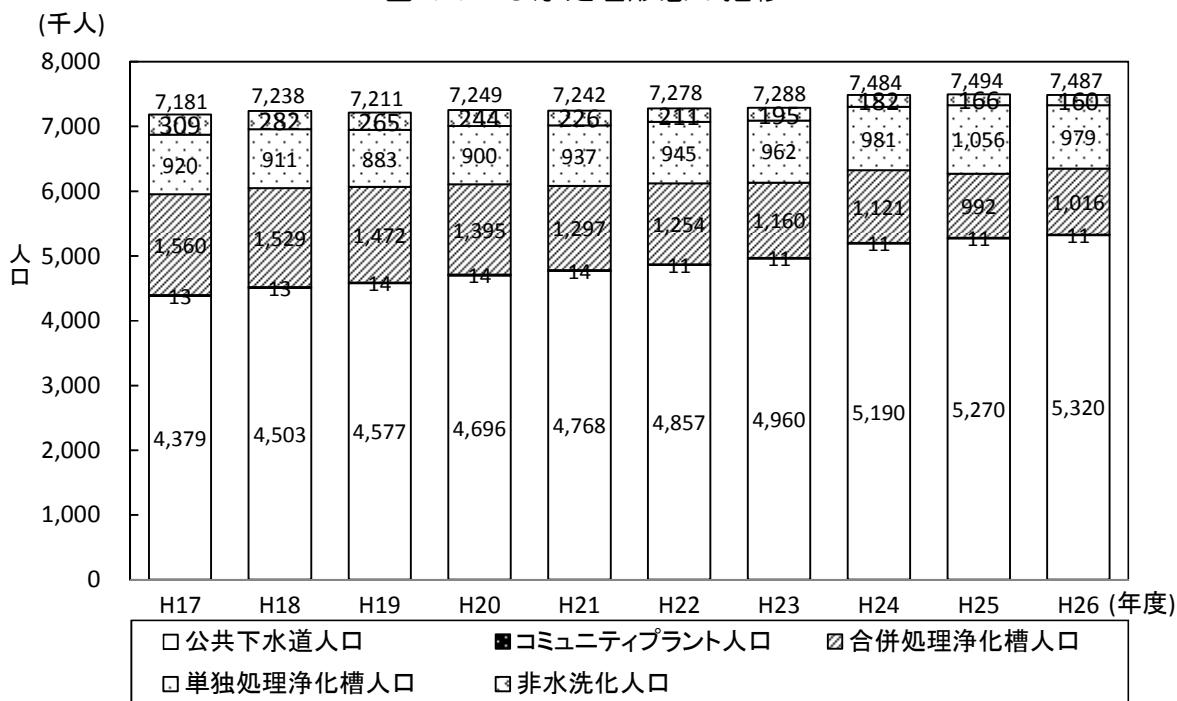
収集されたし尿等のうち、し尿処理施設により 106 万 2 千 kℓ、下水道投入により 13 万 9 千 kℓ、それぞれ処理されている（図 13）。

図 13 し尿等の処理の流れ（平成 26 年度）



し尿処理形態については、水洗化人口（公共下水道人口、コミュニティプラント人口、合併浄化槽人口及び単独浄化槽人口の和）は増加傾向に、非水洗化人口は減少傾向にあり、水洗化が進行している（図 14）。

図 14 し尿処理形態の推移

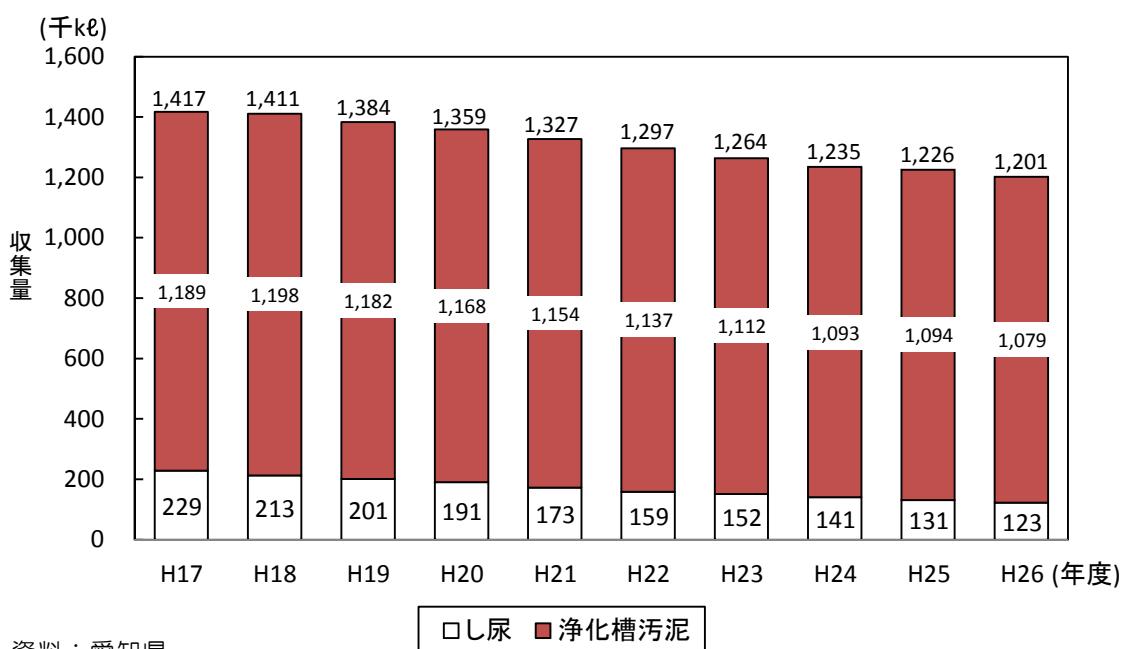


注：平成 24 年度からは、住民基本台帳法の一部を改正する法律（平成 21 年法律第 77 号）の施行に合わせ、外国人口を含めている。

資料：愛知県

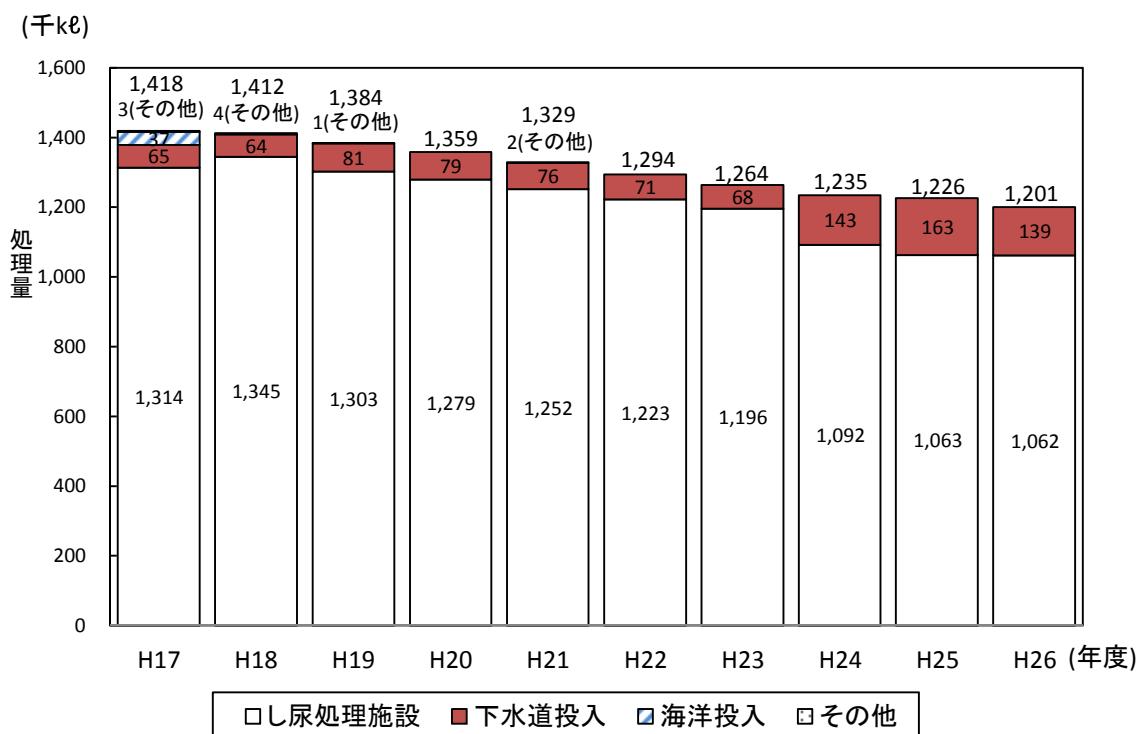
過去からの推移をみると、し尿等の収集量及び処理量は減少傾向にある（図 15 及び図 16）。

図 15 し尿等の収集量の推移



資料：愛知県

図 16 し尿等の処理量の推移



資料：愛知県

#### (7) し尿処理施設の設置状況

平成 26 年度末現在設置されている稼働中のし尿処理施設の数は 33\*（処理能力 4,558k ℥/日）であり、休止中のし尿処理施設の数は 1（処理能力 80k ℥/日）である。平成 21 年度末と比べると、2 施設（処理能力 131 k ℥/日）減少している。

平成 17 年度末時点でし尿処理施設の未整備市町村がなくなったことから、平成 18 年 4 月以降し尿はすべて陸上処理され、海洋投棄はされていない（図 16）。

\*廃棄物処理法に基づく、し尿処理施設としては廃止し、し尿等の前処置のみを行い、下水道へ放流している施設を含む。

### 3 産業廃棄物の現況

#### (1) 産業廃棄物の発生の状況

平成 27 年度に本県が実施した産業廃棄物処理状況調査によると、産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を含む。）の平成 26 年度の発生量は 1,976 万 1 千トンであり、平成 21 年度の発生量 1,780 万 1 千トンに比べ 11.0% 増加している（図 17）。

以前から増加傾向にあった発生量が平成 21 年度で大きく減少した原因は、その前年に発生した世界的な経済状況の悪化による生産活動の縮小と考えられ、その後も東日本大震災による影響等もあり、平成 17 年度以前の低い水準で推移しているが、増加傾向にある。

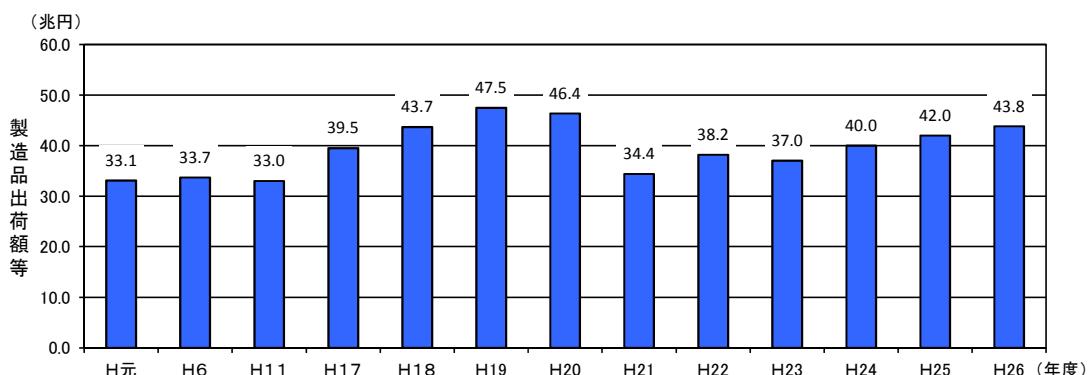
なお、平成 20 年度以降、本県の産業廃棄物の発生量の推移は、ものづくり県であることを反映して、製造品出荷額等の推移と類似する傾向にある（図 17 及び図 18）。

図 17 産業廃棄物の発生量等の推移



資料：愛知県

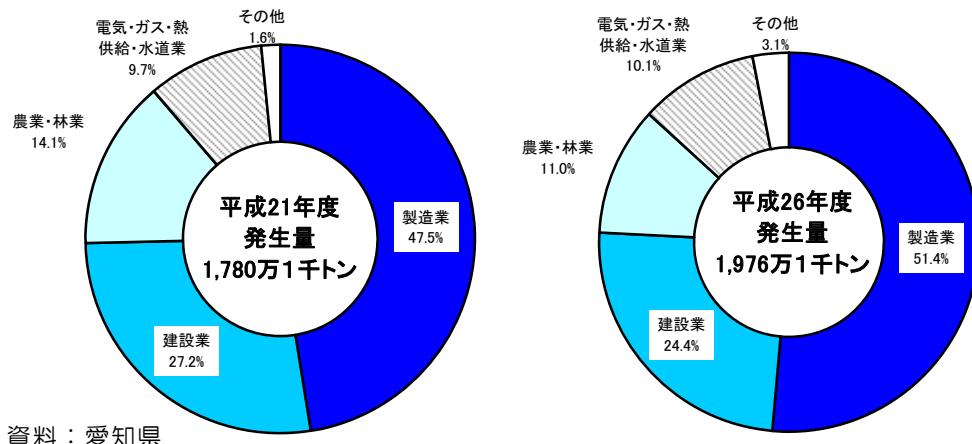
図 18 製造品出荷額等の推移



資料：工業統計調査（経済産業省）

平成 26 年度の産業廃棄物の発生量を業種別にみると、製造業が 51.4%、建設業が 24.4%、農業・林業が 11.0%、電気・ガス・熱供給・水道業が 10.1% を占めている。業種別の発生割合は、平成 21 年度と比べ大きな変化はない（図 19）。

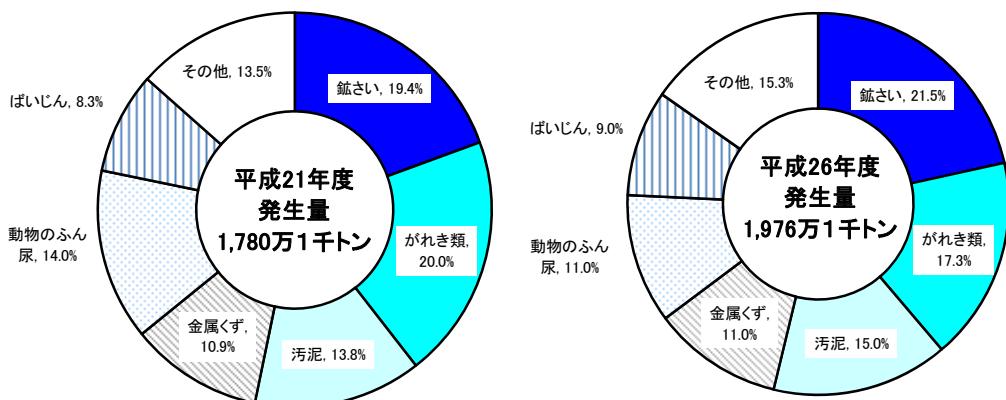
図 19 業種別発生状況



資料：愛知県

また、平成 26 年度の産業廃棄物の発生量を種類別にみると、鉱さいは 21.5%、がれき類は 17.3%、汚泥は 15.0%、金属くずは 11.0%、動物のふん尿は 11.0%、ばいじんは 9.0% であり、上位 6 種類の産業廃棄物で約 85% を占めている。平成 21 年度と比べ上位 6 種類の発生割合の合計は大きな変化はない（図 20）。

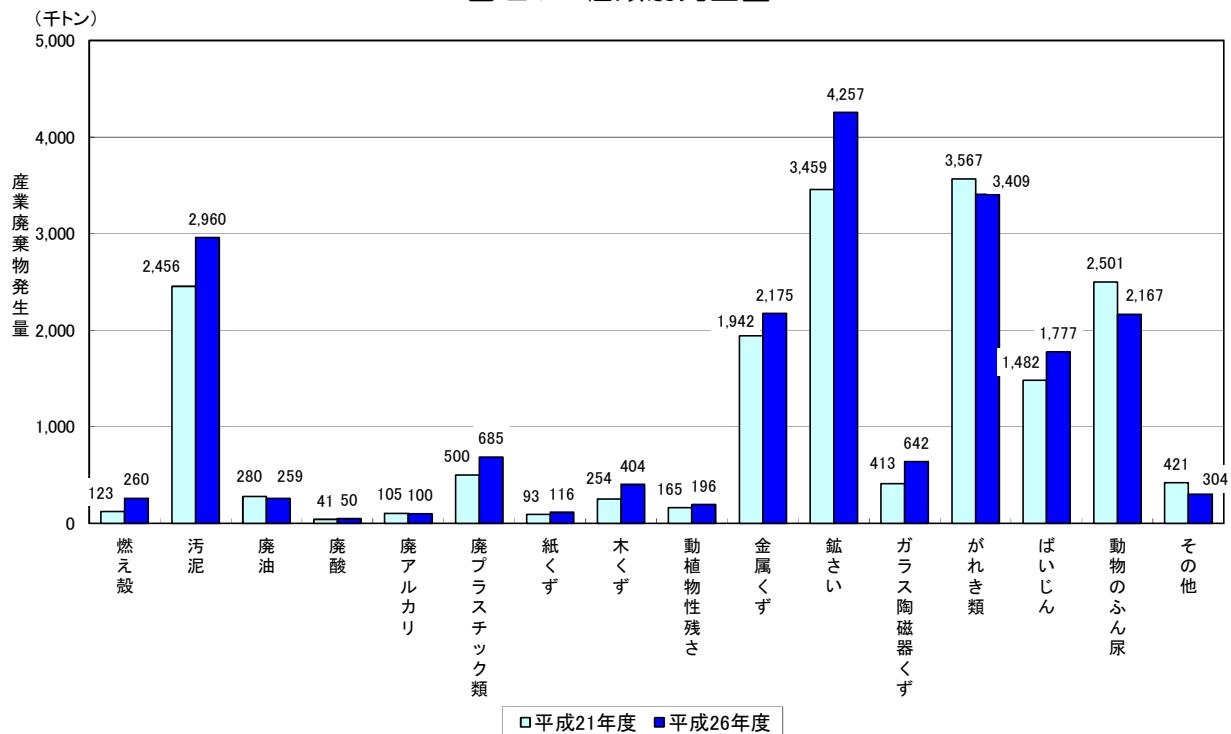
図 20 種類別発生状況



資料：愛知県

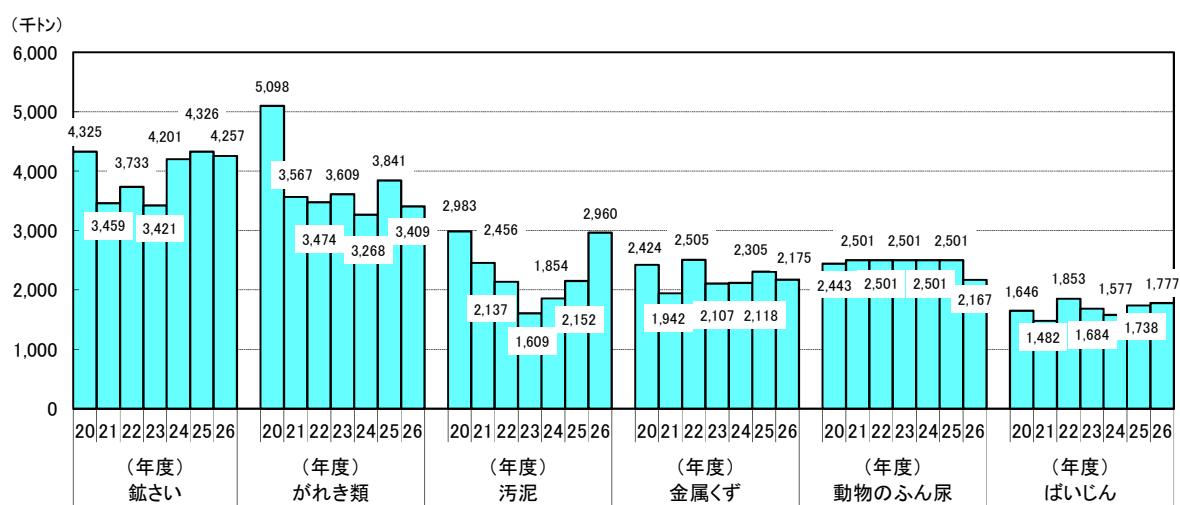
平成 26 年度の発生量は、この 6 種類の産業廃棄物のうち、がれき類及び動物のふん尿の 2 種類は減少しているが、鉱さい、汚泥、金属くず及びばいじんの 4 種類は増加している（図 21 及び図 22）。

図 21 種類別発生量



資料：愛知県

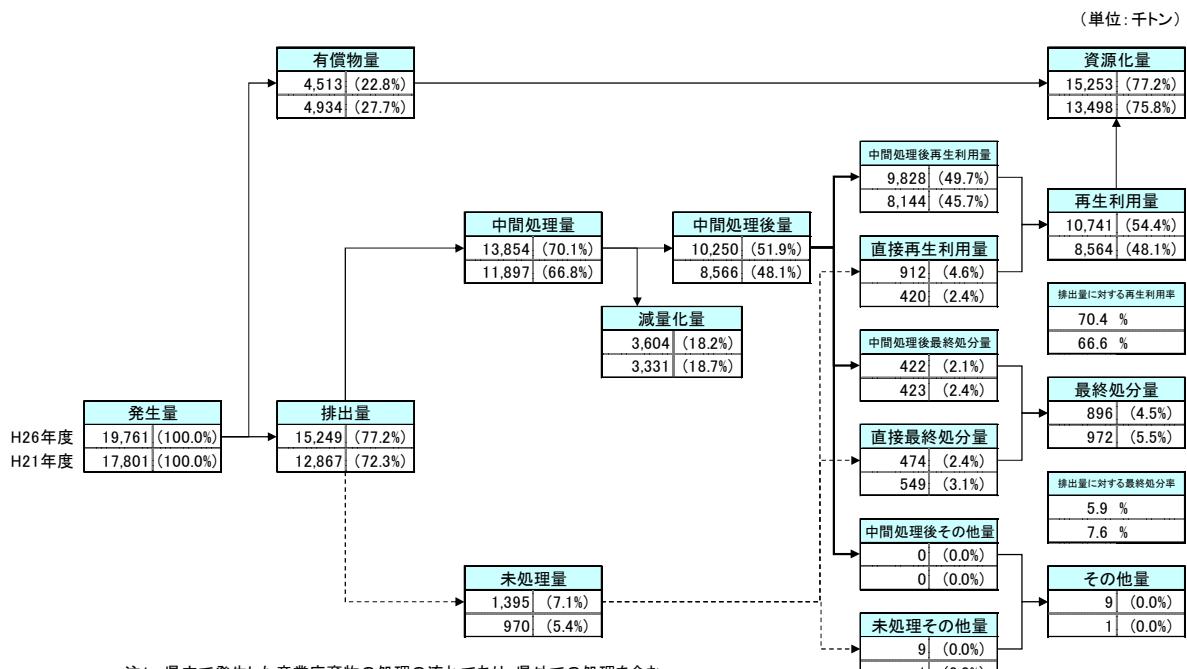
図 22 主な種類別発生量の経年変化



資料：愛知県

また、産業廃棄物の処理の流れ（図 23）に沿ってみると、平成 26 年度の資源化量は 1,525 万 3 千トン、減量化量は 360 万 4 千トン、最終処分量は 89 万 6 千トンとなっている。その最終処分量のうち 47 万 4 千トン（52.9%）が中間処理されることなく直接最終処分されている。

図 23 産業廃棄物の処理の流れ



資料：愛知県

## （2）産業廃棄物の減量化、資源化等の状況

### ア 業種別の減量化、資源化の状況

平成 26 年度の減量化の状況（減量化率）を主な業種別にみると、高いものから農業・林業の 56.0%、電気・ガス・熱供給・水道業の 32.2%、製造業の 12.4%、建設業の 7.4% の順となっている。また、平成 26 年度の資源化の状況（資源化率）を業種別にみると、高いものから建設業の 87.9%、製造業の 84.1%、電気・ガス・熱供給・水道業の 58.0%、農業・林業の 44.0% の順となっている。平成 21 年度と比べ、建設業及び電気・ガス・熱供給・水道業において減量化率が増加し、製造業において資源化率が増加した（表 4）。

表 4 主な業種別の産業廃棄物の処理・処分状況

業種	年度	発生量	減量化量	資源化量		有償物量	再生利用量	最終処分量	その他量	単位:千トン
製造業	H26	10,156	1,259 (12.4%)	8,537 (84.1%)	4,290 (42.2%)	4,247 (41.8%)	351 (3.5%)	8 (0.1%)		
	H21	8,455	1,147 (13.6%)	6,922 (81.9%)	4,737 (56.0%)	2,186 (25.9%)	385 (4.5%)	1 (0.0%)		
建設業	H26	4,827	359 (7.4%)	4,242 (87.9%)	32 (0.7%)	4,210 (87.2%)	226 (4.7%)	1 (0.0%)		
	H21	4,838	198 (4.1%)	4,302 (88.9%)	53 (1.1%)	4,249 (87.8%)	337 (7.0%)	1 (0.0%)		
農業・林業	H26	2,169	1,216 (56.0%)	953 (44.0%)	0 (0.0%)	953 (44.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)		
	H21	2,504	1,402 (56.0%)	1,101 (44.0%)	0 (0.0%)	1,101 (44.0%)	1 (0.0%)	0 (0.0%)		
電気・ガス・熱供給・水道業	H26	2,001	645 (32.2%)	1,159 (58.0%)	112 (5.6%)	1,047 (52.3%)	196 (9.8%)	0 (0.0%)		
	H21	1,727	515 (29.8%)	1,014 (58.7%)	126 (7.3%)	888 (51.4%)	198 (11.5%)	0 (0.0%)		
その他	H26	608	124 (20.4%)	361 (59.3%)	79 (12.9%)	283 (46.4%)	123 (20.2%)	0 (0.0%)		
	H21	278	69 (24.7%)	158 (56.9%)	18 (6.6%)	140 (50.3%)	51 (18.3%)	0 (0.0%)		
合計	H26	19,761	3,604 (18.2%)	15,253 (77.2%)	4,513 (22.8%)	10,741 (54.4%)	896 (4.5%)	9 (0.0%)		
	H21	17,801	3,331 (18.7%)	13,498 (75.8%)	4,934 (27.7%)	8,564 (48.1%)	972 (5.5%)	1 (0.0%)		

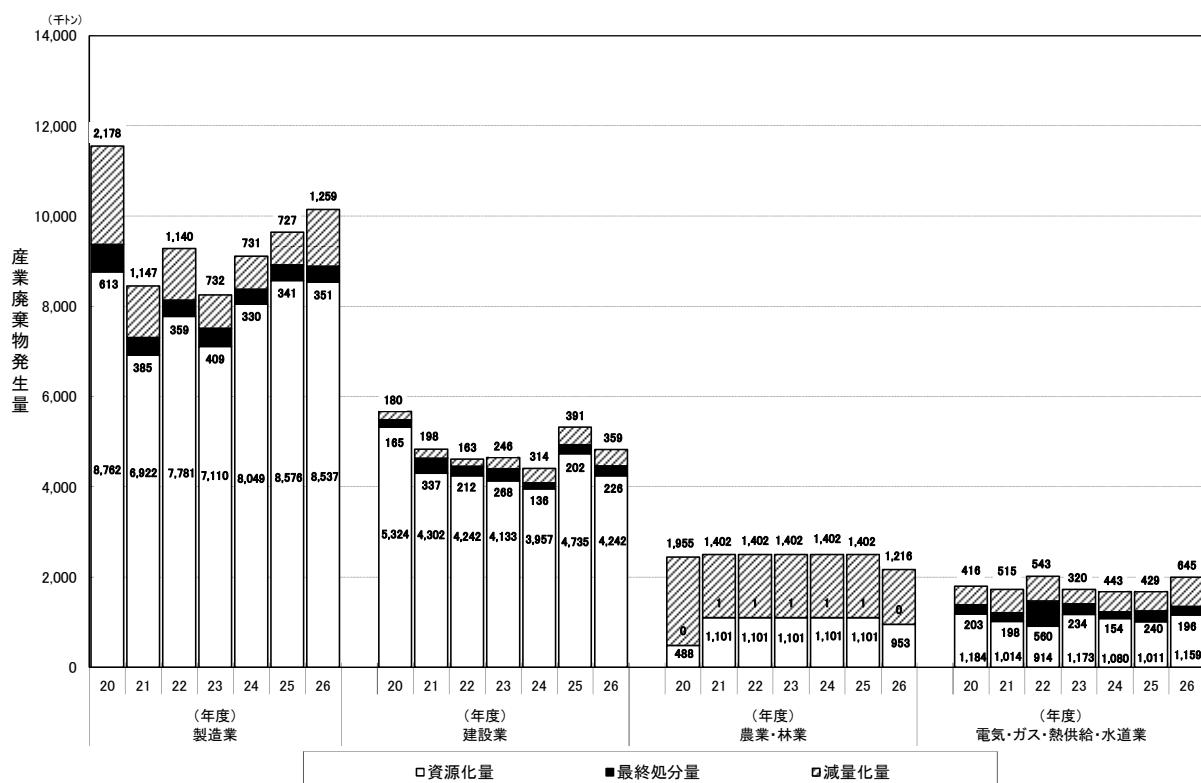
注1：数値は四捨五入のため、合計が合わない場合がある。

注2：( )は、発生量に対する割合を示す。

資料：愛知県

また、主な業種別の産業廃棄物の処理・処分状況を経年的にみると、減量化率は農業・林業は約60～80%、電気・ガス・熱供給・水道業は25%前後で推移している。資源化率については、建設業は約90%、製造業は80%前後となっている（図24）。

図 24 主な業種別の産業廃棄物の処理・処分状況経年変化



資料：愛知県

## イ 種類別の減量化、資源化の状況

平成 26 年度の発生量に対する減量化の状況（減量化率）を種類別にみると、高いものから廃アルカリの 73.9%、汚泥の 59.0%、廃酸の 57.3%、動物のふん尿の 56.1%、廃油の 54.5% の順となっており、平成 21 年度と比較すると、汚泥は増加し、廃アルカリ、廃酸及び廃油については減少した。

また、平成 26 年度の資源化の状況（資源化率）を種類別にみると、高いものから金属くずの 99.5%、鉱さいの 97.6%、紙くずの 95.1%、がれき類の 94.5%、ばいじんの 90.7% となっており、平成 21 年度と比較すると、鉱さい及びばいじんは増加し、金属くず、紙くず及びがれき類については減少している。

減量化・資源化率については、産業廃棄物全体で 1 % 上昇している（図 25）。

図 25 産業廃棄物の種類別の処理・処分状況



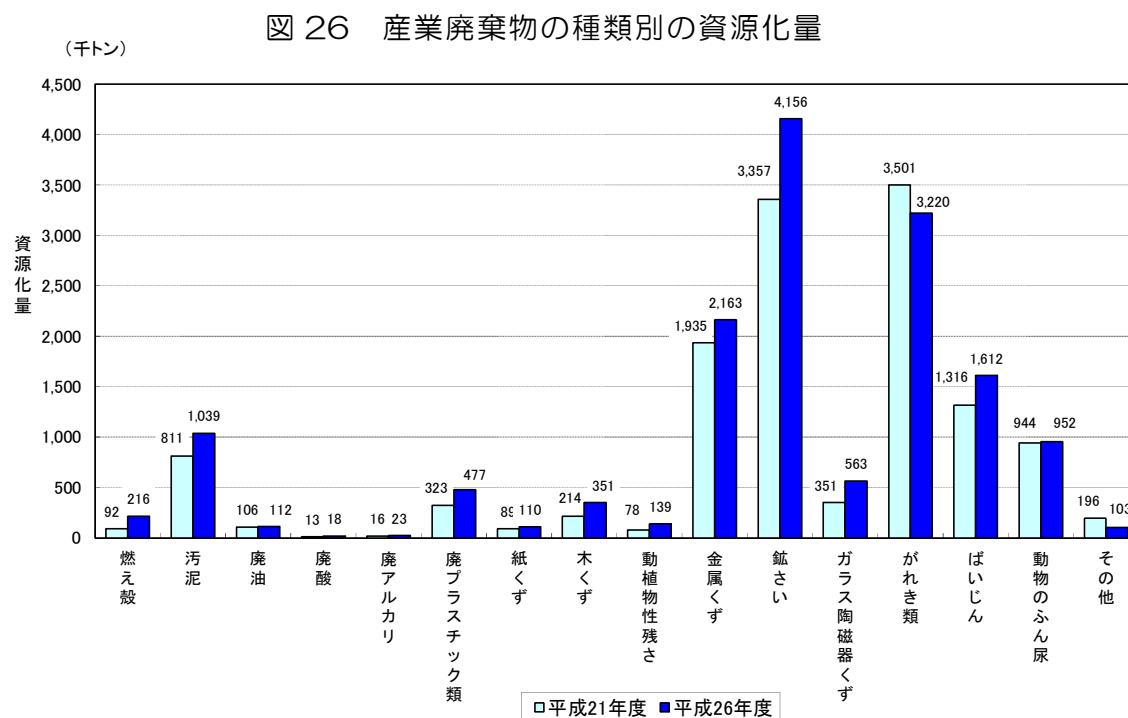
注 1：発生量の単位は千トンである。

注 2：図 23 における、その他量が入っていないため合計が一致しない場合がある。

注 3：数値は四捨五入しているため合計が一致しない場合がある。

資料：愛知県

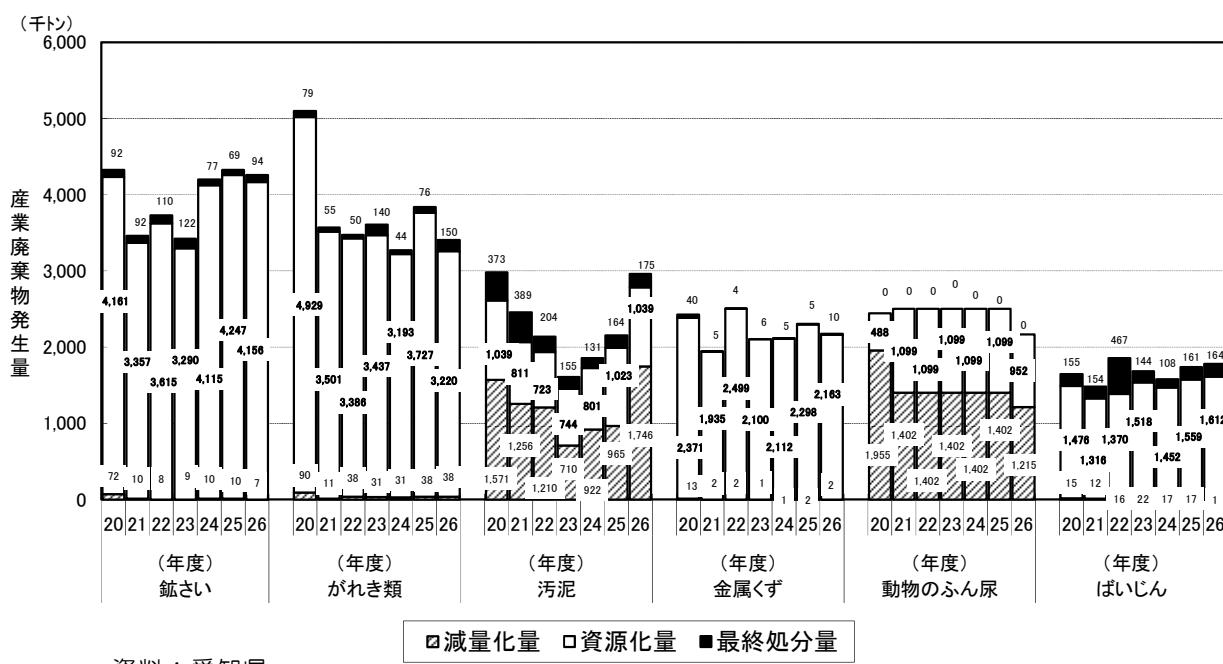
また、平成 26 年度の資源化量を種類別にみると、多いものから鉱さいの 415 万 6 千トン、がれき類の 322 万トン、金属くずの 216 万 3 千トン、ばいじんの 161 万 2 千トンの順となっている（図 26）。



資料：愛知県

発生量の多い産業廃棄物について減量化・資源化の状況を経年的にみると、鉱さい、がれき類及び金属くずについては、各年度とも資源化率は 90%以上となっており経年的な変化は認められない（図 27）。

図 27 産業廃棄物の処理状況の経年変化

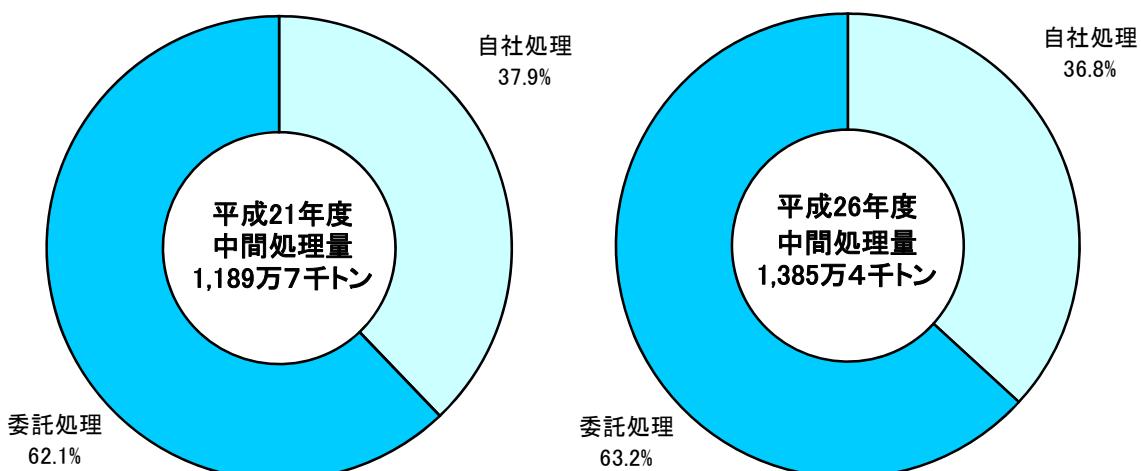


資料：愛知県

#### ウ 中間処理の自社処理、委託処理の状況

平成 26 年度の産業廃棄物の中間処理量 1,385 万 4 千トンを実施主体別にみると、自社処理が 36.8%、委託処理が 63.2% となっており、平成 21 年度とほぼ同じ割合となっている（図 28）。

図 28 中間処理の自社処理、委託処理状況

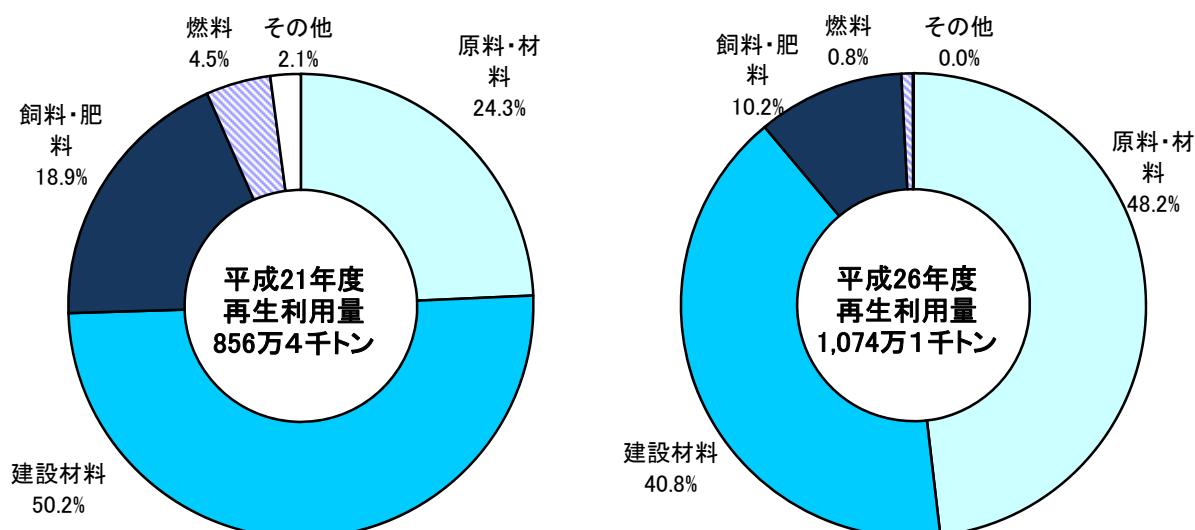


資料：愛知県

#### エ 再生利用の状況

平成 26 年度に主に中間処理を経た後に再生利用された量は 1,074 万 1 千トンで、その再生利用の用途は、原料・材料が 48.2% で最も多く、次いで建設材料が 40.8%、飼料・肥料が 10.2%、燃料が 0.8% となっている。平成 21 年度と比較すると、原料・材料の再生利用率の割合が大幅に増加している（図 29）。

図 29 産業廃棄物の再生利用の用途

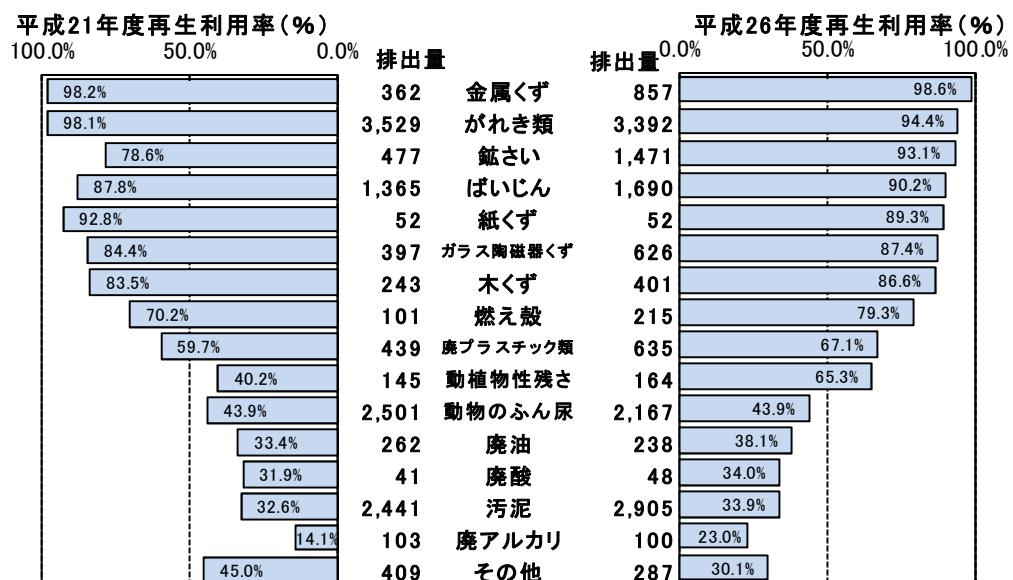


資料：愛知県

また、再生利用率（排出量に対する再生利用量の割合）の状況を産業廃棄物の種類別にみると、高いものから金属くずの98.6%、がれき類の94.4%、鉱さいの93.1%、ばいじんの90.2%、紙くずの89.3%の順となっている。平成21年度と比べ、多くの品目で再生利用率が上昇している（図30）。

産業廃棄物全体での再生利用率は、近年、70%を超える水準で推移している（図31）。

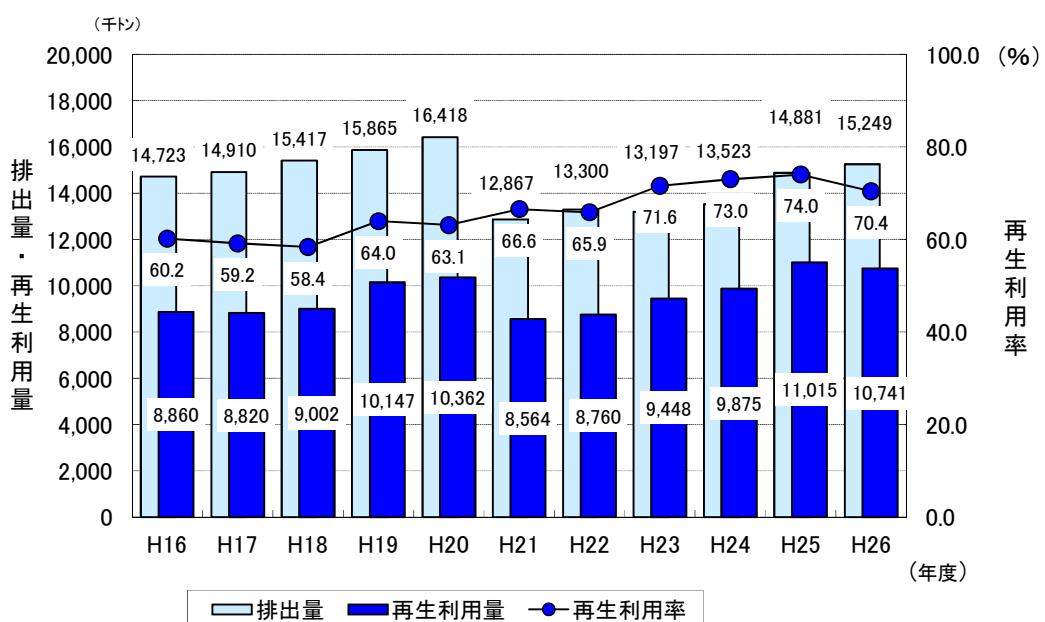
図30 産業廃棄物の種類別の再生利用率



注：廃棄物の排出量の単位は千トンである。

資料：愛知県

図31 再生利用率の推移

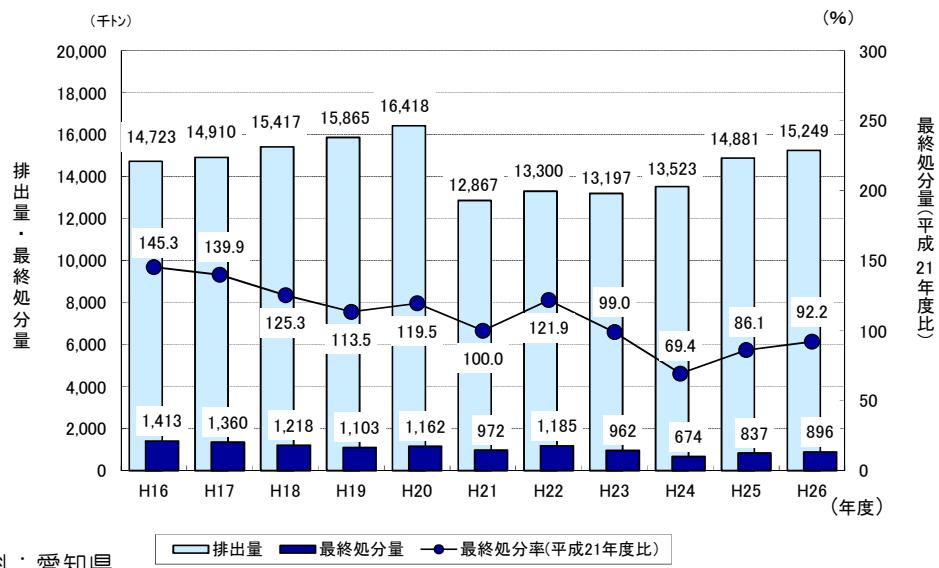


資料：愛知県

### (3) 産業廃棄物の最終処分の状況

最終処分量は減少傾向が見られ、平成 26 年度の最終処分量は 89 万 6 千トンであり、平成 21 年度の 97 万 2 千トンに比べ 7.8% 減少している（図 32）。

図 32 最終処分量の推移

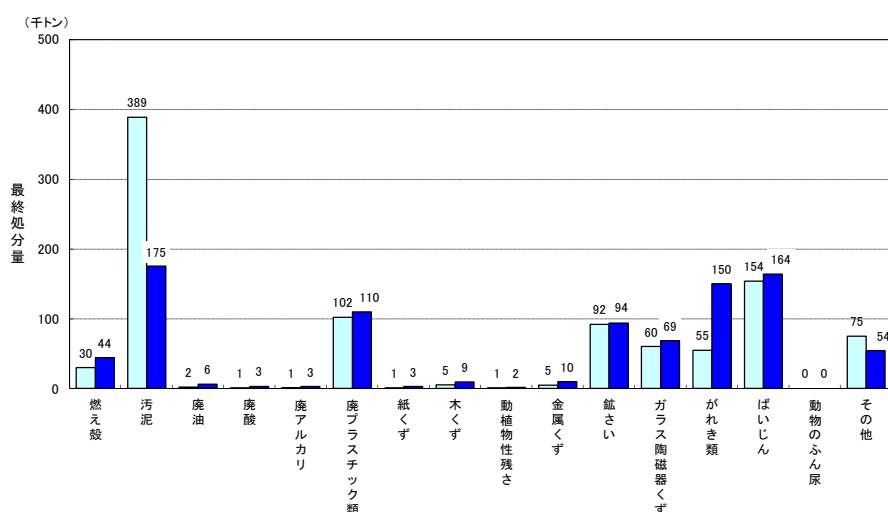


資料：愛知県

平成 26 年度の最終処分量を産業廃棄物の種類別にみると、多いものから汚泥の 17 万 5 千トン、ばいじんの 16 万 4 千トン、がれき類の 15 万トン、廃プラスチック類の 11 万トン、鉱さいの 9 万 4 千トン、ガラス陶磁器くずの 6 万 9 千トンの順となっている（図 33）。

なお、一部の廃棄物においては大きく変動しているが、図 32 に示すとおり排出量に対する最終処分量の割合は、平成 21 年度と比較すると減少傾向にある。

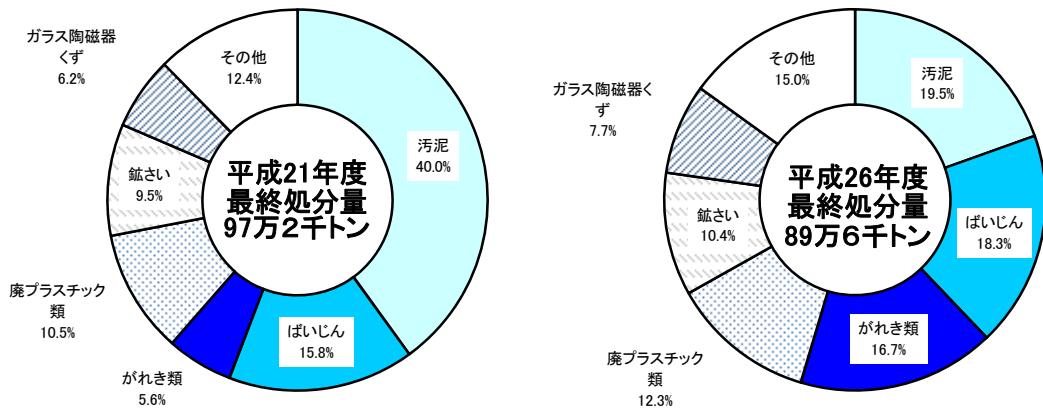
図 33 種類別の最終処分量



資料：愛知県

平成 26 年度の最終処分量の種類別内訳をみると、汚泥 19.5%、ばいじん 18.3%、がれき類 16.7%、廃プラスチック類 12.3%、鉱さい 10.4%、ガラス陶磁器くず 7.7% となっており、6 種類の産業廃棄物で全体の約 85% を締めている。平成 21 年度と比べ、汚泥の割合が減少し、がれき類の割合が増加している（図 34）。

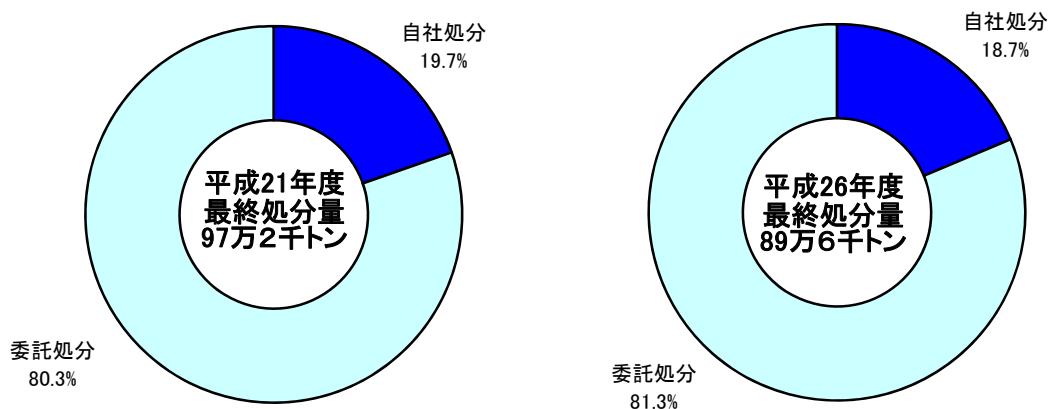
図 34 産業廃棄物の種類別の最終処分状況



資料：愛知県

平成 26 年度の最終処分量 89 万 6 千トンを実施主体別にみると、自社処分が 18.7%、委託処分が 81.3% となっており、平成 21 年度と比べ、委託処分の割合がやや増加している（図 35）。

図 35 最終処分の自社処分、委託処分状況



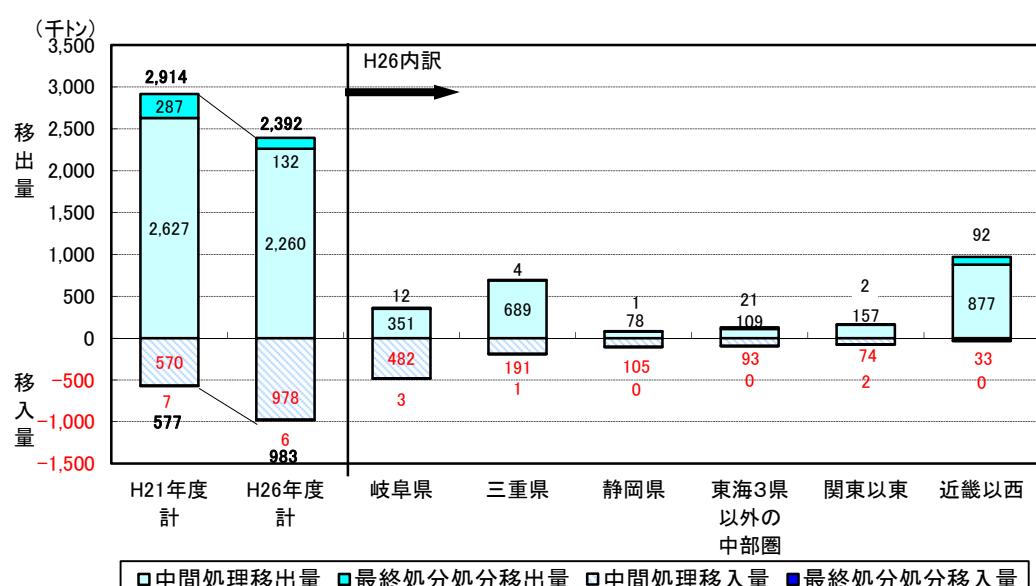
資料：愛知県

#### (4) 県内外移出入の状況

平成 26 年度に県外へ持ち出されて処理された産業廃棄物（県外移出）は 239 万 2 千トンで、平成 21 年度の 291 万 4 千トンに比べ、減少している。県外移出状況を県別にみると、近隣の三重県へ 29.0%、岐阜県へ 15.2%、静岡県へ 3.3% となっている。県外移出量を中間処理と最終処分の別にみると、中間処理目的 226 万トン、最終処分目的 13 万 2 千トンとなっている。

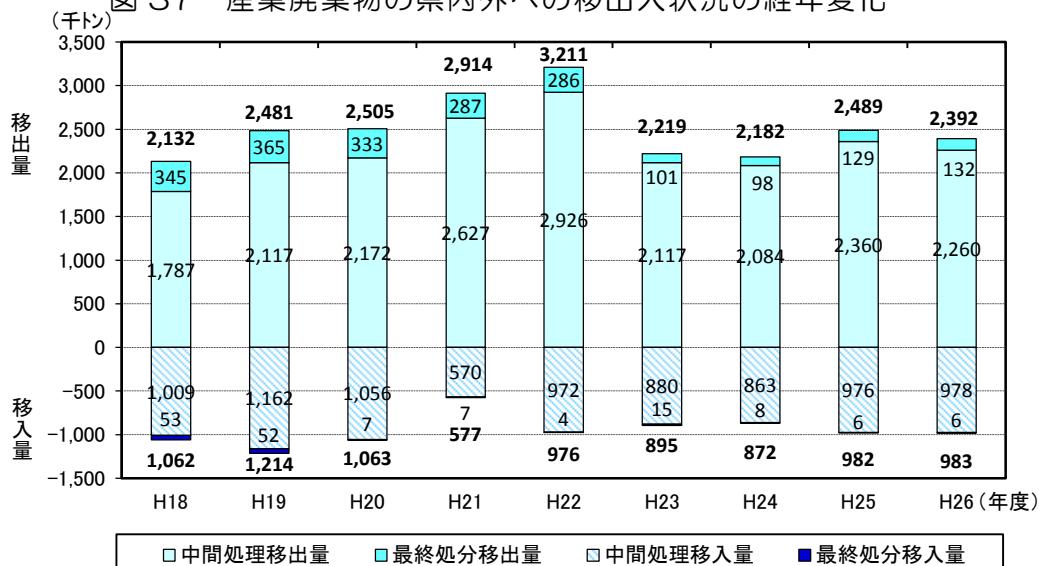
また、平成 26 年度に県内に持ち込まれて処理された産業廃棄物（県内移入）は 98 万 3 千トンで、平成 21 年度の 57 万 7 千トンと比べ、約 1.7 倍に増加している。県内移入状況を県別にみると、近隣の岐阜県から 49.3%、三重県から 19.5%、静岡県から 10.7% となっている。県内移入量を中間処理と最終処分の別にみると、中間処理目的 97 万 8 千トン、最終処分目的 6 千トンとなっている（図 36）。県内外移出入の経年変化は、図 37 のとおりである。

図 36 産業廃棄物の県内外への移出入状況（中間処理及び最終処分目的）



資料：愛知県

図 37 産業廃棄物の県内外への移出入状況の経年変化

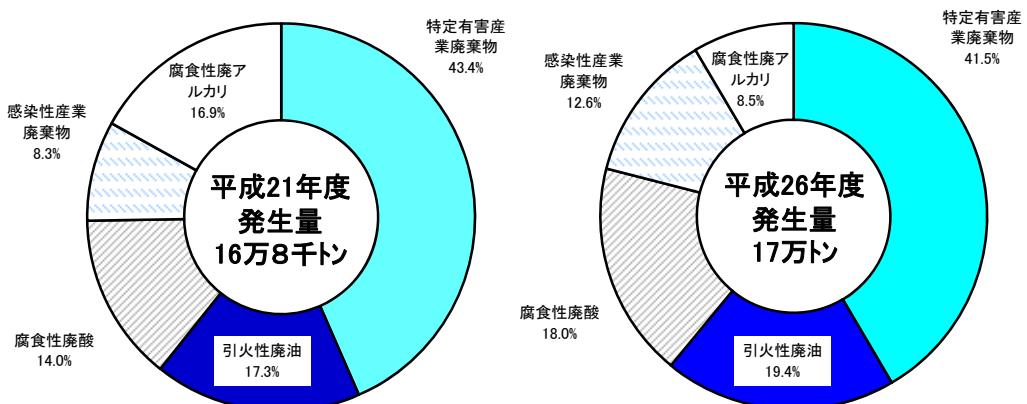


資料：愛知県

## (5) 特別管理産業廃棄物の状況

平成 26 年度の特別管理産業廃棄物の発生量は 17 万トンであり、これを種類別にみると、特定有害産業廃棄物が 41.5%、引火性廃油が 19.4%、腐食性廃酸が 18.0%、感染性産業廃棄物が 12.6%、腐食性廃アルカリが 8.5% となっている。平成 21 年度と比べ、特定有害産業廃棄物及び腐食性廃アルカリの割合が減少し、引火性廃油、腐食性廃酸及び感染性産業廃棄物の割合が増加している(図 38)。

図 38 特別管理産業廃棄物の種類別発生量



資料：愛知県

また、特別管理産業廃棄物の処理状況については、資源化量が 4 万 1 千トン、最終処分量が 1 万 3 千トンとなっており、平成 21 年度と比較すると資源化量及び最終処分量が減少し、減量化量が増加している（表 5）。

表 5 特別管理産業廃棄物の処理・処分状況

年度	発生量	減量化量		資源化量				最終処分量		その他量		単位:千トン	
				有償物量	再生利用量								
H26	170	115	(68.0%)	41	(24.2%)	4	(2.5%)	37	(21.7%)	13	(7.8%)	0	(0.0%)
H21	168	94	(56.1%)	57	(34.1%)	7	(4.2%)	50	(29.9%)	17	(9.8%)	0	(0.0%)

注1: ( )は発生量に対する割合を示す。

2: 数値は四捨五入のため合計が一致しないことがある。

資料：愛知県

## (6) 産業廃棄物処理施設の設置状況

### ア 中間処理施設の状況

平成 27 年度末現在の許可を受けた中間処理施設の設置数は 945 施設であり、その内訳は木くず又はがれき類の破碎施設が 370 施設と最も多く、次いで汚泥の脱水施設が 318 施設となっており、この 2 施設で全体の 72.8% を占めている（表 6）。

表 6 中間処理施設の設置状況（平成 27 年度末現在）

施 設 の 種 類 （ 処 理 能 力 ）		施設数	処 理 能 力	
中 間 処 理 施 設	汚泥	脱水施設（10m <sup>3</sup> /日を超えるもの）	318	74,445.2m <sup>3</sup> /日
		乾燥施設（10m <sup>3</sup> /日を超えるもの）	8	844.7m <sup>3</sup> /日
		乾燥施設（天日） (100m <sup>3</sup> /日を超えるもの)	1	126.0m <sup>3</sup> /日
		焼却施設 (5m <sup>3</sup> /日を超えるもの、200kg/時以上のもの又は火格子面積2m <sup>2</sup> 以上のもの)	25	1,380.2m <sup>3</sup> /日
	廃油	油水分離施設（10m <sup>3</sup> /日を超えるもの）	16	1,135.6m <sup>3</sup> /日
		焼却施設 (1m <sup>3</sup> /日を超えるもの、200kg/時以上のもの又は火格子面積2m <sup>2</sup> 以上のもの)	27	955.9m <sup>3</sup> /日
	廃酸又は廃アルカリの中和施設 (50m <sup>3</sup> /日を超えるもの)		5	10,592.0m <sup>3</sup> /日
	廃 プ ラ ス チ ツ ク 類	破碎施設（5t/日を超えるもの）	78	7,217.6 t /日
		焼却施設（100kg/日を超えるもの又は火格子面積2m <sup>2</sup> 以上のもの）	36	603.7 t /日
	木くず又はがれき類の破碎施設 (5 t /日を超えるもの)		370	164,010.1 t /日
	有害物質を含む汚泥のコンクリート固型化施設		1	14.4 t /日
	汚泥、廃酸、廃アルカリに含まれるシアン化合物の分解施設		4	61.6m <sup>3</sup> /日
	廃 PCB 等又は PCB 処理物の分解施設		2	23.6 t /日
	PCB 汚染物又は PCB 処理物の洗浄施設又は分離施設		3	113.5 t /日
	産業廃棄物の焼却施設(200kg/時以上のもの又は火格子面積2m <sup>2</sup> 以上のもの)		51	2,325.1 t /日
計		945	—	

資料：愛知県

## イ 最終処分場の状況

平成 26 年度末現在県内に設置されている産業廃棄物最終処分場は 104 施設であり、そのうちの 62 施設が管理型最終処分場、37 施設が安定型最終処分場、5 施設が遮断型最終処分場である（表 7）。

表 7 最終処分場の設置状況（平成 26 年度末現在）

残存容量の単位：千m<sup>3</sup>

愛知県全域	自社処分場		自社処分場以外		合 計	
	施設数	残存容量	施設数	残存容量	施設数	残存容量
遮断型	1	0.0	4	4.5	5	4.5
安定型	6	111.6	31	1,196.2	37	1,307.8
管理型	15	1,303.9	47	7,884.3	62	9,188.1
合計	22	1,415.5	82	9,084.9	104	10,500.4

注：数値は四捨五入のため合計が一致しないことがある。

資料：愛知県

また、産業廃棄物処理実績報告の集計結果によると、平成 26 年度末の最終処分場の残存容量は約 1,050 万m<sup>3</sup>であり、その内訳は、管理型が 約 918 万 8 千m<sup>3</sup>、安定型が約 130 万 8 千m<sup>3</sup>、遮断型が約 5 千m<sup>3</sup>である（表 7）。

残存容量約 1,050 万m<sup>3</sup>について、このままの埋立状況が続くと、残余年数は 13.6 年と試算される（産業廃棄物の 1m<sup>3</sup>当たりの重量を 1 トンと仮定）。

$$1,050 \text{ 万m}^3 \div 77 \text{ 万m}^3 = 13.6 \text{ 年}$$

$$\begin{aligned} 77 \text{ 万m}^3 & [\text{平成 26 年度の県内での最終処分量}] : 89 \text{ 万 6 千m}^3 [\text{県内で発生した廃棄物の最終処分量}] \\ & - 13 \text{ 万 2 千m}^3 [\text{うち県外へ搬出して埋立}] + 6 \text{ 千m}^3 [\text{県外から搬入され埋立}] \end{aligned}$$

また、最終処分場の新規設置許可件数は表 8 のとおり平成 11 年度以降非常に少ない状況で推移しており、直近 10 年間でみると、平成 19 年度に公共関与処分場が 1 件設置許可されたのみである。

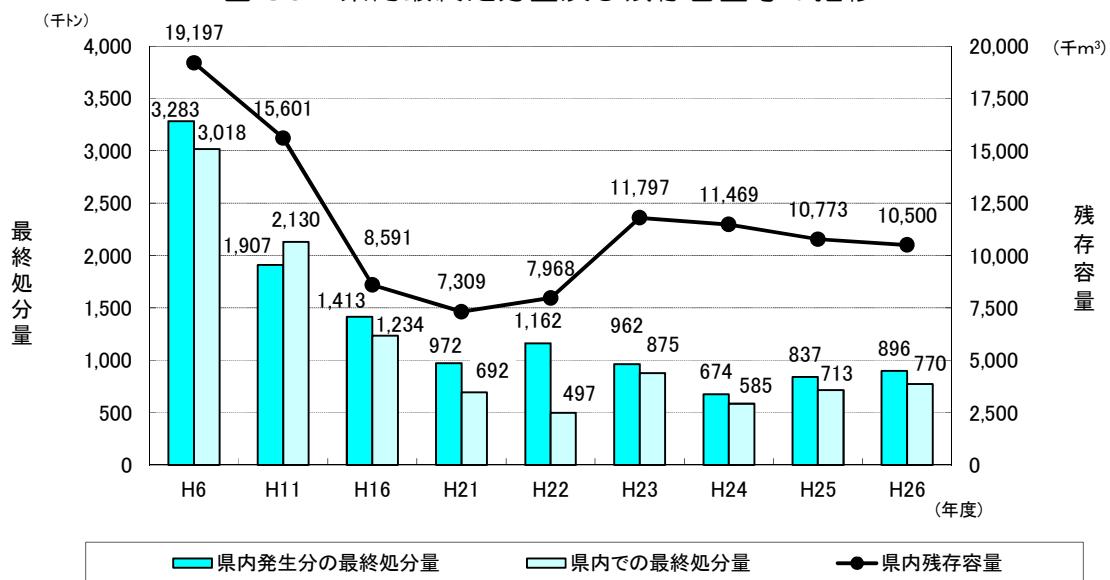
なお、産業廃棄物の県内での最終処分量及び残存容量等の推移は図 39 のとおりである。

表 8 最終処分場の設置許可件数の推移

年度（平成）	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
設置許可件数	7	11	9	0	0	1	0	0	0	0
年度（平成）	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27
設置許可件数	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0

資料：愛知県

図 39 県内最終処分量及び残存容量等の推移



#### (7) 処理業者の許可状況

産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を含む。）の収集・運搬、処分を業として行う場合、都道府県知事（政令で定める市にあっては市長。以下「都道府県知事等」という。）の許可が必要であり、平成 27 年度末現在の産業廃棄物処理業者数は、延べ 9,790 業者、その内訳は、産業廃棄物の収集・運搬を行う業者が延べ 8,114 業者、特別管理産業廃棄物の収集・運搬を行う業者が延べ 794 業者、産業廃棄物の処分を行う業者が延べ 831 業者、特別管理産業廃棄物の処分を行う業者が延べ 51 業者である（表 9）。

表 9 産業廃棄物処理業者数（平成 27 年度末現在）

営業の種類		県知事 許可 (%)	名古屋市長 許可 (%)	豊橋市長 許可 (%)	岡崎市長 許可 (%)	豊田市長 許可 (%)	合 計 (%)
収集 運搬	産業廃棄物	7,768 (85.3)	163 (54.7)	54 (40.6)	60 (54.5)	69 (46.9)	8,114 (82.9)
	特別管理 産業廃棄物	757 (8.3)	18 (6.0)	10 (7.5)	3 (2.7)	6 (4.1)	794 (8.1)
処分	産業廃棄物	547 (6.0)	108 (36.2)	64 (48.1)	45 (40.9)	67 (45.6)	831 (8.5)
	特別管理 産業廃棄物	30 (0.3)	9 (3.0)	5 (3.8)	2 (1.8)	5 (3.4)	51 (0.5)
合 計		9,102	298	133	110	147	9,790

注：同一業者が県知事と市長許可の両方を取得している場合や、複数の営業の種類の許可を取得している場合があるため、合計の業者数は重複がある。また、収集運搬の許可は、平成 23 年 4 月 1 日から原則として県知事が行うこととされた。

資料：愛知県

(8) 再生利用個別指定の状況

産業廃棄物の収集・運搬、処分を業として行う場合、都道府県知事等の許可が必要であるが、再生利用されることが確実であると都道府県知事等が認めた産業廃棄物のみを扱う場合は都道府県知事等の指定を受けることにより業を行うことができる。この再生利用個別指定を受けている業者は、平成27年度末現在、10業者である（表10）。

表10 再生利用個別指定の状況（平成27年度末現在）

種 別	取 扱 品 目	再 生 利 用 方 法
1 再生活用 再生輸送	廃酸（廃豆乳類に限る。）、廃アルカリ（廃豆乳類に限る。）、動植物性残さ（豆乳粕に限る。）	養豚への給餌
2 再生活用	汚泥（キラ汚泥に限る。）	鉱山跡地の埋戻材として利用
3 再生活用	汚泥（鉱業汚泥に限る。）	鉱山跡地の埋戻材として利用
4 再生活用	汚泥（鉱業汚泥に限る。）	鉱山跡地の埋戻材として利用
5 再生活用	汚泥（鉱業汚泥に限る。）	鉱山跡地の埋戻材として利用
6 再生活用	汚泥（鉱業汚泥に限る。）	土砂採取地の埋戻材として利用
7 再生活用	汚泥（鉱業汚泥に限る。）	原砂採掘場所の埋戻材として利用
8 再生活用	汚泥（鉱業汚泥に限る。）	鉱山跡地の埋戻材として利用
9 再生活用	汚泥（鉱業汚泥に限る。）	鉱山跡地の埋戻材として利用
10 再生活用	汚泥（鉱業汚泥に限る。）	鉱山跡地の埋戻材として利用

資料：愛知県

### (9) 監視・指導の状況

平成 23 年度から平成 27 年度における処理業者や処理施設を設置する事業場への立入件数は表 11 のとおりであり、立入の際に不適正な事例を確認した場合は文書による指導を行っている。平成 27 年度には、文書による指導を 304 件、改善勧告を 13 件行っている。さらに指導に従わない者に対しては、2 件の改善命令を行っている。

また、平成 27 年度の行政処分の内容をみると、改善命令については産業廃棄物の処理基準違反が 2 件である。改善勧告については 13 件のうち 4 件が産業廃棄物の処理基準違反に対するものであり、最も多くなっている（表 12）。

表 11 監視・指導による措置状況

区分 年度	立入状況 (件数)	措置状況(件数)						計
		業・施設の取消	停止命令	措置命令	改善命令	改善勧告	その他文書指導	
平成 23	6,047	23	0	0	7	25	285	340
平成 24	6,451	15	2	0	3	22	380	422
平成 25	7,583	14	7	0	2	28	331	382
平成 26	6,724	14	0	0	0	22	255	291
平成 27	6,462	8	1	0	2	13	304	328

資料：愛知県

表 12 不適正処理に係る行政処分（平成 27 年度）

区分	件数	主な内容	件数
業・施設の取消	8(8)	法人が欠格要件に該当 法人役員等が欠格要件に該当 破産 他の自治体で許可取消処分を受けたため	3(3) 3(3) 1(1) 1(1)
停止命令	1(1)	産業廃棄物収集運搬業の無許可事業範囲変更	1(1)
措置命令	0(0)		0(0)
改善命令	2(1)	産業廃棄物の処理基準違反	2(1)
改善勧告	13(9)	産業廃棄物の処理基準違反 改善命令の不履行 産業廃棄物の再委託基準違反 産業廃棄物処理施設の無許可設置 産業廃棄物の無許可収集運搬 産業廃棄物の委託基準違反 報告徴収の一部未報告	4(3) 3(1) 2(2) 1(1) 1(0) 1(1) 1(1)

注：（ ）は産業廃棄物処理業者に係るもので内数である。

資料：愛知県

## 第3章 前計画の進捗状況と課題

### 1 前計画の概要

愛知県廃棄物処理計画（平成 24 年度～28 年度）（前計画）では、3R の取組を一層進めることとし、重点とする減量化目標を以下のとおり定めた。

また、主な施策として、3R の促進のほか、ものづくりの県である本県の産業技術の集積を生かした循環ビジネスの促進や、適正処理と監視指導の徹底など 6 つの施策を総合的かつ計画的に進めることとした。

- 廃棄物の排出量について、平成 20 年度に対して一般廃棄物は約 9%、産業廃棄物は約 6% 削減する。
- 処理しなければならないごみの一人一日当たりの量は、前計画の目標を継続し、720g とする。
- 排出量に対する再生利用量の割合は、一般廃棄物について約 26%、産業廃棄物について約 68% とする。
- 最終処分量について、平成 20 年度に対して一般廃棄物は約 23%、産業廃棄物は約 18% 削減する。

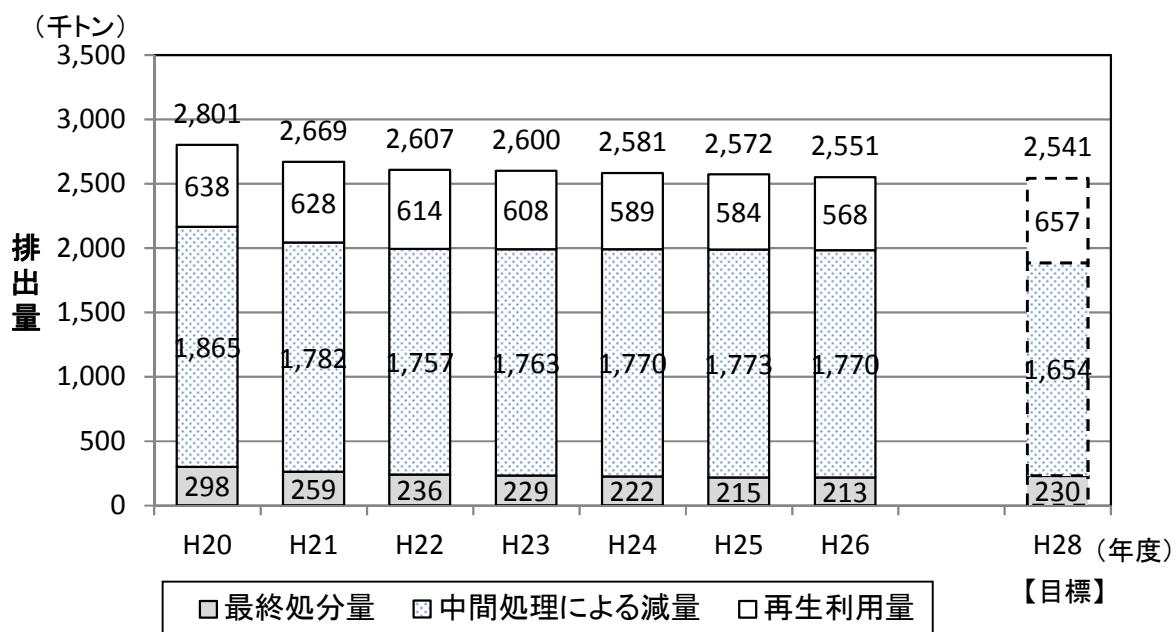
## 2 廃棄物の減量化目標の達成状況

### (1) 減量化の状況

#### ア 一般廃棄物

一般廃棄物について、経年にみれば排出量、再生利用量、最終処分量とも減少傾向にある（図 40）。再生利用量については、量ではなく排出量に対する割合が重要であるため、再生利用率については（2）で整理した。

図 40 一般廃棄物の減量化の状況

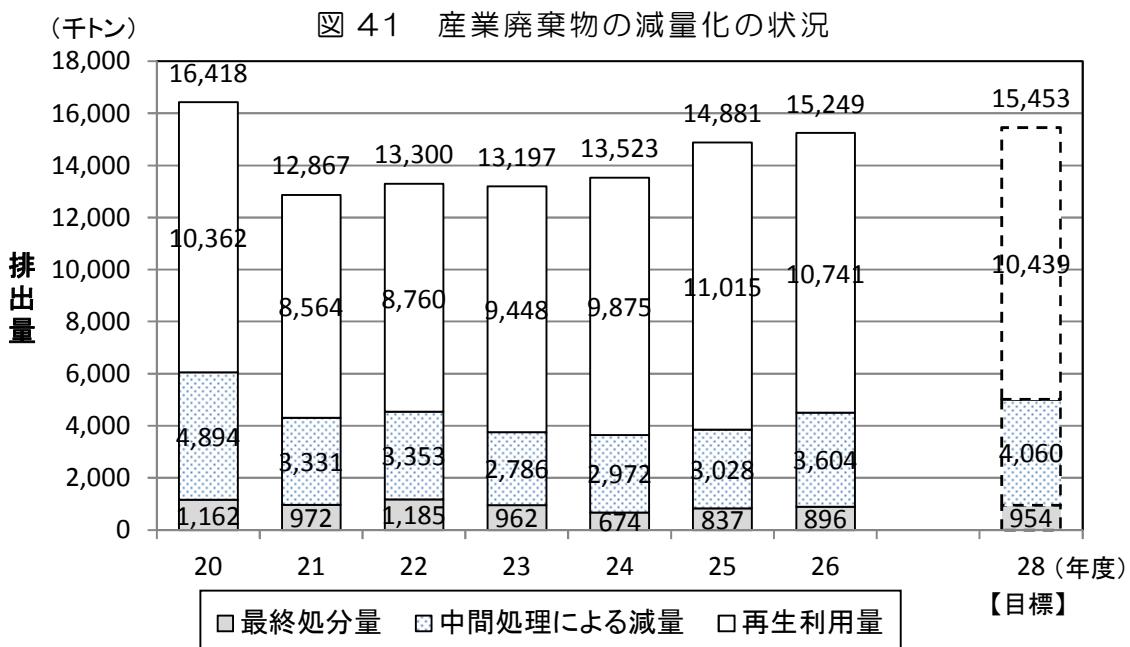


資料：愛知県

#### イ 産業廃棄物

排出量について、平成 21 年度に大きく減少したものの、それ以降は増加傾向であり、平成 26 年度は 1,524 万 9 千トンで平成 28 年度目標値 1,545 万 3 千トンより低い値を示した（図 41）。平成 21 年度に排出量が大きく減少した主な原因是、その前年に発生した世界的な経済状況の悪化による生産活動の縮小が考えられる。経年にみれば、排出量は増加傾向であるが、再生利用量も増加しているため、最終処分量は大きく変動していない。このことより、3R 等の取組が大きく進んでいることがうかがわれる。

再生利用量については、一般廃棄物と同様、排出量に対する割合で評価することとし、その状況については（2）で整理した。



資料：愛知県

## (2) 減量化目標の達成状況

前計画で掲げた重点とする減量化目標の達成状況は、次のとおりである。

なお、達成状況の評価に当たっては、排出量等の最新実績である平成 26 年度実績により評価を行った。

### ア 排出量

目標：廃棄物の排出量について、平成 20 年度に対して一般廃棄物は約 9%、 産業廃棄物は約 6%削減する。				
項目		基準年度(平成 20 年度)の実績値	現状(平成 26 年度)の実績値	平成 28 年度 目標値
排出量	一般 廃棄物	280 万 1 千トン	255 万 1 千トン (8.9% 減)	254 万 1 千トン (約 9% 減)
	産業 廃棄物	1,641 万 8 千トン	1,524 万 9 千トン (7.1% 減)	1,545 万 3 千トン (約 6% 減)

#### 【目標の達成状況】

一般廃棄物の平成 26 年度における排出量は 255 万 1 千トンであり、平成 20 年度の 280 万 1 千トンに比べ 8.9% 減少している。経年的な傾向も減少傾向にあり、目標達成が見込まれる（図 40）。

産業廃棄物の平成 26 年度における排出量は 1,524 万 9 千トンであり、平成

20年度の1,641万8千トンに比べ7.1%減少しており、現状で目標値を達成しているが、排出量について、近年では増加傾向にある（図41）。

#### イ 処理しなければならないごみの一人一日当たりの量

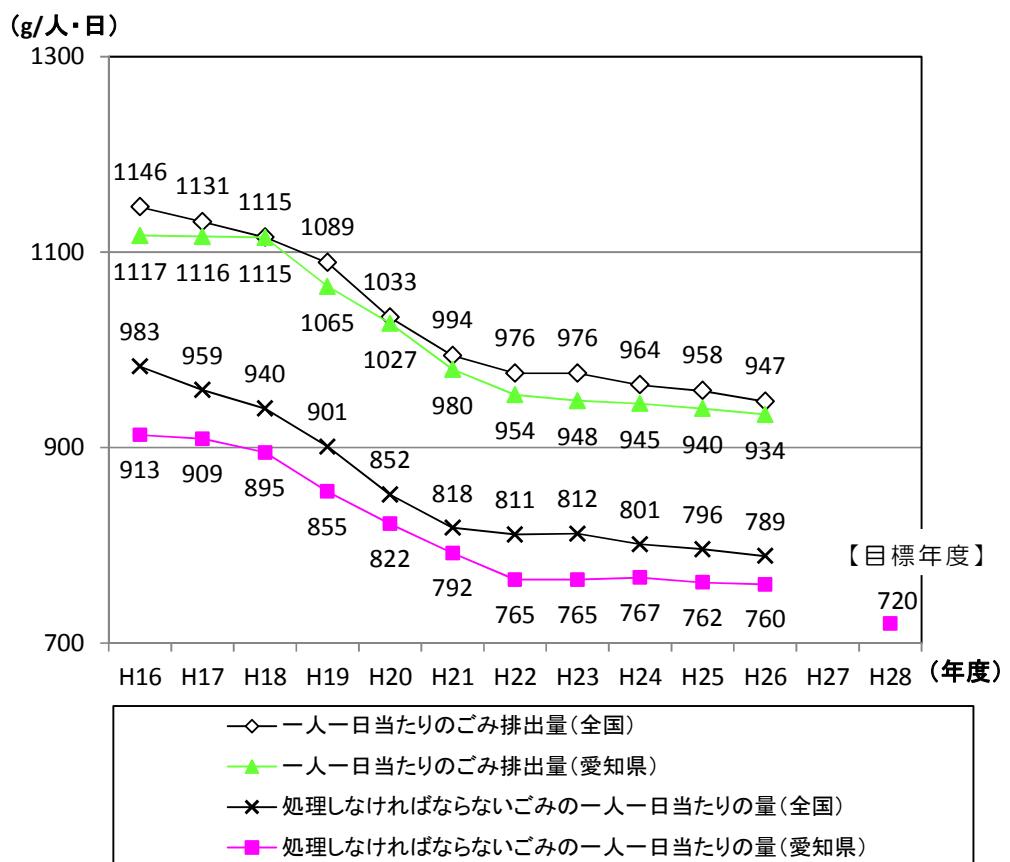
目標：処理しなければならないごみの一人一日当たりの量は、720gとする。			
項目	基準年度(平成20年度)の実績値	現状(平成26年度)の実績値	平成28年度目標値
処理しなければならないごみの一人一日当たりの量	822g	760g (7.5%減)	720g (12.4%減)

注：処理しなければならないごみの一人一日当たりの量：一般廃棄物の一年間の総排出量から資源ごみ量及び集団回収量を差し引いて、一人一日当たりに換算したもの。

#### 【目標の達成状況】

平成26年度における処理しなければならないごみの一人一日当たりの量は760gで、平成20年度の822gに比べ7.5%減少しているものの、近年は横ばい傾向であり、平成28年度の目標達成は困難と見込まれる。

図42 一人一日当たりのごみ排出量等の経年変化（全国との比較）



資料：環境省「一般廃棄物処理事業実態調査」より愛知県作成

## ウ 再生利用率

**目標：排出量に対する再生利用量の割合（再生利用率）は、一般廃棄物について約26%、産業廃棄物について約68%とする。**

項目	基準年度（平成20年度）の実績値	現状（平成26年度）の実績値	平成28年度目標値
排出量に対する再生利用量の割合	一般廃棄物 $\frac{63\text{万8千ト}}{280\text{万1千ト}} = 22.8\%$	22.3% $\frac{56\text{万8千ト}}{255\text{万1千ト}} = 22.3\%$	約26%
	産業廃棄物 $\frac{1,036\text{万2千ト}}{1,641\text{万8千ト}} = 63.1\%$	70.4% $\frac{1,074\text{万1千ト}}{1,524\text{万9千ト}} = 70.4\%$	約68%

### 【目標の達成状況】

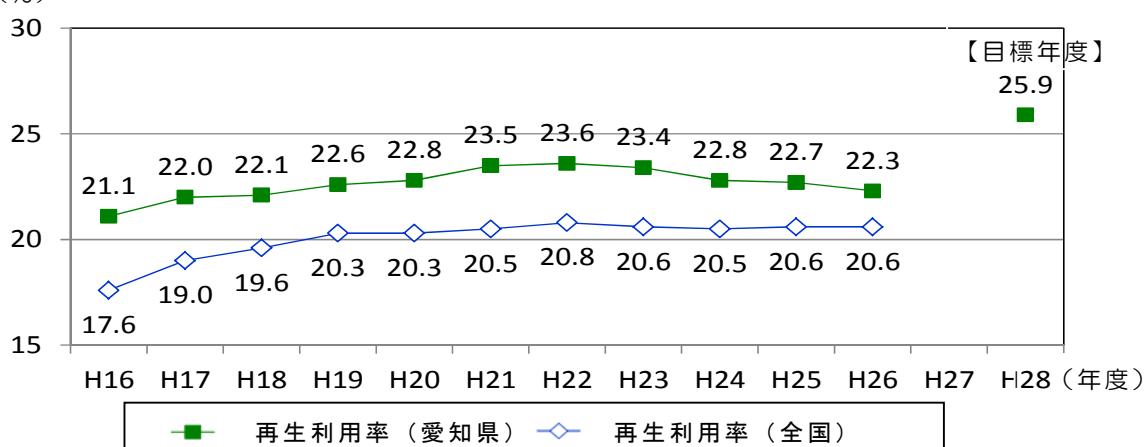
一般廃棄物の平成26年度における排出量に対する再生利用量の割合（再生利用率）は22.3%と平成20年度に対して0.5ポイント減少した。近年では再生利用率は下降傾向にあり、目標達成は困難と見込まれる（図43）。

近年、総排出量、資源化量ともに減少傾向にあるが、資源化量の減少割合が高い状況となっている。特に、資源化量の約半数を占める新聞・雑誌などの紙類が減少傾向にある。この原因としては、新聞や雑誌の発行部数の減少や、IT化により紙の消費が減っていることが挙げられる。また、紙類に限らずスーパーマーケット等で民間事業者によって回収されることにより、国が実施する一般廃棄物処理事業実態調査で把握されないことも原因の一つであると考えられる。

今後は、民間事業者によって回収されている資源化物の量を把握することも必要であると考えられる。

産業廃棄物の平成26年度における排出量に対する再生利用量の割合は70.4%であり、平成20年度に対して7.3ポイント増加した。平成26年度はその前年度よりもやや下降したが、近年では70%を超える高い水準で推移しており、目標達成が見込まれる（第2章、p26図31）。

(%) 図43 一般廃棄物の再生利用率の経年変化（全国との比較）



資料：環境省「一般廃棄物処理事業実態調査」より愛知県作成

## 工 最終処分量

目標：最終処分量について、平成 20 年度に対して一般廃棄物は約 23%、産業廃棄物は約 18%削減する。

項目	基準年度（平成 20 年度）の実績値	現状（平成 26 年度）の実績値	平成 28 年度目標値
最終処分量	一般廃棄物 29万8千トソ	21万3千トソ (28.5%減)	23万トソ (約 23%減)
	産業廃棄物 116万2千トソ	89万6千トソ (22.9%減)	95万4千トソ (約 18%減)

### 【目標の達成状況】

平成 26 年度における一般廃棄物の最終処分量は、21 万 3 千トンであり、平成 20 年度に比べ 28.5% 減少しており、現状で目標値を達成している。一般廃棄物の最終処分量は経年的に減少傾向にあり目標の達成が見込まれる（図 40）。

また、産業廃棄物の平成 26 年度の最終処分量は 89 万 6 千トンであり、平成 20 年度に比べ 22.9% 減少しており、現状で目標値を達成している。平成 24 年度以降の最終処分量は増加傾向であるが、増加量は少なく、目標の達成が見込まれる（図 41）。

### 3 取組の成果と課題

#### (1) 3Rの促進

##### ア 主な取組内容

循環型社会の構築に向け、県民、事業者、市町村等と協力、連携し、適正な循環的利用の促進を図るため、次のような施策を行った。

##### <県民の3Rの促進>

- ・ごみゼロ社会推進あいち県民大会の場での啓発活動
- ・3Rや食品ロス削減に関するリーフレット配布による啓発活動
- ・環境学習副読本「わたしたちと環境」による啓発活動

##### <事業者による3Rの取組の促進>

- ・多量排出事業者に対する廃棄物処理の減量化・資源化等の指導
- ・「エコアクション21」の認証に向けた認証取得研修会の開催
- ・「レジ袋削減取組店制度」への参加の呼びかけ
- ・3R等の環境情報を「資源循環情報システム」において発信

##### <市町村の取組の促進>

- ・市町村職員等を対象に、ごみ減量や再生利用をテーマとした研修会の開催
- ・ごみの排出抑制のため、ごみ処理有料化等の取組の促進

##### <県等の率先的取組の推進>

- ・愛知県庁の環境保全のための行動計画（あいちエコスタンダード）に基づき、廃棄物排出量削減を推進

##### <各種リサイクル法等の推進>

- ・前計画期間中に施行された小型家電リサイクル法に基づく、使用済小型家電の効率的な回収を推進

##### ○ 主な取組の実績・効果

- ・ごみの分別数の増加  
平均 18.8 分別(H19) ⇒ 19.7 分別(H22) ⇒ 20.1 分別(H26)
- ・レジ袋有料化の取組  
実施市町村割合 82.5% (H21) ⇒ 83.3% (H27)
- ・マイバッグ持参・レジ袋辞退の取組割合（県政世論調査）  
81.5% (H22) ⇒ 83.8% (H28)
- ・家庭ごみ処理有料化を実施している市町村の割合  
愛知県：33.3% (H21) ⇒ 35.2% (H27)  
全国平均：59.0% (H21) ⇒ 63.4% (H27)
- ・使用済小型家電リサイクルの取組を実施している市町村数  
全 54 市町村

## イ 課題

廃棄物は、排出者が責任を持って処理することが必要であり、例えば、県民であれば、詰め替え可能な商品や長期間使うことができる商品を選択するなど、購入段階から使用後に排出する廃棄物の減量化、資源化を意識してもらうことが重要であるため、今後も継続的に啓発活動を行う必要がある。

また、「レジ袋削減取組店制度」の登録店舗数は頭打ち状況であり、近年ではレジ袋を再び無料化する店舗もある。制度の趣旨をあらためて周知啓発するなどにより、取組店を増やす方策をとる必要がある。

一方、家庭で使用されたスプレー缶や水銀使用廃製品等の適正処理が困難な廃棄物についても、市町村において適正に処理する必要がある。

さらに、食品廃棄物の不正転売事件を一つの契機として、食品ロス問題が顕在化しており、食品ロス削減に向けた取組の強化が求められている。

産業廃棄物については、経年にみれば、3Rの取組が進んでおり最終処分量は大きく変動していないが、排出量と再生利用量は増加傾向であるため、発生抑制を継続的に進める必要がある。

さらに、事業者による自主的な取組を促進するためのツールである「資源循環情報システム」について、掲載情報やコンテンツが陳腐化しないように、適宜、情報の更新を行う必要がある。

## (2) 循環ビジネスの促進

### ア 主な取組内容

ものづくり県である愛知県の産業技術を生かし、廃棄物の排出抑制はもとより、より付加価値の高い製品に再生する循環ビジネスの振興を図るために、次のような施策を行った。

#### ＜新しい循環ビジネスの創出と事業化促進＞

- ・産学行政の連携の拠点として「あいち資源循環推進センター」を運営し、先導的で効果的な循環ビジネスの発掘・創出を支援
- ・循環ビジネス創出コーディネーターを配置し、県内全域に対応した相談や技術指導の実施
- ・愛知環境賞を受賞した企業・団体の先進的な取組を紹介するセミナー や現地見学会等を開催し、企業の事業化支援を実施
- ・先導的、効果的なリサイクル等の施設及び循環ビジネス事業化検討事業への補助
- ・「あいちゼロエミッション・コミュニティ構想」に掲げた9つの事業モデルについて企業等による事業化検討を実施

#### ＜資源循環を促進するための環境づくり＞

- ・メッセナゴヤ（名古屋市）、エコプロ（東京都）（H27までエコプロダクツ）等の大型展示会において、県内循環ビジネス企業のPR及び販路拡大を支援

- ・循環型社会を担う人材育成を目的としたあいち環境塾の開講
- ・資源循環や環境負荷低減に関する企業・団体の優れた技術、事業、活動、教育の取組を表彰する愛知環境賞の実施

- 主な取組の実績・効果
  - ・循環ビジネス創出コーディネーターによる相談や技術指導  
962件（H24～H27）
  - ・循環型社会形成推進事業費補助  
リサイクル関係等施設整備事業
    - 交付件数 : 32件（応募件数70件）（H24～H27）
    - 交付件数 累計 : 54件（応募件数124件）（H18～H27）
  - 循環ビジネス事業化検討事業
    - 交付件数 : 30件（応募件数48件）（H24～H27）
    - 交付件数 累計 : 76件（応募件数131件）（H18～H27）
  - ・愛知環境賞表彰件数 : 57件（応募件数180件）（H24～H27）
    - 表彰件数 累計 : 151件（応募件数540件）（H16～H27）
  - ・あいち環境塾による人材の育成
    - あいち環境塾修了生 : 76人（H24～H27）
    - 修了生 累計 : 178人（H20～H27）

#### イ 課題

これまでの循環ビジネスの振興に向けた支援により、生み出されてきた先導的で優れた施設や技術、環境への取組を県内各地に広く普及・展開することが必要である。

また、循環の質にも着目しながら、未利用資源・エネルギーの活用といった低炭素社会や自然共生社会づくりにも資する資源循環の取組を進め、地域特性に応じた地域循環圏を構築していくことが必要である。

### （3）適正処理と監視指導の徹底

#### ア 主な取組内容

廃棄物処理法等の遵守はもとより、不適正処理の未然防止及び早期是正を図り、安心・安全な地域環境を確保するため、次のような施策を行った。

##### ＜廃棄物の適正処理の指導＞

- ・事業所への立入検査、各種報告書等の提出時における指導
- ・電子マニフェストの普及促進
- ・優良産業廃棄物処理業者の育成及び処理業者情報の公表

##### ＜不適正処理の未然防止＞

- ・平日休日、昼夜間にわたる監視パトロールの実施（民間委託含む）
- ・関係部局・関係機関との連携による監視の強化

### ＜その他＞

- ・愛知県ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物処理計画の改訂  
(平成27年6月)
- ・愛知県海岸漂着物対策推進地域計画の改訂、計画に基づく海岸漂着物の回収・処理及び普及啓発を地元市町村と連携して実施
- ・愛知県災害廃棄物処理計画の策定(平成28年10月)

### ○ 主な取組の実績・効果

- ・電子マニフェスト普及率：22.1%（H21）⇒39.2%（H26）
- ・優良産業廃棄物処理業者（特別管理産業廃棄物を含む。）  
処分業許可業者認定期数：8件（H23.9）⇒53件（H27）
- ・PCB廃棄物の処理台数（大型変圧器・コンデンサー等）  
26,577台（処理進捗率：約91%）（H27）
- ・苦情件数の減少：194件（H22）⇒144件（H27）
- ・6月、11月の強化月間における立入指導  
立入指導1,227件、文書指導59件（H27）
- ・民間警備会社による平日夜間及び休日の監視パトロール  
延べ630回（H27）
- ・再生品の環境安全性に係る分析検査：86件（H27）

### イ 課題

不法投棄等を始めとする不適正処理について、廃棄物に関する苦情件数は減少しており改善傾向が見られるものの、未だ撲滅には至っていない。平成28年1月には、本県を中心として食品廃棄物の不適正処理問題が発生したことも鑑み、安全で安心できる廃棄物処理を確保するため、電子マニフェストの普及促進、優良産業廃棄物処理業者の育成などを始めとした、各種施策を引き続き進めるとともに、監視強化に向けた多様な手法の開拓など、不適正処理の未然防止や早期是正、再発防止のための対応を図る必要がある。

また、平成28年10月に策定した愛知県災害廃棄物処理計画の整合性を図るため、今後、県内全市町村において同計画が策定されるよう技術的な支援を行うとともに、関係者の合意を図りつつ広域的かつ効率的な協力体制を整える必要がある。

## （4）廃棄物処理施設の整備の促進

### ア 主な取組内容

地域環境に配慮した適正な廃棄物処理施設の整備等を促進するため、次のような施策を行った。

#### ＜地域環境に配慮した適正な廃棄物処理施設の整備の促進＞

- ・第2次愛知県ごみ焼却処理広域化計画（平成20年度～29年度）に基づき、効率的な一般廃棄物のごみ処理施設の設置の促進

- ・一般廃棄物の処理施設については、循環型社会形成推進交付金制度の活用などにより計画的な整備を促進
- ・産業廃棄物の処理施設については、信頼性と安全性を確保するため、愛知県産業廃棄物適正処理指導要綱に基づく地域環境に配慮した施設整備を促進

<広域的な最終処分場の整備>

- ・県内全域を受け入れ対象とした衣浦港3号地廃棄物最終処分場（知多郡武豊町地先）での廃棄物の受け入れ

<し尿の適正処理の推進>

- ・全県域汚水適正処理構想と整合を図りながら、汚水処理施設について、地域の実情に応じ、計画的、効率的な整備を推進

○ 主な取組の実績・効果

- ・ごみ焼却処理広域化計画の推進  
県内13ブロックのうち3ブロックで広域ごみ焼却施設が完成。  
6ブロックで広域化実施計画策定。
- ・衣浦港3号地廃棄物最終処分場の埋立状況（全体4,960,000m<sup>3</sup>）  
平成27年度末現在埋立実績：1,230,978m<sup>3</sup>（進捗率24.8%）  
平成27年度搬入実績：744,230t  
(一般廃棄物：69,092t、産業廃棄物：159,475t、  
建設発生土：515,664t)
- ・循環型社会形成推進交付金制度の活用による整備（H24～H28）  
16施設（最終処分場、ごみ焼却施設など（改修含む。））
- ・汚水処理人口普及率  
85.2%（H22） ⇒ 88.4%（H26）

イ 課題

市町村等が設置する焼却施設等の廃棄物処理施設に関しては、厳しい財政状況の中、コスト縮減を図りつつ循環型社会の形成に資するものとすることが求められており、施設の長寿命化の検討を含め、市町村等が計画的かつ効率的な施設整備を推進できるよう支援する必要がある。

最終処分場について、一般廃棄物、産業廃棄物とも、県民、事業者等の3Rの取組等により、最終処分量は経年にみれば減少傾向にあるものの、最終処分量をゼロにすることは不可能である。最終処分場は必要不可欠である施設であるが、民間事業者のみで最終処分場を確保することは非常に困難であるため、最終処分場の安定的な確保は今後とも大きな課題である。

（5）地球温暖化対策への配慮

ア 主な取組内容

資源循環の推進に合わせて、地球温暖化対策にも配慮するため、次のよ

うな施策を行った。

＜資源循環と温暖化対策に配慮した施設整備＞

- ・市町村等が設置するごみ処理施設については、循環型社会形成推進交付金制度の活用などにより、ごみ発電施設等の設置を促進
- ・民間事業者が設置する廃棄物処理施設については、熱回収施設設置者認定制度の活用などにより、熱回収施設の設置を促進

＜廃棄物運搬時における対策＞

- ・低公害車導入に関する補助金、融資制度の啓発
- ・廃棄物運搬車両における低公害車の導入について、廃棄物の処理業者に対して、優良化セミナー等において啓発
- ・事業者を対象としたエコドライブ講習会の開催

○ 主な取組の実績・効果

- ・熱回収可能な施設で焼却処理された一般廃棄物の割合：  
約 95% (H26) 全国平均：約 79% (H24)
- ・発電設備の設置された施設で焼却処理された一般廃棄物量の割合：  
約 80% (H26) 全国平均：約 66% (H24)
- ・循環型社会形成推進交付金制度の活用による整備 (H24～H28)  
ごみ発電施設：4 施設（改修含む。）
- ・熱回収施設設置者認定：2 業者 (H27)

イ 課題

気候変動枠組条約第 21 回締約国会議 (COP21) において、「パリ協定」が採択され、我が国も平成 28 年 11 月に締結した。こうした背景には、地球温暖化は既に自然環境及び人間社会に影響を与えており、温室効果ガスの排出抑制等を行う緩和だけではなく、例えば、洪水、高潮、高波を含む災害時の対応など、既に現れている温暖化の影響に適応できる備えが求められている。

また、低炭素社会や自然共生社会との統合及びエネルギー源としての廃棄物の有効利用等を含めた循環型社会の構築に向けた取組を推進する必要がある。

(6) 施策推進に向けた横断的な取組

ア 主な取組内容

各種施策の推進のため、廃棄物処理の状況や資源化に関する的確な情報の収集や発信を行うなど、次のような施策を行った。

＜産業廃棄物税の活用＞

税制度開始の平成 18 年からの 9 年間で約 54.2 億円の税収があり、③ の促進、適正処理の推進及び最終処分場の設置促進に係る施策に活用した。

＜廃棄物処理や資源化状態の把握及び情報提供＞

- ・インターネット等を活用し、各種計画や実態調査結果等を情報提供
 

一般廃棄物処理事業実態調査、産業廃棄物処理状況等調査、多量排出事業者による産業廃棄物処理計画及び実施状況報告、PCB 廃棄物特別措置法に基づく届出 等

＜環境学習及び普及啓発の推進＞

- ・「資源循環情報システム」等において、廃棄物に関する適正な知識、発生抑制や再使用、再生利用（3R）に有効な情報、先進事例等の情報提供
- ・資源循環学習ゲーム（ゴミキチ・パコロ劇場）を通じた意識啓発

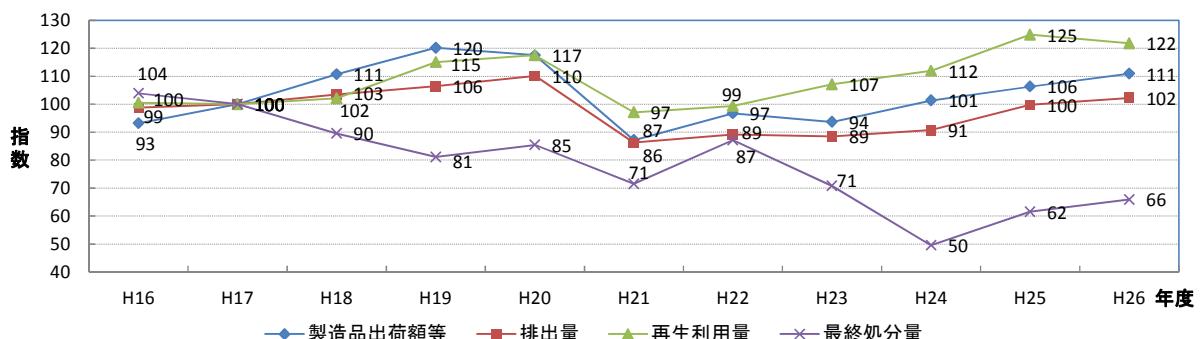
○ 主な取組の実績・効果

- ・産業廃棄物税の活用
  - 3Rの促進（約 17.5 億円）
  - 適正処理の推進（約 8.2 億円）
  - 最終処分場の設置促進（約 16.5 億円）

【参考】

平成 17 年度を基準として経済指標である製造品出荷額等と排出量、再生利用量、最終処分量の推移をみると、排出量及び再生利用量は、山、谷となる時期や増減幅に差はあるものの、製造品出荷額等と類似性がみられる。一方、最終処分量については、製造品出荷額等が回復基調にあっても長期的にゆるやかな減少傾向にある（図 44）。

図 44 排出量・再生利用量・最終処分量・製造品出荷額等の関係  
(H17=100)



※産業廃棄物税制度の導入は平成 18 年度

資料：愛知県

- ・資源循環情報システム アクセス件数 約 3,000 件/月

## イ 課題

今後も、産業廃棄物の発生抑制、減量化・資源化の促進、埋立処分量の削減を促す必要があることから、引き続き、産業廃棄物税制度の目的・効果等について広く周知を図りつつ、適切に運用し、3Rの促進、適正処理の推進及び最終処分場の設置促進に関する施策の推進を図る必要がある。

また、県民及び事業者による自主的な取組を促進するために、適切な情報提供や環境学習の場の提供を行う必要がある。情報提供に当たっては、提供する情報やコンテンツが陳腐化しないように、適宜、情報の更新を行い、利用者のニーズに合わせた改善、追加等が必要である。

## 第4章 廃棄物処理の目標の設定

### ■ 廃棄物処理の目標

廃棄物処理の現状や課題を踏まえ、本計画期間の減量化の目標は、次のとおりとする（目標年度は平成 33 年度）。

	一般廃棄物	産業廃棄物
排出量	平成 26 年度に対し、約 6% 削減する。	平成 26 年度に対し、増加を約 3% に抑制する。
再生利用率	平成 26 年度の約 22% から約 23% に増加させる。	平成 26 年度の約 70% から約 74% に増加させる。
最終処分量	平成 26 年度に対し、約 7% 削減する。	平成 26 年度に対し、約 7% 削減する。
その他	一人一日当たりの家庭系ごみ排出量を 500 グラムとする。	—

注：一人一日当たりの家庭系ごみ排出量：一般廃棄物の一年間の総排出量から、事業系ごみ及び集団回収量、生活系資源ごみを差し引いて、一人一日当たりに換算したもの。

（参考）国の基本方針における廃棄物の減量化の目標（目標年度は平成 32 年度）

	一般廃棄物	産業廃棄物
排出量	平成 24 年度に対し、約 12% 削減する。	平成 24 年度に対し、増加を約 3% に抑制する。
再生利用率	平成 24 年度の約 21% から約 27% に増加させる。	平成 24 年度の約 55% から約 56% に増加させる。
最終処分量	平成 24 年度に対し、約 14% 削減する。	平成 24 年度に対し、約 1% 削減する。
その他	一人一日当たりの家庭系ごみ排出量を 500 グラムとする。	—

## 1 一般廃棄物

### (1) 将来予測

県内の一般廃棄物の排出状況は、県民の分別排出や市町村の分別収集等による取組が行われ、ほぼ横ばいの状況であるが、減少傾向である。これらの取組が今後も維持されるものとして、過去の実績に即した将来予測（予測手法は参考資料参照）を行った。

平成 33 年度における排出量は 247 万 4 千トン、再生利用量は 52 万 1 千トン、中間処理による減量化量は 174 万 8 千トン、最終処分量は 20 万 5 千トン、一人一日当たりの家庭系ごみ排出量は 540 g と予測した（表 13）。

表 13 一般廃棄物の将来予測

項目	平成 26 年度 (基準年度)	平成 33 年度 (目標年度)
排出量	255 万 1 千トン	247 万 4 千トン (約 3 % 減)
再生利用量	56 万 8 千トン	52 万 1 千トン (約 8 % 減)
再生利用率	22.3%	21.1% (約 1 ポイント減)
中間処理による減量	177 万トン	174 万 8 千トン (約 1 % 減)
最終処分量	21 万 3 千トン	20 万 5 千トン (約 4 % 減)
一人一日当たりの家庭系ごみ排出量	535g	540g (約 1 % 増)

資料：愛知県

### (2) 減量化目標

一般廃棄物の平成 33 年度における目標値を、(1) 将来予測結果及び国の基本方針を踏まえた上で、表 14 のとおり設定する。

表 14 一般廃棄物の減量化目標

項目	平成 26 年度 実績値	平成 33 年度 目標値
一人一日当たりの家庭系ごみ排出量	535g	500g (約 7 % 減)
排出量	255 万 1 千トン	240 万 4 千トン (約 6 % 減)
再生利用率	22.3%	約 23% (約 1 ポイント増)
最終処分量	21 万 3 千トン	19 万 8 千トン (約 7 % 減)

注：目標値の（ ）は、平成 26 年度と比較した場合の増減割合等を示す。

### (3) 目標値の設定の考え方

県民一人ひとりのごみ減量の意識を高め、エコアクションの実践を促すことが重要であるため、新たに「一人一日当たりの家庭系ごみ排出量」を目標として設定し、過去の実績や将来の予測を行い、本県の現状を十分に踏まえつつ、排出量等その他の目標を検討した。

#### ア 一人一日当たりの家庭系ごみ排出量

平成26年度における一人一日当たりのごみの排出量等は表15のとおりで、本県においては、「一人一日当たりの家庭系ごみ排出量」のみが全国平均より多いことから、「一人一日当たりの家庭系ごみ排出量」を目標設定とする。

この目標は、県民の方にとってもわかりやすい目標であり、また、県民のごみ減量の意識をより高めることができる設定であるため採用した。

表15 平成26年度における一人一日当たりのごみ等排出量

内容	愛知県 (g/人・日)	全国平均 (g/人・日)	全国平均 との差 (g/人・日)
①本県における一人一日当たりのごみの排出量	934	< 947	▲ 13
②処理しなければならないごみの一人一日当たりの量	760	< 789	▲ 29
③一人一日当たりの家庭系ごみ排出量	535	> 521	+ 14
④一人一日当たりの事業系ごみ排出量	225	< 268	▲ 43

資料：環境省「一般廃棄物処理事業実態調査」より愛知県作成

「一人一日当たりの家庭系ごみ排出量」の目標値は、国の基本方針において、新たに採用された目標（500g）に即して500gを目標とする。

これまでの推移や将来予測の結果からも容易に達成できる目標ではないと考えられるが、以下の観点から目標値として採用する。

- ・500gという目標値は、切りが良く県民の方にも覚えてもらいやすい。
- ・将来予測との乖離は40g程度であるため、市町村と協力して県民一人ひとりの日々の暮らしの中で小さな工夫や改善を働きかけることで達成を目指すことが適当である。

※ 40gは、世帯食の一人一日当たりの食品口済量（平成26年度 食品口済統計調査（世帯調査）農林水産省）に相当する。

※ 40gの目安としては、新聞見開き2枚、大きめのイチゴ1個分に相当する。

#### イ 排出量

平成 33 年度における排出量の予測値は 247 万 4 千トンであるが、「ア」で掲げた一人一日当たりの家庭系ごみ排出量の目標値 500g を前提として、排出量をこれに合わせて削減し、排出量は平成 26 年度実績から約 6 % 削減する 240 万 4 千トンを目標とする。

#### ウ 再生利用率

平成 33 年度における再生利用率の予測値は 21.1 % であるが、「ア」で掲げた一人一日当たりの家庭系ごみ排出量の目標値 500g を前提として、排出量の削減に合わせ再生利用の促進を図ることとし、再生利用率を平成 26 年度に比べ約 1 ポイント増加させ、約 23 % を目標とする。

#### エ 最終処分量

平成 33 年度における最終処分量の予測値は 20 万 5 千トンであるが、「ア」で掲げた一人一日当たりの家庭系ごみの排出量の目標値 500g を前提として、再生利用の促進と排出量の削減を整合させるため、最終処分量を平成 26 年度実績から約 7 % 削減する 19 万 8 千トンを目標とする。

#### ※ 一人一日当たりのごみ等排出量について

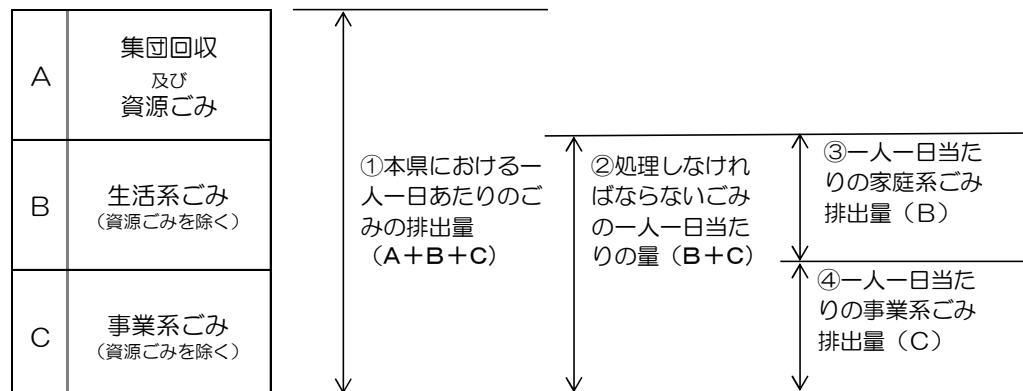
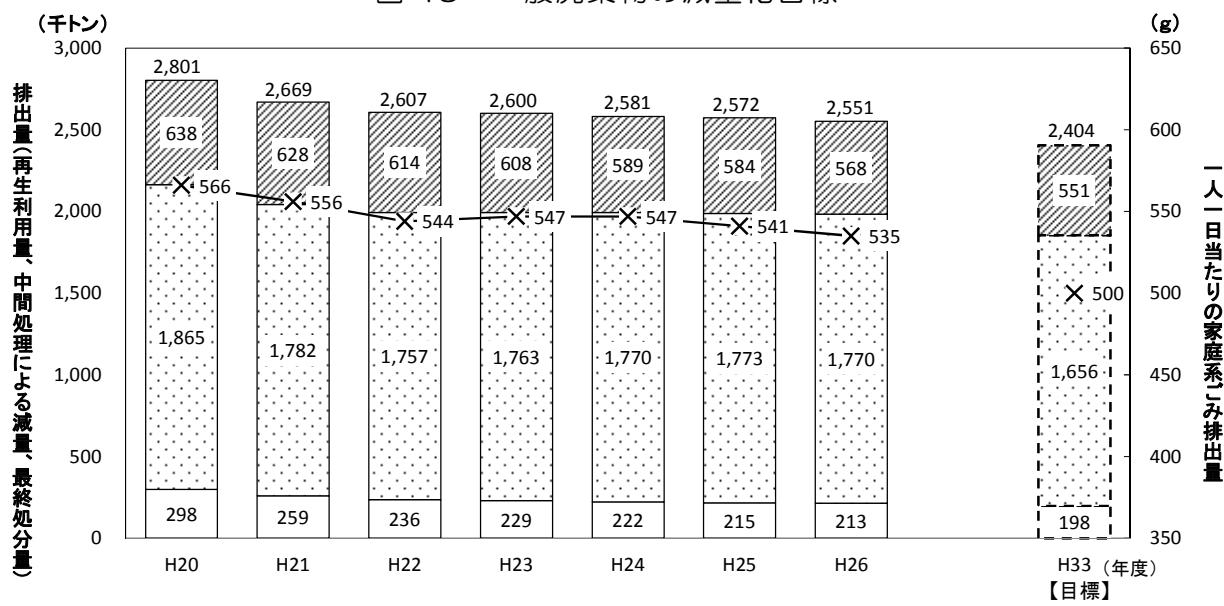
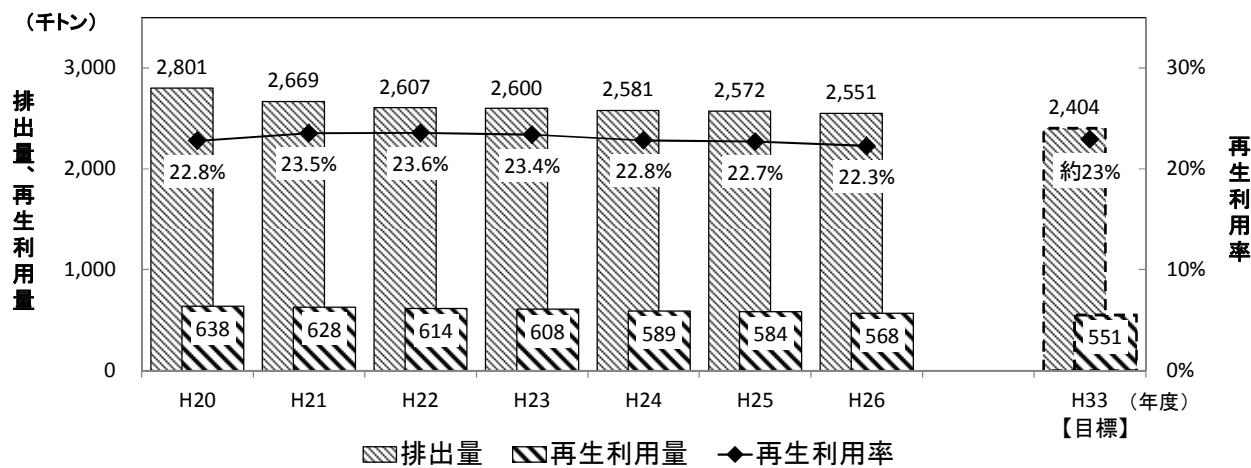


図 45 一般廃棄物の減量化目標



□最終処分量 □中間処理による減量 ▨再生利用量 -X-一人一日当たりの家庭系ごみ排出量



注：数値は四捨五入のため合計が一致しないことがある。

資料：愛知県

## 2 産業廃棄物

### (1) 将来予測

県内の産業廃棄物の排出状況は、経済活動の動向に大きく左右される面はあるが、そうした外的要因を排除し、事業者における排出抑制や資源化の取組状況が今後も維持されるものとして、過去の実績に即した将来予測を行った。

目標年度である平成 33 年度における排出量は 1,632 万 2 千トン、再生利用量は 1,162 万 7 千トン、中間処理による減量化量は、373 万 3 千トン、最終処分量は 95 万 3 千トンと予測した（表 16）。

表 16 産業廃棄物の将来予測

項目	平成 26 年度 (基準年度)	平成 33 年度 (目標年度)
排出量	1,524 万 9 千トン	1,632 万 2 千トン (約 7 % 増)
再生利用量	1,074 万 1 千トン	1,162 万 7 千トン (約 8 % 増)
再生利用率	70.4%	71.2% (約 1 ポイント増)
中間処理 による減量	360 万 4 千トン	373 万 3 千トン (約 4 % 増)
最終処分量	89 万 6 千トン	95 万 3 千トン (約 6 % 增)

資料：愛知県

### (2) 減量化目標

産業廃棄物の平成 33 年度における目標値を、(1) 将来予測結果及び国の基本方針を踏まえ表 17 のとおり設定する。

表 17 産業廃棄物の減量化目標

項目	平成 26 年度 実績値	平成 33 年度 目標値
排出量	1,524 万 9 千トン	1,570 万 5 千トン (約 3 % 増)
再生利用率	70.4%	約 74% (約 4 ポイント増)
最終処分量	89 万 6 千トン	82 万 9 千トン (約 7 % 減)

注：目標値の（ ）は、平成 26 年度と比較した場合の増減割合等を示す。

資料：愛知県

### (3) 目標値の設定の考え方

過去の排出・処理処分状況の実績等の傾向から将来の排出量等の予測を行い（予測手法は参考資料参照）、その予測値を、国の基本方針の目標と比較し、本県の現状を十分に踏まえつつ、可能な限り環境負荷の低減を図る方向で目標を設定した。

## ア 排出量

平成 33 年度における排出量は、平成 26 年度実績から約 7% 増加する 1,632 万 2 千トンと予測されたが、国の基本方針では増加を約 3% に抑制することを目標としているため、国の基本方針に即して 1,570 万 5 千トンを目標とする。

## イ 再生利用率

本県における再生利用率は、概ね上昇傾向を示しており、近年では 70% 以上を維持している。本県の再生利用率は、国の基本方針における目標である、約 56% を既に大きく上回っている状況にあるが、ここ数年は頭打ちの状況にあることから、現水準の維持を目指すこととし、本県のこれまでの再生利用率の最大値約 74%（平成 25 年度実績）を目標とする。

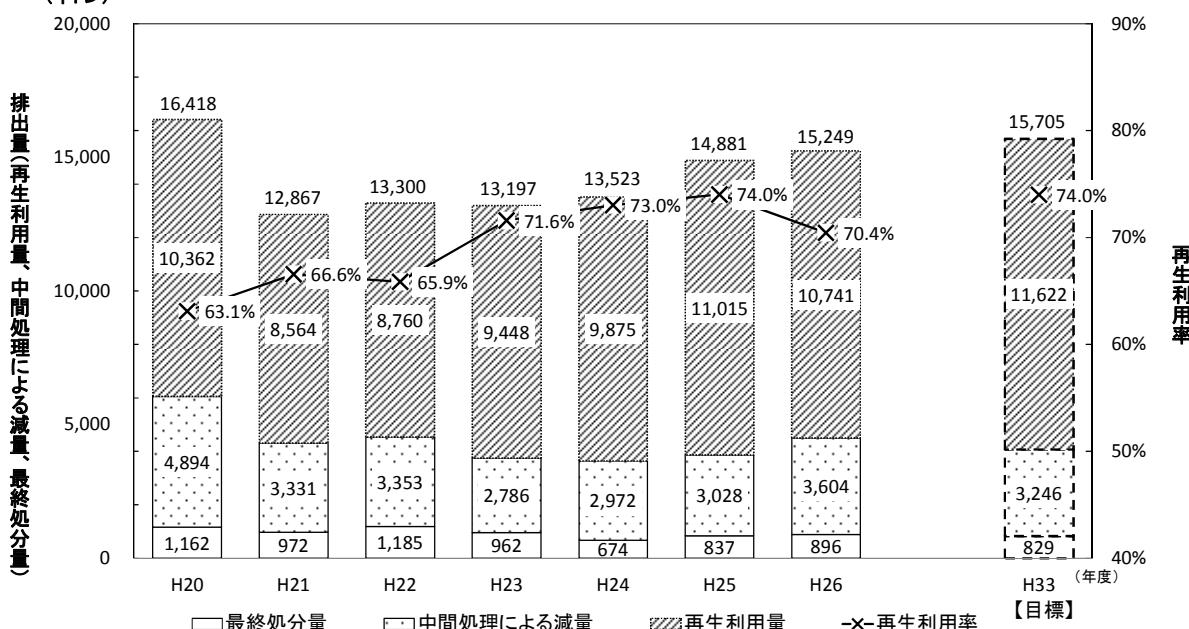
## ウ 最終処分量

平成 33 年度における最終処分量は、平成 26 年度実績から約 6% 増加する 95 万 3 千トンと予測され、国の基本方針では約 1% 削減を目標としているため、この目標を満足させることとする。さらに、再生利用率が約 74% を目指すことと整合させ、最終処分量は平成 26 年度実績から約 7% 削減する 82 万 9 千トンを目標とする。

この目標値は、国の基本方針の目標に即した 88 万 7 千トンより、さらに 5 万 8 千トン多く削減するものである。

※ 排出量を将来予測値より減少させることに加え、再生利用率の向上を見込むため、最終処分量は平成 33 年度の将来予測値の「中間処理による減量」と「最終処分量」の比を用いて算出した。

図 46 産業廃棄物の減量化目標



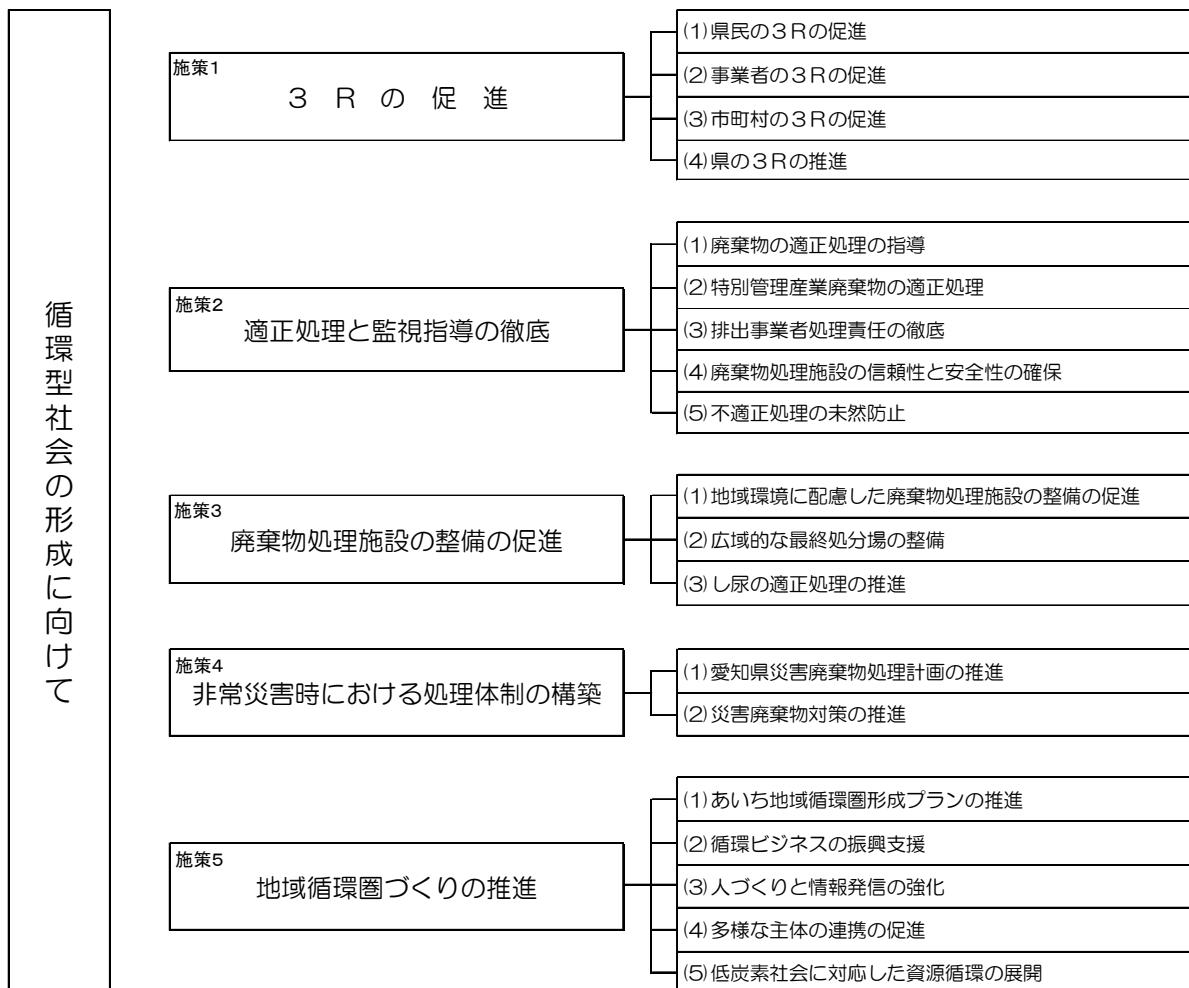
注：その他量を除いているため、排出量と各処理量の合計は一致しない。  
資料：愛知県

## 第5章 施策の展開

### 1 施策の方針

本計画では、第3章で抽出された課題への対応や第4章で掲げた目標の達成に向け、次の体系図（図47）に基づき各種施策を総合的かつ計画的に推進する。

図47 廃棄物処理計画における施策体系図



## 2 具体的施策

### 施策1 3Rの促進

循環型社会の実現に向けて、県民、事業者、行政、みんなで3Rに取り組みます

#### (1) 県民の3Rの促進

- ① 県民が商品の購入、使用に当たり、使い捨て商品の購入を避け、詰め替え可能な商品や長期間使える環境に配慮した製品、修理等ができる製品を選択するなど、廃棄物の排出抑制に取り組むよう啓発を行う。
- ② 市町村が実施する分別収集や集団回収などの適正な資源循環の取組を促進する。
- ③ 市町村や関係団体と連携しマイバッグの普及を促進するとともに、市町村による容器包装廃棄物の分別収集への協力を呼びかける。
- ④ 「ごみゼロ社会推進あいち県民会議」の事務局として県民大会、研修会等を開催することにより、3Rの必要性等を広く啓発するとともに、ごみ処理の有料化などの課題について引き続き検討を行う。
- ⑤ 3Rの促進や適正処理等に関する知識の普及と意識の醸成を図るため、県民の環境学習を促進する。  
取組の強化
- ⑥ 「学校教育の場で活用する環境学習副読本「わたしたちと環境」の作成
- ⑦ あいち環境学習プラザや AEL ネットを活用した環境学習の場の提供
- ⑧ 資源循環情報システムを活用した資源循環に関する意識啓発
- ⑨ 海岸漂着物に関する環境学習プログラムの普及
- ⑩ 生態系に影響を及ぼすおそれがあるマイクロプラスチックをはじめとする海岸漂着物に関する情報提供、普及啓発等
- ⑪ 愛知県環境調査センター・愛知県衛生研究所の建替えに当たり、循環型社会づくりや3Rの促進についても学べる、小中学生を対象とした環境学習の場の設置を検討する。
- ⑫ 「あいち食育いきいきプラン 2020」(平成 28 年 3 月)に基づき、余分な買物はしない、期限表示に注意して保存する、材料のむだを省いた調理をする、作り過ぎない、外食時には食べきれる量のみ注文するなど環境に配慮した食生活の実践を促進する。
- ⑬ 容器包装リサイクル法について、「愛知県分別収集促進計画」に基づき、市町村及び事業者団体と連携して、その普及、浸透を図る。
- ⑭ 家電リサイクル法について、エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機が対象品目となっていることや、そのリサイクルシステムに関して普及・啓発に努める。
- ⑮ 自動車リサイクル法に基づき、使用済自動車の再資源化等の促進を支援する。
- ⑯ 本計画に基づく食品ロス削減の取組として、「ごみゼロ社会推進あいち県民会議」が開催する県民大会等を通じて、広く県民に啓発する。  
新規取組

## (2) 事業者の3Rの促進

- ① 多量排出事業者による産業廃棄物処理計画の策定や毎年度の報告を通じて、3Rの推進など減量化の取組を指導する。また、多量排出事業者が提出した産業廃棄物処理計画等をインターネットで公表することにより、多量排出事業者の廃棄物処理の減量化・資源化等を促進する。
- ② 事業者による自主的取組を促進するため、廃棄物に関する適正な知識、発生抑制や再使用、再生利用に有効な情報、先進事例等について、セミナーや研修会の開催、インターネットの活用等により情報提供に努める。
- ③ 事業活動全般にわたり環境保全への取組を効率的に進めるための組織内の体制、手続き、審査等を定めた「エコアクション21」等の環境マネジメントシステムの導入を促進する。
- ④ 「ごみゼロ社会推進あいち県民会議」の活用等により、市町村と連携し、「レジ袋削減取組店制度」の充実を通じて、レジ袋等の容器包装の発生抑制に係る事業者の取組を促進する。
- ⑤ 資源としての再生利用が確実な廃棄物について処理業の許可を不要とする再生利用個別指定制度及び再生事業者の登録制度を利用した再生利用の促進に努める。
- ⑥ 食品関連事業者が行う食品の製造・流通・販売のそれぞれの過程において生じる食品廃棄物等について、発生抑制、再生利用、減量により削減が進むよう各種報告などを通じて事業者の取組を促進する。取組の強化
- ⑦ 「愛知県家畜排せつ物利用促進計画」(平成28年3月)に基づき、資源循環型畜産を推進し、平成28年度から平成37年度にかけて家畜排せつ物を処理・利用促進するための施設・機械等155箇所の整備を進める。取組の強化
- ⑧ 建設リサイクル法及び「建設リサイクル推進計画2015(中部地方版)」に基づく分別解体、再資源化の普及啓発を行うとともに、関係機関との連携による建設工事現場でのパトロールの実施などによりその促進に努める。また、中部地方建設副産物対策連絡協議会を通じて、関係事業者等と再生クラッシャランを始めた建設副産物に関する情報交換・共有を行う。取組の強化
- ⑨ 自動車リサイクル法に基づき、使用済自動車の適正な処理及び資源の有効な利用を促進する。
- ⑩ 排出事業者、処理業者及び市町村に対して、本計画の周知を図るとともに、廃棄物の適正処理や減量化・資源化に関するパンフレットの配布などにより廃棄物処理に対する意識の高揚を図る。

## (3) 市町村の3Rの促進

- ① 「一般廃棄物処理計画」に基づく一般廃棄物の分別収集や計画的な収集、処分を促進して、資源回収などによるごみ排出量の削減、再生利用等による資源循環の推進を支援する。
- ② 市町村の次の取組を促進するため、啓発、情報提供、技術的支援等を行う。
  - ・ごみ排出量の削減及び資源化の推進
  - ・食品の食べ切りや使い切り、生ごみの水切りの徹底の促進

- ・不用品の再使用、再生利用の推進
  - ・紙類の分別、細分化の徹底の促進
  - ・公共工事に伴い発生する建設系廃棄物などのリサイクルや環境物品等の率先的な調達
- ③ ごみの排出抑制のため、ごみ処理の有料化の検討を促進する。
- ④ 国の地域環境保全対策費補助金を活用して、市町村が実施する海岸漂着物の回収・処理事業を促進する。
- ⑤ 小型家電リサイクル法に基づき、パソコン等小型家電のリサイクルについて、県民及び事業者に周知を図るとともに、市町村が実施する小型家電リサイクルに関する取組を促進する。
- ⑥ 家庭から排出されたスプレー缶や水銀使用廃製品等の適正処理が困難な廃棄物の適正処理について、積極的に情報提供等を行い、市町村の取組を促進する。

#### 新規取組

- ⑦ 家庭から排出される資源ごみの民間事業者等によるリサイクル状況の把握を促進する。
- ⑧ 「ごみゼロ社会推進あいち県民会議」の専門部会等を通じ、市町村等の食品口ス削減に関する取組を促進する。

#### 新規取組

#### 新規取組

## (4) 県の3Rの推進

- ① 産業廃棄物税を課すことにより、廃棄物の発生抑制、減量化・資源化の促進、埋立処分量の削減を促すとともに、得られた税収により、廃棄物の減量化・資源化等の3Rの促進や適正処理に関する施策等の推進を図る。また、税制度の目的や効果等について県民や事業者に広く周知するため、啓発活動を強化する。

### ＜主な税充当事業＞

- ・循環型社会形成推進事業
- ・家畜ふん尿資源化利用推進事業
- ・動植物性残さ飼料化促進事業
- ・リサイクル資材管理システム構築業務
- ・広域最終処分場整備運営推進
- ・産業廃棄物適正処理対策事業
- ・産業廃棄物処理業者優良化推進事業
- ・再生資源活用審査事業
- ・市町村産業廃棄物適正処理推進事業費補助など

- ② 「愛知県環境物品等の調達の推進を図るために基本方針」に基づき、環境物品等の率先的な調達に取り組む。また、愛知県庁の環境保全のための行動計画（あいちエコスタンダード）により、廃棄物の分別、再利用の徹底を推進する。

- ③ 県の事業においては、「愛知県リサイクル資材評価制度（あいくる）」の運用により、リサイクル資材の率先利用を推進するとともに、建築物の解体等の工事に伴い生じたアスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊、建設発生木材等については「建設リサイクル推進計画 2015（中部地方版）」に基づき、建設副産

物のリサイクルや適正処理を推進する。また、上下水汚泥について有効利用を図る。

- ④ 「愛知県海岸漂着物対策推進地域計画」を平成27年12月に改定し、海岸漂着物対策を重点的に推進する区域を新たに9海岸追加し、計19海岸とした。民間団体等との連携体制を強化しながら、海岸漂着物等の回収・処理など海岸等の環境保全のために必要な措置を行う。取組の強化
- ⑤ 資源循環情報システムにより、産業廃棄物処理業者に関する許可（施設）情報や、主に小学生向けの環境学習等について、掲載情報やコンテンツを適宜最新の情報に更新し、インターネット等を利用して広く県民や排出事業者に情報提供を行う。
- ⑥ 最終処分場を設置している事業者、県外へ運搬する収集運搬業者、産業廃棄物処理業者、多量排出事業者等に対し、産業廃棄物処理の実績報告を求め、処理状況の把握を行い集計し、インターネット等を利用して広く県民に情報提供を行う。
- ⑦ 市町村及び一部事務組合に対し、一般廃棄物処理の実績報告を求め処理実態の把握を行い集計し、インターネット等を利用して広く県民に情報提供を行う。
- ⑧ PCB廃棄物については、PCB廃棄物特別措置法に基づく毎年度の届出により保管・処理状況の把握を行い集計し、インターネット等を利用して広く県民に情報提供を行う。
- ⑨ 家庭から排出される資源ごみの民間事業者等によるリサイクル状況の実態把握について検討を進めるよう国に働きかける。新規取組

## 施策2 適正処理と監視指導の徹底

監視体制を強化し、不適正処理の未然防止に取り組みます

### (1) 廃棄物の適正処理の指導

- ① 排出事業者及び処理業者に対して、法令の遵守はもとより、地域環境に配慮した廃棄物の処理と減量化の指導を徹底する。
- ② 「愛知県産業廃棄物適正処理指導要綱」に定める「産業廃棄物の保管に関する基準」に基づく指導を徹底し、過剰保管等の防止を図る。
- ③ 悪質な法令違反者に対しては、改善命令や措置命令を行うなど厳正に対処し、早期是正と不適正処理の再発防止に努める。
- ④ 産業廃棄物処理の透明性を図り、不適正処理の防止、廃棄物の的確な管理を図るために電子マニフェストの普及拡大を促進する。
  - ・電子マニフェスト普及率：22.1%（H21） ⇒ 39.2%（H26）
- ⑤ 「優良産業廃棄物処理業者認定制度」の活用により優良業者の育成を図るとともに、優良業者情報をインターネットで公表し、排出事業者が優良な処理業者を選択しやすい環境を整備することにより、業界全体の優良化を図り、廃棄物の適正処理を推進する。

処分業（特別管理産業廃棄物処分業を含む。以下同じ。）の許可において、平成27年度末までに53件認定しており、平成33年度末までに、約3割増の70件の優良認定を目指す。

### (2) 特別管理産業廃棄物の適正処理

- ① 感染性廃棄物については、その排出事業者に対して「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」（平成24年5月改訂 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部）の周知徹底を図るとともに、処理状況の確認及び適正処理を指導する。
- ② PCB廃棄物の保管事業者に対して、PCB廃棄物特別措置法に基づく保管状況の届出等により適正な保管管理の徹底を指導するとともに、未届けのPCB廃棄物の掘り起こしを行う。また、「愛知県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」（平成27年6月）に基づき、県内で保管されているPCB廃棄物の確実かつ適正な処理を計画的に推進する。

さらに、平成28年7月に見直された、国のポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画を踏まえ、「愛知県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」の改訂を行う。

#### 取組の強化

- ③ アスベスト廃棄物（廃石綿）については、「石綿含有廃棄物等処理マニュアル（第2版）」（平成23年3月 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部）に基づき、適正に処理されるよう産業廃棄物処理業者に対する指導を確実に実施するとともに、特別管理産業廃棄物に該当しない石綿含有廃棄物についても、廃棄物処理法に基づき排出事業者や処理業者の指導を徹底する。

### (3) 排出事業者処理責任の徹底

- ① 多量排出事業者に対して、適正な処理を行うための管理体制の整備を含めた産業廃棄物処理計画の策定及び毎年度の報告の遵守を指導する。
- ② 廃棄物の排出事業者は、自らの責任においてその廃棄物を適正に処理する責務があり、産業廃棄物の処理を委託により行う場合は、発生から最終処分までの一連の処理が適正に行われるよう処理状況を確認する必要がある。このため、排出事業者に対して、マニフェストの使用の徹底や適正な処理コストの負担などを指導するとともに、各業界団体を通じて適正な委託契約の徹底を要請する。
- ③ 廃棄物の排出事業者に対し、「廃棄物の適正な処理の促進に関する条例」（平成15年条例第2号。以下「条例」という。）に基づき当該処理業者の能力の確認や実地調査による処理状況の確認を徹底するよう指導する。
- ④ 排出事業者が処理を委託した産業廃棄物が不適正に処理された場合は、その排出事業者に対して、速やかな適正処理について必要な措置を講ずるとともに、不適正処理の状況及び講じた措置を届け出るよう指導する。
- ⑤ 県外で発生する産業廃棄物を県内に搬入しようとする者に対しては、条例に基づき事前届出の徹底を指導するとともに、環境保全上の支障のおそれがある場合には搬入中止勧告等の措置を講じる。
- ⑥ 食品廃棄物の不正転売事案を受け、再発防止のために食品廃棄物の排出事業者に対し、食品廃棄物の排出における留意事項を解説したリーフレットを活用して、排出事業者責任の周知徹底を図る。新規取組
- ⑦ 水銀血圧計等を退蔵している医療機関に対して「医療機関に退蔵されている水銀血圧計等回収マニュアル」（平成28年3月 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部）の周知徹底を図るとともに、処理状況の確認及び適正処理を指導する。新規取組

### (4) 廃棄物処理施設の信頼性と安全性の確保

- ① 廃棄物処理法に基づき焼却施設や最終処分場等の設置又は変更の許可を受けようとする者に対しては、条例等に基づき、施設の設置等に係る計画の内容を十分周知するための地域住民に対する説明会の開催や生活環境の保全に関する協定の締結を指導する。
- ② 廃棄物処理施設の設置及び処理業の許可に当たっては、廃棄物の処理や維持管理が的確かつ継続的に行われるよう、県の審査基準に基づき、事業者の能力等の厳正な審査を行う。また、施設の稼動前に、許可どおりの施設であるかを確認するための使用前検査等を実施する。なお、焼却施設や最終処分場等の設置に当たっては、生活環境の保全に適切な配慮がなされているかについて、「愛知県廃棄物処理施設審査会議」に諮り、専門家の意見を聴く。
- ③ 廃棄物処理施設の信頼性等を確保するため、焼却施設や最終処分場等について、法に基づく定期検査を確実に実施する。また、設置者自らによる定期的な検査の実施と維持管理に関する情報の公表や閲覧用の記録の備え付けの遵守を指導するとともに、行政による立入検査を行う。

- ④ 民間最終処分場の埋立終了後の浸出液の処理等の維持管理については、設置者に対し、維持管理積立金制度の活用による適正な管理を指導する。
- ⑤ 埋立終了後の民間最終処分場跡地の利用者に対する情報提供のため、構造や埋立廃棄物の種類等を明確にした台帳の整備を行う。
- ⑥ 産業廃棄物処理施設の操業状況や自主検査の結果等の自主的な情報公開を促進し、処理施設の信頼性の向上を図る。

#### (5) 不適正処理の未然防止

- ① 不法投棄、過剰保管等の不適正処理の未然防止及び迅速適正な対応に向け、県庁、東三河総局、各県民事務所等（以下「各県民事務所等」という。）に設置した「不法投棄等監視特別機動班」により、定期的、計画的な監視パトロールを実施する。また、廃棄物処理に関わる部局間の連携を密にし、それぞれの権限に基づく監視・指導を徹底する。
- ② 各県民事務所等に警察官経験者を配備して監視指導の強化を図るとともに、職員による監視だけでなく、監視が手薄になりがちな平日夜間及び休日における監視業務を民間の警備会社に委託し監視の強化を図る。
- ③ 「地域環境保全委員」の協力や不法投棄情報の通報体制の周知により、不適正処理事案の情報収集や早期発見に努めるとともに、野焼きや過剰保管に対する一斉立入指導や市町村と連携したパトロールを定期的に行うなど監視・指導を強化する。
- ④ 県警察本部と協力連携して不適正な処理に対する監視・指導に努め、監視等を通じ得られた状況に応じて、監視体制の見直しを図る。
- ⑤ 不適正処理の広域化に対処するため、地方機関との情報連絡、隣接県等との情報交換や協議・協力体制の充実に努める。
- ⑥ 土地の所有者等に対しては、条例等に基づき、産業廃棄物の不適正な処理が行われないよう当該土地の適正な管理に努めるとともに、生活環境の保全上の支障の除去に協力するよう指導する。
- ⑦ 県の事業主体である部局、事業の発注部局、事業に対する指導・監督部局、廃棄物処理の指導・監督部局等、関係部局間の連携を図り、それぞれの立場から対策を講じ、不法投棄、野焼き、過剰保管等の不適正処理の未然防止と早期是正を図る。
- ⑧ 市町村等関係機関と連携して廃棄物の不適正処理への対応を強化するとともに、不法投棄については、原因者のみならず関係者の責任ある対応を指導する。  
特に産業廃棄物処理業・施設に係る許可権限を持つ県内4政令市については、「産業廃棄物適正処理推進事業費補助金」により、市によるパトロール等の不適正処理の未然防止のための事業を支援する。
- ⑨ 県、国、政令市、名古屋海上保安本部、一般社団法人愛知県産業廃棄物協会、一般社団法人愛知県建設業協会等により構成する「愛知県産業廃棄物不法処理防止連絡協議会」及び、地方機関、市町村等により構成する「地域産業廃棄物不法処理防止連絡協議会」の活用により、関係機関が連携し一体となって不適正処理

の未然防止及び不適正処理事案に対する迅速かつ的確な対応に努める。

- ⑩ 自動車リサイクル法に基づく関連事業者（引取業者、フロン類回収業者、解体業者又は破碎業者等）への監視・指導を行うとともに、法の枠組みから外れた自動車の不正解体・不正輸出に対して、国、県警察本部など関係機関と連携し、未然防止及び迅速かつ的確な対応に努める。
- ⑪ 事業者が産業廃棄物等を再生し、得られた製品を販売しようとする場合に、県が事前の届出により製品の環境安全性等を審査する再生資源活用審査制度により、再生資源の適正な活用を促進する。
- ⑫ 産業廃棄物処理業者に関する許可情報等を地図上に掲載して、県民・排出事業者への「見える化」を図ることによって、不適正処理に関する通報を容易にすることや、廃棄物処理業者・事業者登録管理システムの再構築を検討し、処理業者の選択を容易にする環境を整える。新規取組
- ⑬ 地上からの立入検査及び監視パトロールでは監視活動に限界があるため、ドローン等を用いた上空からの確認を行うことにより、実態を正確に把握し、改善指導に努める。新規取組
- ⑭ 食品廃棄物の不正転売事案を受け、食品廃棄物はもとより、廃棄物全体に対する監視の精度を向上させるため、立入検査マニュアルの作成を行い、立入検査体制の強化を図る。新規取組
- ⑮ また、同事案を踏まえ、マニフェスト制度の見直しなど、再発防止に向けた制度改正等について、中部圏知事会議等を通じて国に働きかける。新規取組

### 施策3 廃棄物処理施設の整備の促進

地域環境に配慮した適正な廃棄物処理施設づくりを目指します

#### (1) 地域環境に配慮した廃棄物処理施設の整備の促進

- ① 一般廃棄物の処理については、市町村が定めた「一般廃棄物処理計画」に従つて単独又は広域的に中間処理施設及び最終処分場を確保するものであり、その確保にあたり地域の社会的、地理的条件を踏まえた適正な施設の整備を促進する。
- ② 一般廃棄物の焼却処理については、ダイオキシン類の発生抑制、処理施設の建設費・維持管理費等のコスト縮減等の観点から、「第2次愛知県ごみ焼却処理広域化計画」(平成21年3月、平成29年度第3次計画に改定予定)に基づき、焼却処理の広域化を推進する。
- ③ 一般廃棄物の処理施設については、循環型社会形成推進交付金等の活用などにより、計画的な整備を促進するとともに、厳しい財政状況の中、施設の長寿命化の検討を含め計画的かつ効率的な更新が図られるよう、施設の設置者である市町村等を支援する。
- ④ 産業廃棄物については、排出事業者処理責任の原則の下、廃棄物処理施設の信頼性と安全性を確保するため、「愛知県産業廃棄物適正処理指導要綱」に基づき、排出事業者又は処理業者による地域環境に配慮した施設整備を促進する。
- ⑤ 公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団が行う「産業廃棄物処理事業に必要な資金の借入に係る債務保証制度」や日本政策投資銀行、愛知県等が行う融資制度の周知に努める。

#### (2) 広域的な最終処分場の整備

- ① 現在、公益財団法人愛知臨海環境整備センターが武豊町地先において、県内全域の産業廃棄物、一般廃棄物を対象に、また、公益財団法人豊田加茂環境整備公社が豊田市内において、豊田市、みよし市及びその他一部県内の産業廃棄物、一般廃棄物を対象に処分を行っている。

公共関与の広域最終処分場

事業主体	(公財)愛知臨海環境整備センター		(公財)豊田加茂環境整備公社
施設	設置場所	知多郡武豊町地先(衣浦港3号地)	豊田市御船町
	面積 埋立容量	47.2 ha 538万m <sup>3</sup> 496万m <sup>3</sup> (覆土除く)	9.5 ha 199万m <sup>3</sup> 149万m <sup>3</sup> (覆土除く)
	受入期間	平成22年7月～平成35年4月	平成4年4月～平成35年度
廃棄物受入計画	受入廃棄物： 産業廃棄物：県内全域 一般廃棄物：同上		産業廃棄物：豊田市、みよし市及びその他一部県内 一般廃棄物：豊田市、みよし市及び同市を含む一部事務組合

広域的な最終処分場の整備に対する基本的考え方は、次のとおりである。

- ・ 産業廃棄物の最終処分場については、愛知県が持続的に発展していくため、安定的に確保する必要があるものの、民間事業者のみによる施設の確保が極めて困難な状況にあることなどを踏まえ、排出事業者処理責任の原則の下、必要に応じて第三セクター方式により、信頼性の高い広域的な最終処分場の整備に公共関与を行う。
  - ・ 一般廃棄物の最終処分場については、市町村間の連携による効率化が必要であること等の観点から、市町村が目指す広域的な最終処分場整備に支援・協力する。
  - ・ 深刻な適地の減少を踏まえ、産業廃棄物及び一般廃棄物を併せた広域的な最終処分場の確保に努める。
- ② 広域的な最終処分場確保の今後の方向は、次のとおりとする。
- ・ 県内全域を対象とする広域的な最終処分場として整備を進めてきた衣浦港3号地廃棄物最終処分場が平成22年度に供用開始したことにより、他の民間処分場等と合わせ、当面、安定的な受入体制が確保された。

※埋立実績（平成28年3月末現在）

埋立進捗率：約24.8%

（管理型処分場：約21.1%、安定型処分場：約46.1%）

- ・ 県民、事業者等の3Rの取組等により、一般廃棄物・産業廃棄物ともに最終処分量は減少傾向にあり、環境への負荷を低減させるため、引き続き最終処分量の削減に努めていく必要がある。
- ・ しかしながら、廃棄物の減量化・資源化を進めても最終処分量をゼロにすることはできず、県民の生活や産業活動を支える上で、最終処分場は必要な施設であるが、施設の整備には課題が多い（民間事業者のみでの最終処分場確保の困難性、適地の減少等）ことから、公共関与による広域的な最終処分場の確保は今後とも必要と考えられる。
- ・ したがって、公共関与による信頼性の高い新たな最終処分場の確保を計画的に進めるとともに、事業期間が調査着手から供用開始まで長期にわたることから、早期に調査検討に着手することが重要であり、整備計画や調査検討等を進める必要がある。
- ・ 今後の広域的な最終処分場（衣浦港3号地廃棄物最終処分場の次期処分場）に関しては、廃棄物の最終処分量が減少傾向にあること、また、広域的な市町村圏での取組や民間事業者による施設整備状況等を見極めつつ、その在り方について検討する。
- ・ 市町村が広域的な市町村圏において、一般廃棄物の最終処分場を整備する場合、また、市町村がその地域の産業界と第三セクターを組織し、一般廃棄物等の最終処分場を整備する場合には、自区域内での処理を推進する観点から、市町村の意向、地理的条件等を踏まえ、その整備に対して支援・協力する。

### (3) し尿の適正処理の推進

- ① 下水道、集落排水処理施設、浄化槽などの汚水処理施設については、「全県域汚水適正処理構想」(平成8年6月策定、平成28年7月見直し)に基づき、計画的、効率的に整備を行う。
- ② 下水道の処理計画区域外あるいは供用開始までに相当の年数を要する地域にあっては、浄化槽の普及または浄化槽（単独処理）の合併処理化を促進するとともに、汚泥再生処理施設整備によるし尿・生ごみ等の有機性廃棄物の資源化を促進する。

## 施策4 非常災害時における処理体制の構築

非常災害時における廃棄物を迅速かつ適正に処理します

### (1) 愛知県災害廃棄物処理計画の推進

新規取組

「愛知県災害廃棄物処理計画」(平成28年10月策定)に基づき、あらかじめ災害が発生した際の廃棄物の迅速かつ適正な処理及び災害発生後の早期復旧・復興に資する体制を構築する。

#### § 災害廃棄物処理に係る基本方針

##### ○ 県内の市町村による連携

災害廃棄物は、一度に大量の発生が見込まれ、単独の市町村では対応が困難なことが想定されるため、市町村間の連携を促進し対応を図る。

##### ○ 分別・選別の徹底及び再資源化の促進

災害廃棄物の発生現場や仮置場への搬入時における分別を徹底し、円滑な処理につなげるとともに、仮置場等での選別の徹底及び再資源化の促進により、最終処分量の低減を図る。

##### ○ 民間事業者との連携

一般廃棄物である災害廃棄物の処理に当たっては、市町村自らによる処理や一般廃棄物処理業者の活用に加えて、産業廃棄物処理業者や建設業者など幅広い民間事業者の力を最大限活用して、迅速な処理を目指す。

### (2) 災害廃棄物対策の推進

新規取組

#### ① 災害廃棄物対策に係る体制整備

##### (ア) 市町村

- ・ 災害廃棄物は、原則として一般廃棄物であり、市町村がその処理の責任を担う。
- ・ 市町村は、災害廃棄物対策に関する施策を一般廃棄物処理計画に規定するとともに、愛知県災害廃棄物処理計画と整合を図りつつ、市町村災害廃棄物処理計画を作成する。

※ 市町村災害廃棄物処理計画 3市策定済（平成28年10月）

- ・ 災害時に生活圏から速やかに災害廃棄物を撤去し、処理することができるよう、関係部局と連携し、事前に仮置場の候補地を確保する。
- ・ また、災害廃棄物に係る協力支援体制について、発災時に支援側となる周辺市町村や友好提携都市、廃棄物処理業者等との連携を深めるとともに、建設業者やプラント関係業者等の連携体制の構築も進める。

(イ) 県

- ・ 県は、市町村に対して、廃棄物処理に対する技術的援助に努めるとともに広域的な観点から、市町村間や民間事業者、他県、国等との連携体制を整備する。
- ・ 災害廃棄物の処理主体となる市町村において、「愛知県災害廃棄物処理計画」と整合性が図られた市町村災害廃棄物処理計画が県内全市町村で策定されるよう、研修の実施や情報提供等の技術的支援を行う。
- ・ 災害廃棄物に係る協力支援体制について、廃棄物処理業者との連携に加え建設業者等との連携を図る。また、国・県・市・民間事業者団体で構成する「大規模災害時廃棄物対策中部ブロック協議会」において、県外自治体等との協力支援体制を構築する。

② 災害廃棄物対策としての処理施設の整備・防災対策

- ・ 市町村は、地震や風水害等に強い処理施設とするため、既存の処理施設及び新規の処理施設の整備・防災対策を推進する。
- ・ 県は、市町村が設置する処理施設について、その設置や改良時の国の交付金に係る指導監督事務や技術的助言を通して、処理施設の整備・防災対策を推進する。

③ 人材育成・訓練

- ・ 県は、災害廃棄物処理計画の実効性を高めるため、県及び市町村、関係団体の職員を対象として伝達訓練、図上訓練等の模擬訓練や被災自治体の職員や専門家による講習会等を通じて災害廃棄物対策を担う人材の育成、訓練を実施する。また、有害物質への対応や処理困難な廃棄物の取扱方法についても、研修会等を通じて知識の向上を図る。
- ・ 市町村においても、定期的に組織や連絡体制の確認を行い、市町村組織内や関係団体との伝達訓練を行うとともに、災害廃棄物処理計画で定めた仮置場の設置・運営方法についての確認や一般廃棄物処理施設、その他処理施設における防災対策や災害廃棄物の処理技術面の向上を図るため、研修会、机上訓練、実地訓練などを実施する。

## 施策5 地域循環圏づくりの推進

あいの産業、文化、人材などの地域資源を生かし、地域循環圏づくりを進めます

### (1) あいの産業循環圏形成プランの推進

- ① 「新・あいの産業循環圏形成プラン」及び「あいのゼロエミッション・コミュニティ構想」の成果や理念を継承し、低炭素社会や自然共生社会との統合に対応しつつ、地域で循環可能な資源はなるべく地域で循環させ、広域での循環が効率的な資源については、地域間での連携により、循環の環を重層的に構築していくという地域循環圏づくりの構築を目指す「あいの産業循環圏形成プラン～愛知のポテンシャルを生かした資源循環モデルの展開～」を推進する。新規取組
- ② 地域循環圏づくりは、3Rの取組が基本となることから、循環ビジネスの振興・支援を一層進めるとともに、地域の様々な人々が地域循環圏づくりに参加することを促進するため、循環型社会の形成を担う人材育成や情報環境の整備に努める。
- ③ バイオマスなど未利用資源・エネルギーの活用など、計画に基づく取組が、低炭素社会や自然共生社会づくりとの統合的な取組にも資するよう、多様な主体の連携によるネットワークの形成を促進する。

### (2) 循環ビジネスの振興支援

- ① 「あいの資源循環推進センター」において、環境技術や循環ビジネスの豊富な知識・経験を持つ「循環ビジネス創出コーディネーター」を配置し、事業化に向けた相談や技術指導を始め、循環ビジネスの発掘・創出から事業化、事業継続までを総合的に支援する。
- また、事業者の3Rの取組支援や併設する展示コーナーのリニューアルなど、センターの機能を充実強化し、取組の普及・展開を促進する。取組の強化
- ② 先導的・効果的な循環ビジネスの発掘・創出を進めるための情報の提供、支援の場である「循環ビジネス創出会議」を様々な形態（セミナー、現地見学会等）で開催し、事業化に意欲を持つ企業の支援を行う。
- ③ 先導的・効果的な循環ビジネスの事業化の検討やリサイクル施設等の整備（リサイクル、リデュース、ゼロエミッション関係施設整備）を実施する企業に対して補助を行い、ものづくり愛知を静脈側から支えていく。
- ④ メッセナゴヤを始めとする大型イベントの場を活用して優れたリサイクル製品や技術の紹介を行うなど、リサイクル市場の拡大や新たな需要創出を図りつつ企業・団体が開発したリサイクル製品の販路拡大を支援する。
- 併せて、本県の各種支援施策のPRを強化し、先導的・効果的な取組事例の普及・展開を図る。取組の強化
- ⑤ 企業、団体による3Rなど環境負荷低減に向け、ものづくり愛知として優れた技術・事業及び活動・教育の取組を表彰する「愛知環境賞」を実施し、報道媒体による公表、表彰式の実施、事例集作成を通じて、広く表彰事例を社会に紹介す

ることによって資源循環の気運の高揚を図る。

- ⑥ 減量化・資源化施設の導入に対する融資制度（経済環境適応資金融資制度）の周知に努める。
- ⑦ 企業のリサイクル施設の高度な技術や環境への取組に直接触れる機会を創出し、循環産業に対する理解促進やイメージ向上を図る。新規取組

### (3) 人づくりと情報発信の強化

- ① 資源循環を含め、持続可能な社会づくりに向けた「ビジョン」と「こころざし」を持ち、地域や職場で活躍できる人材を育成する「あいち環境塾」を引き続き実施するとともに、同塾修了生を中心とした人材育成や活動の場を充実拡大する。取組の強化
- ② 資源循環情報システムにより物質フローや廃棄物の排出情報、リサイクル事業に積極的に取り組んでいる企業の情報提供を行うとともに、ニーズに合わせた情報のタイムリーな更新やコンテンツの充実を行い、事業者等の資源循環の取組の活性化を図る。取組の強化
- ③ 資源循環情報システムと関連するSNS（ソーシャルネットワークサービス）や動画サイトとの相互リンクを進め、効果的な情報発信やアピール力の高い情報・コンテンツとの連携に取り組む。新規取組

### (4) 多様な主体の連携の促進

- ① 愛知環境賞や循環ビジネス創出会議において、環境パートナーシップ・CLUB（EPOC）と共同開催するなど、引き続き連携を強化する。
- ② 資源循環情報システムにある産業廃棄物の排出者と処理事業者のマッチング機能の活用促進や循環ビジネス創出会議におけるビジネス相談会の活用等を通じて企業同士の連携を促進する。
- ③ 食品廃棄物を含むバイオマスなど、今後の進展が期待される未利用資源を活用した地域循環圏づくりを進めるため、学識経験者や市町村、事業者、NPO等と連携、協働した推進チームを立ち上げる。新規取組

### (5) 低炭素社会に対応した資源循環の展開

- ① 廃棄物処理施設の設置に当たっては、エネルギー消費効率の高い機器を選定するなど、廃棄物処理に係るエネルギー消費を低減させるよう努める。また、空調機器や照明機器など、廃棄物処理施設に付随する設備についても、省エネ性能の高い機器の導入を促進する。  
併せて、廃棄物処理施設の周囲に緑地設置を促進する。
- ② 一般廃棄物の処理施設については、循環型社会形成推進交付金等の活用などにより循環型社会形成の推進、地球温暖化対策の強化等に資する計画的な施設整備を促進する。
- ③ 廃棄物焼却炉における熱回収施設や発電施設、廃棄物系バイオマスの利活用施設など、循環型社会の形成とともに温室効果ガスの排出削減に寄与する施設整備

を促進する。

- ④ 廃棄物の収集・運搬に用いる車両については、融資制度等の周知により低公害車の導入を促進するとともに、エコドライブの実践について啓発する。
- ⑤ 水素は、利用段階において二酸化炭素を排出せず、地球温暖化対策として重要なエネルギーであるが、現在、流通している水素のほとんどは、製造、輸送等の段階で二酸化炭素が排出されている。

このため、廃棄物由来の再生可能エネルギー等を既設の電力網・ガス導管で託送し、利用場所の近傍で、製造段階においても二酸化炭素の排出が少ない水素を製造・供給する「あいち低炭素水素サプライチェーン」について、自治体、企業等と連携して事業化を推進する。

新規取組

## 第6章 廃棄物処理計画の推進

本計画を円滑に推進していくためには、県民、事業者、行政等の関係者が、適切な役割分担のもと、積極的な取組を実施することが重要である。このため、県としては、それぞれの関係主体に、自らの責務・役割を認識してもらい、相互の連携体制の強化に資する取組に努める。

### 1 各主体の責務・役割

#### (1) 県民

県民は、自らがごみの排出者であり、環境へ負荷をかけているという責任を有しているとともに、循環型の社会をつくる担い手でもあることを自覚し、環境への負荷を低減したライフスタイルへと転換を図っていくことが求められている。

また、ごみ問題だけではなく、環境負荷の低減に対する关心と理解を深め、循環型の社会づくりを推進する取組に積極的に参加・協力することが必要である。

#### ○主な具体的行動

- ・買物時には、マイバッグ（買物袋）を持参し、詰め替え商品、はかり売り、簡易な包装のもの、繰り返し利用できるもの、耐久性に優れたものなど、廃棄物の減量につながる商品を選択する。
- ・特に食品については、賞味期限に関する情報を正しく理解するとともに、適量の購入等により、本来食べられるにもかかわらず捨てられる食品を減らす。
- ・食品の食べ切りや使い切り、生ごみの水切りの徹底、生ごみの堆肥化など、ごみの減量化に努める。
- ・外食時には、適量な注文、食べ残しの削減に努める。特に宴会などの食べきりに努める。
- ・修理・修繕するなど、ものを大切に長く使用する。
- ・不用品のフリーマーケットやバザーへの出品、物品交換情報などを活用した再使用に努める。
- ・市町村が定めるごみの排出ルールに基づいた分別の徹底、各種リサイクル法等に基づくりサイクル料金の負担や適正な引き渡しを行う。

#### (2) 事業者

##### ア 排出事業者

事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならないことをいつも認識しておく必要がある。原材料の選択の段階から、生産工程、流通・販売過程まで可能な限り廃棄物の発生を抑制する工夫を行い、余った原材料等は、再使用、再生利用を徹底して行い、最終的に廃棄物として排出するものについては、環境への負荷の低減に配慮しつつ、適正な処理を行うことが必要である。

また、拡大生産者責任の考え方のもと、自ら生産する製品が消費や廃棄される段

階で発生する廃棄物について、減量化、資源化及び適正処理を考慮した製品の設計に努める必要がある。

#### ○主な具体的行動

- ・原材料の選択や製造工程等の工夫により、自ら排出する廃棄物の排出抑制、再使用、再生利用に努める。
- ・廃棄物を廃棄物処理業者に委託するときには、処理状況の確認や適正な対価の負担、マニフェストの交付など排出者としての責任を履行する。
- ・委託を行うに当たっては、不適正な処理が行われるリスクが小さい、優良な廃棄物処理業者の選択に努める。
- ・自ら排出する廃棄物について、再生利用等を行うことができる廃棄物処理業者へ処理を委託し、その廃棄物の適正な循環的利用に努める。
- ・特に、食品関連事業者については、食品ロスの削減に極力努めるとともに、やむを得ず食品を廃棄する場合には、そのまま商品として転売することが困難となるよう適切な措置を講じる。
- ・拡大生産者責任の考えのもと、自ら生産する製品について、消費や廃棄の段階においても、適正なリサイクルや処分に一定の責任を有することを認識し、製品の長寿命化・省資源化への配慮、リサイクルが容易な製品の開発、できるだけ廃棄物を発生させない製品の製造などに努める。
- ・自らが製造等を行った製品等が廃棄物となったら、極力自主的に引き取り、循環的な利用に努める。
- ・グリーン購入やオフィスからの紙ごみの削減等を推進する。

#### イ 廃棄物処理業者

廃棄物処理業者は、廃棄物を適正に処理する専門事業者として重要な役割を担っており、適正な処理を確保することはもとより、廃棄物の減量化や資源化に資することが求められる。

廃棄物の処理に当たっては、事業活動に伴う環境負荷を低減し生活環境の保全に努めるとともに、積極的な情報公開を行い、廃棄物処理に対する住民の信頼を高め、地域との協調に努めることが必要である。

また、循環型社会の形成を担うため、循環ビジネスへの取組が期待される。

さらに、非常災害時には、県や市町村からの要請に応じて、可能な限り廃棄物の処理に協力する。

#### ○主な具体的行動

- ・廃棄物処理施設の設置や運営に当たっては、地域環境等に配慮した施設づくりを行うとともに、周辺住民への十分な説明や処理情報等の公開を行い、信頼の確保に努める。
- ・排出事業者に対し、廃棄物の減量化や再資源化に関して助言や提案をするとともに、処理量等の処理状況に関する情報を積極的に公表する。

- ・リサイクル産業への積極的な進出やリサイクル技術の開発に努める。
- ・優良産業廃棄物処理業者認定制度を活用して、優良認定の取得に努める。
- ・排出事業者による実地調査の確認を積極的に受け入れる。

### (3) 市町村

市町村は、その行政区域内における住民に最も近い位置の自治体として、また一般廃棄物の処理責任者として、廃棄物の排出抑制に関し、適切に普及啓発や情報発信を行うことにより、住民や事業者の自主的な取組を促進するとともに、一般廃棄物の適正な循環利用をすることが求められる。その上で、処分しなければならない一般廃棄物については適正な中間処理、最終処分を確保しなければならない。

また、適正な循環利用や適正処分を進めるためには、他の市町村や県との連携等により広域的な取組を促進する必要があるとともに、各種リサイクル法に基づく回収体制の構築や住民への周知徹底に努めることが必要である。

#### ○主な具体的行動

- ・住民による自主的な3Rの取組が進むよう、適切な普及啓発や情報提供、環境学習等に努める。
- ・先進的な取組事例等を参考に、分別収集体制や再生利用の取組などの改善に努める。
- ・ごみ処理の有料化など、経済的インセンティブを活用した排出抑制等の導入について検討を進める。
- ・一般廃棄物処理業務について、収集・処分に係るコスト分析を行い、経済的・効率的な事業運営に努める。
- ・資源循環の観点に加え低炭素社会に対応する、ごみ発電や廃棄物系バイオマスの利活用（食品残さの堆肥化や剪定枝のチップ化、堆肥化など）を推進する。
- ・地域住民や関係機関と連携し、不法投棄等の不適正処理の早期発見、早期対応に努める。
- ・グリーン購入、オフィスからの紙ごみの削減や、公共事業からのがれき類等の再資源化、上下水道汚泥の有効利用などを率先して行う。
- ・食品循環資源の再利用等を地域の実情に応じて促進するための措置等について、市町村が定める一般廃棄物処理計画において適切に位置づけるよう努める。
- ・災害が発生した際の迅速かつ適正な処理を行うため、市町村災害廃棄物処理計画を作成し、災害廃棄物に係る協力支援体制を構築する。

### (4) 県

県は、広域的な観点から県内的一般廃棄物及び産業廃棄物の状況を的確に把握し、廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用等の促進と処理体制の確保など廃棄物

に関する施策を総合的に推進する必要がある。

県として、県民、事業者、市町村の取組に対する支援や適正処理の確保など、循環型社会の形成に向け各種施策を連携・協働を図りながら展開する（県の施策は第5章参照）ほか、廃棄物行政の円滑な推進のため、必要な制度の改正や財政支援措置などについて、積極的に国に要望していく。

また、計画の実施による効果を把握するため、一般廃棄物及び産業廃棄物の排出量等の実態を把握し、目標の達成のための適切な指導を行うなど、計画の着実な推進に努める。

特に食品ロス削減に向けては、関係機関と連携を進めるとともに、市町村、消費者団体、事業者団体等で構成する「ごみゼロ社会推進あいち県民会議」においても取組を進める。

さらに、災害廃棄物対策として市町村に対して技術的支援を行うとともに、広域的な観点から、関係機関との連携体制を整備する。

## 2 計画の進行管理

### （1）目標達成状況の把握

一般廃棄物については、市町村等に対する一般廃棄物処理事業実態調査などにより、また、産業廃棄物については、産業廃棄物処理実績報告などにより、排出量、最終処分量等を毎年度推計し、目標の達成状況を把握する。

### （2）進行管理

目標の達成状況については、県の環境白書やホームページにより公表するとともに、愛知県環境審議会廃棄物部会において、廃棄物の処理状況や施策の効果分析に関連した、評価指標の検証などを通じて、点検を行う。また、事業者団体、消費者団体、女性団体、市町村等で構成する「ごみゼロ社会推進あいち県民会議」等においてワークショップを開催するなどして、関係者の連携、協力により計画の着実な推進に努める。

こうした点検結果や社会情勢その他廃棄物に係る環境の変化に合わせ、必要に応じて施策の見直し等を行う。

## 1 廃棄物排出量等の将来予測手法

### (1) 一般廃棄物

#### ○ 過去の実績に即した予測

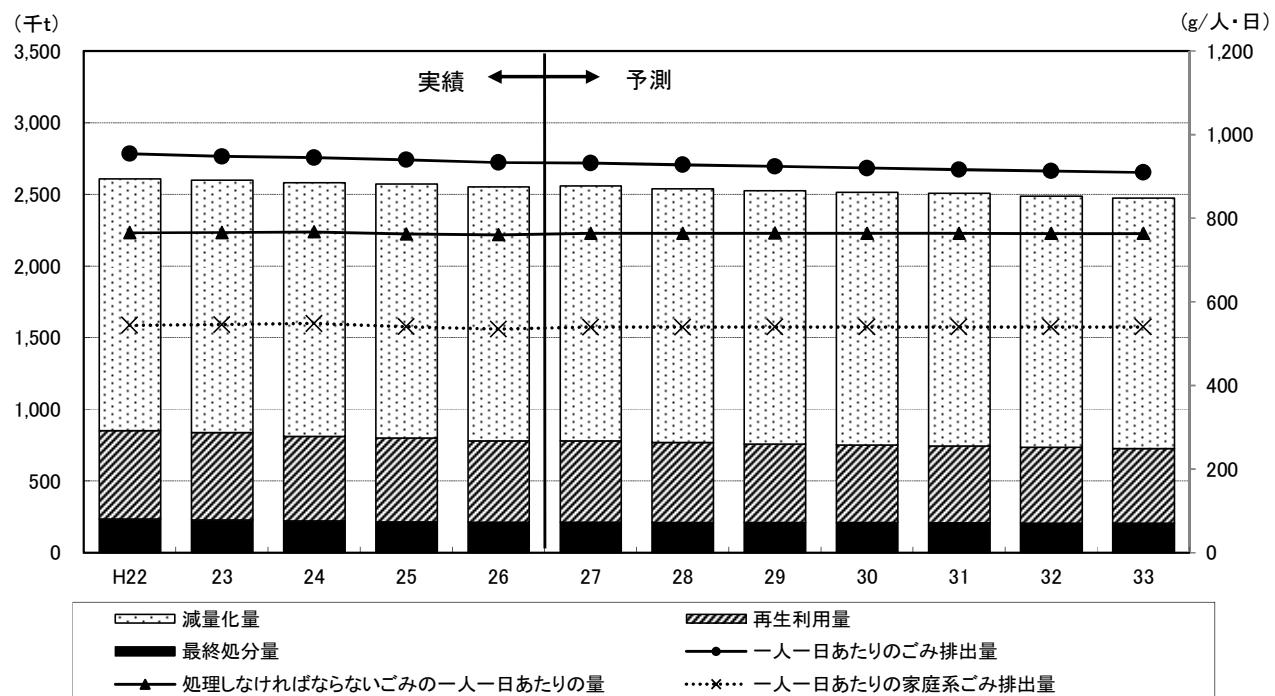
一般廃棄物の排出量は、将来における地域別ごみ種類別の排出原単位（一人一日当たりの排出量）に将来人口を乗じることにより求めた。

排出原単位については、5種類の回帰式（一次式、二次式、対数式、べき乗式、ロジスティック式）により比較検討を行い、適合性を判断の上、地域別ごみ種類別に将来の排出原単位を設定した。

人口については、「日本の市区町村別将来推計人口（平成25年3月推計）（国立社会保障・人口問題研究所）」の推計人口（中間年は直線補完により算出）で示された人口の伸び率を用いて、地域別に将来のごみ排出に係る対象人口を求めた。

減量化、資源化等の処理状況については、現況（平成26年度）における分別収集・リサイクル等の取組状況（処理比率）が将来も維持されるものとして推計した。

図-1 ごみの総排出量と最終処分量の推移（H22～26 実績による推計）



資料：愛知県

表-1 ごみの総排出量と最終処分量の推移（H22～26 実績による推計）

	人口	ごみ総排出量		処理しなければならないごみの量		家庭系ごみ排出量		再生利用量	減量化量	最終処分量
		一人一日あたり		一人一日あたり		一人一日あたり				
		人	千トン	g/人日	千トン	g/人日	千トン	g/人日	千トン	千トン
実績	H22	7,484,228	2,607 (102.2%)	954 (102.2%)	2,090 (100.6%)	765 (100.6%)	1,485 (101.6%)	544 (101.7%)	614 (108.2%)	1,757 (99.2%)
	23	7,490,140	2,600 (101.9%)	948 (101.6%)	2,098 (101.0%)	765 (100.6%)	1,496 (102.3%)	546 (102.0%)	608 (107.0%)	1,762 (99.5%)
	24	7,484,099	2,581 (101.2%)	945 (101.2%)	2,096 (100.9%)	767 (100.9%)	1,498 (102.5%)	548 (102.5%)	589 (103.6%)	1,770 (100.0%)
	25	7,494,346	2,572 (100.8%)	940 (100.7%)	2,085 (100.3%)	762 (100.2%)	1,479 (101.2%)	541 (101.1%)	584 (102.8%)	1,773 (100.2%)
	26	<b>7,487,071</b>	<b>2,551 (100.0%)</b>	<b>934 (100.0%)</b>	<b>2,078 (100.0%)</b>	<b>760 (100.0%)</b>	<b>1,462 (100.0%)</b>	<b>535 (100.0%)</b>	<b>568 (100.0%)</b>	<b>1,770 (100.0%)</b>
予測値	27	7,499,140	2,559 (100.3%)	932 (99.9%)	2,095 (100.8%)	763 (100.4%)	1,481 (101.3%)	539 (100.9%)	566 (99.6%)	1,779 (100.5%)
	28	7,493,088	2,539 (99.5%)	928 (99.4%)	2,088 (100.5%)	764 (100.4%)	1,476 (101.0%)	539.6 (100.5%)	556 (97.5%)	1,771 (100.0%)
	29	7,487,054	2,526 (99.0%)	924 (99.0%)	2,087 (100.4%)	764 (100.4%)	1,475 (100.9%)	539.7 (100.9%)	548 (96.5%)	1,767 (99.8%)
	30	7,481,038	2,513 (98.5%)	920 (98.6%)	2,085 (100.3%)	764 (100.4%)	1,474 (100.8%)	539.7 (100.9%)	541 (95.2%)	1,763 (99.6%)
	31	7,475,039	2,508 (98.3%)	917 (98.2%)	2,089 (100.5%)	763 (100.4%)	1,477 (101.0%)	539.8 (100.9%)	536 (94.3%)	1,764 (99.6%)
	32	7,469,059	2,489 (97.6%)	913 (97.8%)	2,081 (100.1%)	763 (100.4%)	1,472 (100.7%)	539.9 (100.9%)	528 (92.9%)	1,755 (99.1%)
	33	7,450,509	2,474 (97.0%)	910 (97.4%)	2,075 (99.9%)	763 (100.3%)	1,468 (100.5%)	540.0 (101.0%)	521 (91.7%)	1,748 (98.7%)

資料：愛知県

## (2) 産業廃棄物

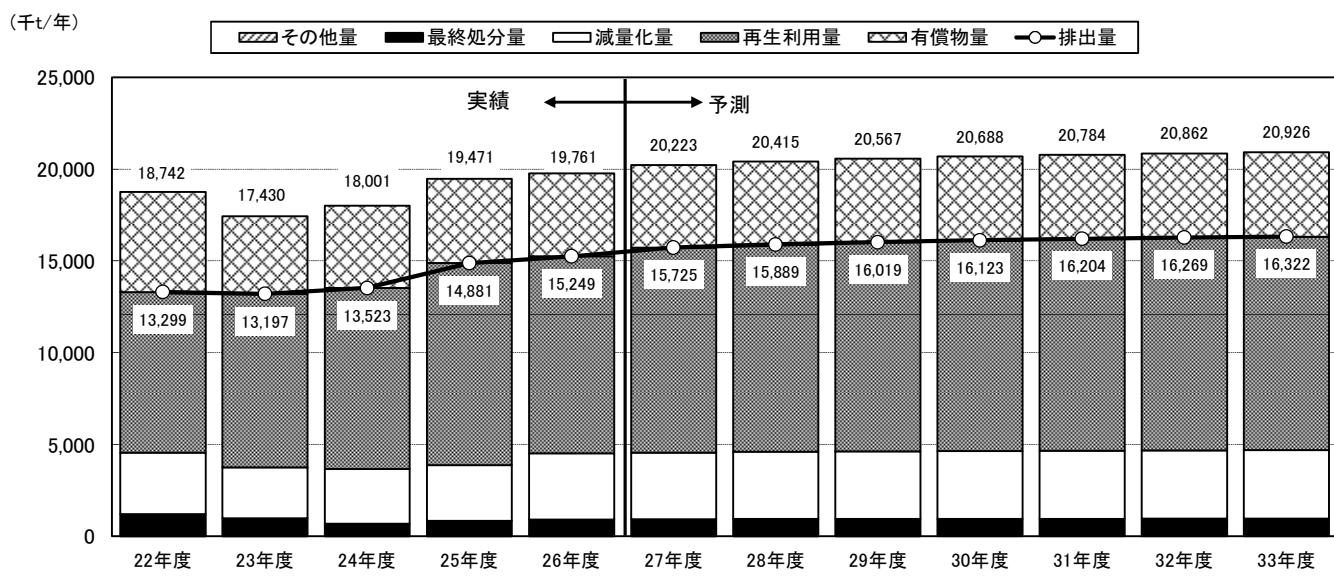
### ○ 過去の実績に即した予測

将来における産業廃棄物の発生量の予測に当たっては、「今後とも大きな技術革新及び法律上の産業廃棄物の分類に変更がなく、現時点における産業廃棄物の排出状況と業種毎の活動量との関係は変わらない」ことを前提とし、実態調査（平成26年度実績）に基づく発生原単位に将来の活動量を乗じることにより産業廃棄物の発生量を求めた。

活動量については、5種類の回帰式（一次式、二次式、対数式、べき乗式、ロジスティック式）により比較検討を行い、適合性を判断の上、業種別に将来の活動量を設定した。

減量化、資源化等の処理状況については、現況（平成26年度）におけるリサイクル等の取組状況（処理比率）が将来も維持されるものとして推計した。

図-2 処理・処分量の将来予測（H22～26 実績による推計）



資料：愛知県

表-2 処理・処分量の将来予測（H22～26 実績による推計）

単位: 千t/年

年度 種類	実績				
	平成 22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
発生量	18,742	17,430	18,001	19,471	19,761
排出量	13,299	13,197	13,523	14,881	15,249
有償物量	5,443	4,233	4,478	4,590	4,513
再生利用量	8,760	9,448	9,875	11,015	10,741
減量化量	3,353	2,786	2,972	3,028	3,604
最終処分量	1,185	962	674	837	896
その他量	1	1	1	1	9
年度 種類	予測				
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
発生量	20,223	20,415	20,567	20,688	20,784
排出量	15,725	15,889	16,019	16,123	16,204
有償物量	4,499	4,525	4,547	4,565	4,580
再生利用量	11,167	11,294	11,395	11,475	11,537
減量化量	3,629	3,657	3,679	3,697	3,712
最終処分量	920	929	936	942	946
その他量	9	9	9	9	9

資料：愛知県

## 2 用語解説

### ア行

#### ■新・あいちエコタウンプラン（P71）

地域の特性を踏まえ、先導的で効果的なリサイクル施設の計画的な設置を促進するとともに、循環ビジネスの普及・振興を図ることによって、環境と調和したまちづくりの推進を目的とする計画（平成24年10月策定）。

#### ■あいち環境学習プラザ（P58）

名古屋市中区（愛知県東大手庁舎）にある県の環境学習の拠点施設。実験を交えた体験型の環境学習講座を実施するとともに、環境学習のコーディネート事業、WEBページでの環境学習情報の収集と発信、DVDなどの環境学習教材の貸出などを実施している。

#### ■あいち環境塾（P44）

資源循環に向けた産学行政の協働による取組を、県内各地域に展開するため、環境について多角的な視点から学ぶことができる会員制の連続講座（塾）を平成20年度から開講。産学行政の各部門において、環境を基調とした地域づくりのキーパーソンとなりうる人材（リーダー）の育成及び人的ネットワークの構築を進めている。

#### ■愛知環境賞（P44）

愛知万博の開催を機に、平成17年1月に創設。資源循環や環境負荷低減に関する企業や団体の優れた技術・事業・活動・教育の取組に対して表彰を行う。

#### ■愛知県海岸漂着物対策推進地域計画（P45）

海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するため、「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」第14条に基づき策定した計画（平成27年12月改定）。海岸漂着物対策を重点的に推進する区域やその内容、関係者の役割分担及び相互協力、海岸漂着物対策の実施に当たって配慮すべき事項などを定めている。

#### ■愛知県ごみ焼却処理広域化計画（P45）

平成9年1月の厚生省（当時）通知「ごみ処理に係るダイオキシン類発生防止等ガイドライン」を受け、愛知県が策定した、一般廃棄物の焼却処理の広域化を推進するための計画。平成10年10月に平成10年度から19年度までを期間とする計画を策定し、平成21年3月に平成20年度から29年度を期間とする第2次計画を策定した。現計画では、県内を13ブロックに分け、ごみの焼却処理を1日の焼却能力が300トン以上の全連続炉に集約して行うことを目指している。

#### ■（一社）愛知県産業廃棄物協会（P64）

平成3年7月15日に設立された社団法人。平成24年4月1日に一般社団法人に移行。会員は愛知県内の産業廃棄物処理業者等。産業廃棄物の適正処理及び再生利用についての調査研究、研修、指導、普及等を行うことにより生活環境の保全及び公衆衛生の向上並びに資源の効率的活用を図り、県民の福祉向上に寄与することを目的とする。

#### ■愛知県産業廃棄物適正処理指導要綱（P3）

産業廃棄物の処理について、法令に定めるもののほか、適正処理に関し必要な事項を定める

ことにより、生活環境の保全を図ることを目的として、平成3年4月1日に施行。廃棄物の適正な処理の促進に関する条例の施行に伴い全面改正（平成16年2月1日施行）した。

排出事業者等の責務、施設整備等に関する指導、PCB廃棄物処理施設の環境モニタリング調査等を規定している。

#### ■愛知県産業廃棄物不法処理防止連絡協議会（P64）

平成6年6月1日に発足。平成14年6月1日から組織を拡充し、愛知県各部局、国、名古屋市、豊橋市、豊田市、愛知県警察本部、名古屋海上保安部、（一社）中部経済連合会、名古屋商工会議所、（一社）愛知県産業廃棄物協会及び（一社）愛知県建設業協会により構成され、これら構成団体の緊密な連携により産業廃棄物の不適正処理等の防止とこれらの事案に対する迅速かつ的確な対応を行うことにより生活環境の保全及び公衆衛生の向上に資することを目的とする。

#### ■愛知県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画（P45）

県内におけるPCB廃棄物を適正に保管し確実かつ適正な処理を計画的に推進するため、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」第7条に基づき、平成16年12月に策定した計画（平成27年6月改訂）。「PCB廃棄物の保管量、発生量及び処分量の見込み」、「PCB廃棄物の確実かつ適正な処理の体制」及び「PCB廃棄物の確実かつ適正な処理の推進」などを内容とする。

#### ■愛知県リサイクル資材評価制度（あいくる）（P60）

循環型社会形成を推進するため、愛知県発注の公共工事で、リサイクル資材の積極的活用を目的としたリサイクル資材評価制度である。

あいくるにおいては、公共工事で通常使用する資材と同等の品質や性能の基準や規格を始め、リサイクルを促進するための再生資源の含有率、環境に対する安全性や環境負荷に関する項目、製品製造が安定的に行われるための品質管理に関する項目が評価基準として定められており、平成28年11月現在、再生加熱アスファルト混合物、再生路盤材、再生コンクリート等27品目が対象となっている。

#### ■あいち資源循環センター（P43）

循環型社会づくりの产学研行政の連携、協働拠点として、平成18年に設置。循環ビジネスの事業化相談や技術指導など、循環ビジネスの事業化から円滑な事業継続まで一貫した支援を行う。

#### ■あいち地域循環圈形成プラン（P71）

「新・あいちエコタウンプラン」及び「あいちゼロエミッション・コミュニティ構想」の成果や理念を継承し、本県の地域ポテンシャルを生かして、これまで培ってきた資源循環の取組を加速・発展させ、県内各地で「循環の環」が重層的に構築された「地域循環圏」の実現を目指す計画（平成29年3月策定）。

#### ■あいちゼロエミッション・コミュニティ構想（P43）

地域の廃棄物や未利用資源を、リサイクル技術と新エネルギー技術を効果的に組み合わせ、新たな資源やエネルギーとして、地域内循環を進めることで、持続可能な社会づくりを目指す構想。平成19年3月に策定し、平成23年度に事業モデルを見直している。

### ■（公財）愛知臨海環境整備センター（P66）

愛知県、名古屋市、知多市、名古屋港管理組合及び民間 48 社の出捐により昭和 63 年 8 月 1 日に設立された財団法人（平成 21 年に碧南市及び武豊町が出捐）。通称 A S E C（アセック Aichi Seaside Environment Center）。

海面埋立処分事業を目的とし、知多郡武豊町地先の衣浦港 3 号地廃棄物最終処分場で、県内全域を対象に産業廃棄物及び一般廃棄物（焼却残さ）の受入を行っている。

### ■A E L（あえる）ネット（P58）

愛知県環境学習施設等連絡協議会（Aichi Environmental Learning Network）の略称で、愛知県内の環境学習施設等が協力して、地域における環境学習の推進を図るために平成 20 年 3 月に設置されたネットワーク。

### ■アスベスト廃棄物（廃石綿、石綿含有廃棄物）（P62）

アスベスト（石綿）は、天然に産出する極めて細い纖維状鉱物で、耐熱性、耐摩耗性、耐腐食性、防音性、電気絶縁性、耐薬品性に優れているため、建築材料等として幅広く使われてきた。アスベストの纖維を人体に吸入すると長期の潜伏期間を経て中皮腫や肺がん等を引き起こすため、製造、使用等が原則として禁止されている。

アスベスト廃棄物は、大きく飛散性の廃石綿等と非飛散性の石綿含有廃棄物に分類される。廃石綿等は、廃棄物処理法に基づき特別管理産業廃棄物に指定（廃棄物処理法施行規則第 1 条の 2）されており、通常の廃棄物より厳しい処理基準や委託基準に基づく処理や特別管理産業廃棄物管理責任者の設置等が義務付けられている。

廃棄物処理法に基づき廃石綿等及び石綿含有廃棄物の分別、保管、収集・運搬、処分等を適正に行うために必要な具体的な事項を解説した「石綿含有廃棄物等処理マニュアル」（第 2 版）（平成 23 年 3 月環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部）が定められている。

### ■安定型最終処分場（P32）

性状が安定しており、浸出液による生活環境保全上の支障が生ずるおそれがない、陶磁器くず、ガレキ類、金属くず、廃プラスチック類及びゴムくず等を対象とする産業廃棄物の最終処分場。遮水工や浸出液処理施設等を要しない（廃棄物処理法施行令第 7 条第 14 号口）。

### ■一般廃棄物（P1）

廃棄物（→「廃棄物」）のうち産業廃棄物（→「産業廃棄物」）以外の廃棄物をいう。

### ■一般廃棄物処理計画（P59）

市町村が定める当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画（廃棄物処理法第 6 条）。この計画には、一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み、排出抑制の方策、分別収集の種類・区分、一般廃棄物の処理施設の整備等に関する事項を定めるものとされている。

### ■エコアクション 21（P42）

環境省が策定したエコアクション 21 ガイドラインに基づく環境マネジメントシステムの認証・登録制度。二酸化炭素排出量、廃棄物排出量等の把握、省エネルギー、廃棄物の削減等の取組、環境レポートの作成・公表などを規定しており、中小企業等でも容易に取り組めることを特徴としている。

## 力行

### ■改善命令（P35）

廃棄物の処理基準に適合しない保管、収集、運搬又は処分が行われた場合、その保管、収集、運搬又は処分を行った者等に対し、期限を定めて保管、収集、運搬又は処分の方法の変更その他必要な措置を講すべきことを命ずることができる。産業廃棄物に関しては都道府県知事等が、一般廃棄物に関しては市町村長ができるとされている（廃棄物処理法第19条の3）。

### ■拡大生産者責任（P74）

生産者が、生産した製品が使用され、廃棄された後においても、当該製品の適正なリサイクルや処分について一定の責任を負うという考え方。

### ■家電リサイクル法（P3）

特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）を参照

### ■環境マネジメントシステム（P59）

環境マネジメントシステムとは、企業などが自ら企業活動の中で、排出物の抑制やエネルギー消費の削減など環境負荷の低減を図るために数値目標、取組内容を定め（Plan）、これに基づき環境配慮等の行動を実践し（Do）、その結果の点検、見直しを行い（Check）、さらに継続的な改善を図る（Action）という一連の環境管理体制のこと。

### ■感染性廃棄物（P62）

医療機関等から排出される廃棄物で、血液や血液が付着したもの等、人が感染し、又は感染するおそれのある病原体が含まれ、若しくは付着している廃棄物又はこれらのおそれのある廃棄物をいう。

廃棄物処理法に基づき特別管理廃棄物に指定（廃棄物処理法施行令第1条、第2条の4）されており、通常の廃棄物より厳しい処理基準や委託基準に基づく処理や特別管理産業廃棄物管理責任者の設置等が義務付けられている。

廃棄物処理法に基づき感染性廃棄物の適正な処理を確保するために必要な手順等を具体的に解説した「感染性廃棄物処理マニュアル」（平成24年5月環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部）が定められている。

### ■管理型最終処分場（P32）

浸出液により公共の水域及び地下水を汚染する可能性のある廃棄物を埋立処分する産業廃棄物の最終処分場で、遮水工、浸出液集排水設備、浸出液処理設備等の設置が必要とされる。

主に、廃油（タールピッチ類に限る）、紙くず、木くず、纖維くず、動植物性残さ、動物のふん尿、動物の死体、無害な燃えがら、ばいじん、汚泥、鉱さい等を対象とする（廃棄物処理法施行令第7条第14号ハ）。

### ■国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）（P3）

国等や地方公共団体が再生品などの環境にやさしい物品の調達を率先的に行うとともに、こうした購入に役立つ情報の提供を推進することを目的とし、平成13年4月1日に施行（平成27年9月1日改定）。

国による調達推進のための基本方針の策定、地方公共団体の調達方針の策定及びそれに基づく調達の推進努力義務、事業者及び国民の環境物品等の選択（一般的責務）が定められている。

### ■経済環境適応資金融資制度（P72）

廃棄物、排水、副産物及び容器包装等のリサイクルを促進するための設備、廃棄物又は排水の量を減少させ、環境負荷の低減を図る設備等を導入する中小企業者を対象として設備・運転資金を融資する県の融資制度。

### ■建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）（P3）

資源の有効な利用の確保及び廃棄物の適正な処理を図り、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的に平成14年5月に完全施行された法律である（平成26年6月最終改正）。

本法は、特定の建設資材（コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、アスファルト・コンクリート及び木材）について、その分別解体等及び再資源化等を促進するための措置を講ずるとともに、解体工事業者について登録制度を実施すること等により、再生資源の十分な利用及び廃棄物の減量等を図るものである。

### ■公共関与（廃棄物処理施設の整備等に関すること）（P32）

本来、民間事業者が行う産業廃棄物処理施設の整備等に対し、地方公共団体などの「公共」が関与すること。

特に、産業廃棄物の最終処分場については、民間事業者のみによる施設の確保が困難な状況にあることから、その整備・運営に公共関与する事例が多くみられる。

これまでの県内の公共関与事例として、愛知臨海環境整備センター（→（公財）愛知臨海環境整備センター）、衣浦港ポートアイランド環境事業センター（平成23年2月に廃棄物の受入終了）、豊田加茂環境整備公社（→（公財）豊田加茂環境整備公社）がある。

### ■小型家電リサイクル法（P3）

使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法（小型家電リサイクル法）を参照

### ■ごみゼロ社会推進あいち県民会議（P58）

住民、事業者、行政が相互に連携しながら、一体となってごみゼロ社会の形成を推進することにより、公衆衛生、環境の保全、資源の有効利用を促進するために平成5年に設立された。

事業者団体、消費者団体、女性団体、県内市町村等110団体（平成28年4月末現在）で構成されており、ごみ減量、再資源化、不法投棄対策の3部会がそれぞれ活動している。

### ■ごみ発電（P13）

ごみ焼却時に発生する熱エネルギーをボイラーで回収し、蒸気を発生させてタービンを回して発電を行うもの。化石燃料の使用削減につながることから地球温暖化対策としても注目されている。

## ナ行

### ■再生クラッシャラン（P59）

構造物取り壊しなどで発生したコンクリート塊などを碎いたもの（リサイクル材）。

### ■再生資源活用審査制度（P65）

この制度は、事業者が産業廃棄物等を再生し、得られた製品を販売しようとする場合、県が事前の届出を受け、その製品の環境安全性などについて審査をする制度である。

フェロシリト問題など、産業廃棄物や製品の製造過程で生じる副産物が再生品として流通、使用されるに際し、生活環境保全上の問題が生じる事案が相次いで発生したことを受け、県が、

平成 20 年 4 月 25 日に全国に先駆けて創設し、同年 7 月 1 日から全面施行した。

#### ■再生利用個別指定制度（P59）

廃棄物の処理を業として行う場合、許可が必要であるが、再生利用されることが確実であるとして知事又は市町村長が認めた廃棄物のみの処理を行う者で、知事又は市町村長の指定を受けた場合に、再生利用に係る特例として許可を不要とする制度（廃棄物処理法第 7 条第 1 項及び第 6 項のただし書、第 14 条第 1 項及び第 6 項のただし書）。

#### ■産業廃棄物（P1）

事業活動に伴って生じた廃棄物で、次に掲げるもの及び輸入された廃棄物（廃棄物処理法第 2 条）。

具体的には、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、纖維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、鉱さい、がれき類、動物のふん尿、動物の死体、ばいじん等（このうち、「紙くず」、「木くず」、「纖維くず」、「動植物性残さ」、「動物系固形不要物」、「動物ふん尿」及び「動物の死体」については、排出事業者の業種限定あり）（詳細は参考資料 3 参照）。

#### ■産業廃棄物管理票（マニフェスト）（P1）

産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する際に交付する伝票で、廃棄物の種類、数量、運搬者又は処分を受託した者の氏名又は名称等を記載し、産業廃棄物の流れを自ら把握・管理するためのもの。

排出事業者が処理を委託した産業廃棄物の流れを把握することにより適正に処理、処分されたかどうかを確認できる。平成 20 年 4 月からは、前年度のマニフェストの交付状況等を毎年、知事へ報告することが義務付けられている。紙による管理票に加え、電子マニフェストによることもできる。

#### ■（公財）産業廃棄物処理事業振興財団（P66）

環境省（当時厚生省）、全国知事会、日本経団連などによって、平成 4 年 12 月に設立。処理業者の育成、排出事業者の支援及び産業廃棄物の適正処理の確保を図り、生活環境の保全と経済の健全な発展に寄与するため、事業を展開する。

- ①産業廃棄物処理施設の整備促進を図るため処分業者の必要な資金の借入れに対する債務保証
- ②産業廃棄物処理に関する 3R の技術開発、高度な技術を利用した施設整備やその企業への助成
- ③PCB 等有害廃棄物の処理に関する検討・支援や優良な業者の育成、排出事業者に対する処理業者情報の提供
- ④都道府県などが不法投棄された産業廃棄物の原状回復を行うため、資金を支援する「産業廃棄物適正処理推進センター」（廃棄物処理法第 13 条の 12 により、全国を通じて一個に限り環境大臣が指定するもの。）としての業務等を実施している。

#### ■産業廃棄物税（P48）

産業廃棄物の発生抑制、再使用及び再生利用の促進、産業廃棄物の最終処分場の設置促進、その他産業廃棄物の適正な処理に関する施策を促進させることを目的として、平成 18 年 4 月 1 日から導入された目的税。

納税義務者は、愛知県内の最終処分場に産業廃棄物を搬入する排出事業者又は中間処理業者

であり、課税額は、最終処分場に搬入された産業廃棄物の重量 1 トンにつき 1,000 円、自ら設置する最終処分場に搬入する場合は、1 トンにつき 500 円である。

### ■資源循環情報システム（P42）

「あいちエコタウンプラン」に掲げた取組の一つで、事業者・研究者・NPO・地域住民等の参画による先導的な循環ビジネス創出の手がかりとするため、3R などの環境関連情報の整備を目指している。

この目標を達成すべく、循環ビジネス創出のための情報発信・交換の場として、愛知県・環境パートナーシップ・CLUB（通称：EPOC）・豊橋技術科学大学が協力して企画、作成して、開設したサイト（<http://aichi-shigen-junkan.jp/>）。

このサイトでは、物質フロー解析、資源循環情報データベース、エコプロジェクトファイル、環境学習ソフトの 4 つの機能を提供している。

### ■資源の有効な利用の促進に関する法律（資源有効利用促進法）（P3）

事業者によるリサイクル対策を強化するとともに、製品の省資源化、長寿命化等による廃棄物の発生抑制及び回収した製品からの部品等の再使用を推進し、資源循環型経済システムの構築を目指すことを目的として施行された法律。平成 3 年より施行された「再生資源の利用の促進に関する法律」を改正する形で、平成 12 年 6 月 7 日に公布（平成 13 年 4 月 1 日施行）。

副産物の発生抑制に取り組む業種、再生資源・再生部品の利用に取り組む業種、使用済み物品の発生抑制に取り組む業種、リユース・リサイクルに配慮した設計・製造を行う業種等が定められている。

### ■自然共生社会（P2）

自然共生社会とは、生物多様性が適切に保たれ、自然の循環に沿う形で農林水産業を含む社会経済活動を自然に調和したものとし、また様々な自然とのふれあいの場や機会を確保することにより、自然の恵みを将来にわたって享受できる社会である。

「地域循環圈形成の手引き」（平成 28 年 3 月、環境省）で、「未利用の循環資源を利用することにより、資源採取に伴う生態系の損失の防止につながる」と述べられている。

### ■遮断型最終処分場（P32）

外周を一定の厚さ以上のコンクリートで仕切る等、廃棄物を周辺から隔離する型の産業廃棄物の最終処分場。

人の健康に被害を生ずるおそれのある物質を溶出させる危険のある特定有害産業廃棄物を対象とする（廃棄物処理法施行令第 7 条第 14 号イ）。

### ■循環型社会（P1）

循環型社会形成推進基本法の中で定義された「廃棄物の排出抑制、循環資源の循環的な利用及び適正な処分が確保されることにより天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される」社会。

### ■循環型社会形成推進基本法（P3）

廃棄物・リサイクル対策を総合的、計画的に推進するための基盤を確立するとともに、個別の廃棄物・リサイクル関係諸法の整備と相まって、循環型社会の形成に向けた取組を実効あるものとするために制定された基本的な枠組み法（平成 12 年 6 月 2 日施行）。

循環型社会、循環資源の定義、循環的利用及び処分の優先順位（発生抑制→再使用→再生利用→熱回収→適正処分）、国、地方公共団体、事業者及び国民の役割、政府による「循環型社

会形成推進基本計画」の策定等が規定されている。

### ■循環ビジネス（P43）

廃棄物のリサイクル事業や再生原材料を利用した製品の製造・販売など、循環型社会の構築に貢献するビジネスのこと。環境省が使用している「循環型社会ビジネス」と同義。

#### ・循環ビジネス創出会議（P71）

先導的な循環ビジネスを発掘・創出するため、企業、研究者、行政などが自由に参加して情報交換を行い、共同研究や共同事業などに取り組む場として設置、開催。県内外の先進的なりサイクル事業等を発表し、参加者で検討するビジネスセミナーや、先進企業の現地見学会、循環ビジネスに取り組む企業に対し、学識経験者からのアドバイスやビジネスマッチングを行う相談会等を行っている。

#### ・循環ビジネス創出コーディネーター（P43）

民間企業のOBなど環境技術や循環ビジネスに関する豊富な知識・経験を有し、先導的・効果的な循環ビジネスの事業化及び円滑な事業継続に向け、あいち資源循環推進センターを拠点として事業者へのコンサルティング等を行う。

### ■使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（小型家電リサイクル法）（P3）

使用済小型家電に利用されている有用金属等の再資源化を促進することを目的に、平成25年4月に施行された。携帯電話端末等を始めとした使用済小型家電28類型96品目が対象となっている。

### ■使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）（P3）

使用済自動車に係る廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図るために、自動車メーカーを含めて自動車のリサイクルに携わる関係者の役割分担のもと、使用済自動車の積極的なリサイクル・適正処理を行う（平成17年1月1日完全施行）。

- ①自動車製造業者等は、使用済となった自動車から発生するフロン類、エアバッグ類等を引き取り、リサイクルする。
- ②引取業者は、自動車所有者から使用済自動車を引き取り、フロン類回収業者又は解体業者に引き渡す。
- ③フロン類回収業者は、フロン類を回収し、自動車製造業者等に引き渡し、使用済自動車は解体業者に引き渡す。
- ④解体業者、破碎業者は、使用済自動車のリサイクルを行い、エアバッグ類、シュレッダーダストを自動車製造業者等に引き渡す。
- ⑤自動車所有者は、使用済自動車を引取業者に引き渡し、リサイクル料金を負担する。

等を定めている。

### ■浄化槽汚泥（P15）

し尿及び生活排水を処理する浄化槽に泥状となって沈殿したもの。

### ■賞味期限（P74）

加工食品には、「賞味期限」か「消費期限」のどちらか一方のみ表示されている。それぞれの意味は以下のとおりである。

賞味期限：定められた方法により保存した場合において、期待されるすべての品質の保持が十分に可能であると認められる期限を示す年月日をいう。ただし、当該期限を超えた場合であっても、これらの品質が保持されていることがあるものとする。

消費期限：定められた方法により保存した場合において、腐敗、変敗その他の品質の劣化に伴

い安全性を欠くこととなるおそれがないと認められる期限を示す年月日をいう。

### ■食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（食品リサイクル法）(P2)

食品循環資源の再生利用、熱回収、食品廃棄物等の発生抑制、減量に関し、基本的な事項を定めるとともに食品関連事業者による食品循環資源の再生利用を促進するための措置を講ずることにより、食品に係る資源の有効利用の確保及び廃棄物の排出抑制を図り、食品の製造等の事業の健全な発展を促進し、生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的として平成13年5月1日に施行された法律。

### ■食品ロス (P1)

本来食べられるにもかかわらず捨てられている食品のこと。我が国で1年間に排出される食品由来の廃棄物等は2,797万トンで、そのうち632万トンを占めている（農林水産省平成25年度推計値）。

### ■3R（スリー・アール）(P1)

3Rは廃棄物の発生抑制（Reduce）、再使用（Reuse）、再生利用（Recycle）の3つのRを意味している。

#### ①廃棄物の発生抑制（Reduce）

製品を長く使うこと、過剰包装をやめることなどにより、廃棄物の発生を減らすこと。

3つのRの中で最も効果的で重要である。

#### ②再使用（Reuse）

使い終わったものを捨てるのではなく、繰り返し使うこと。

#### ③再生利用（Recycle）

使用済みになった製品や製造に伴い発生した副産物を原材料として利用すること。

#### （参考）

これらの行動のほかに、Refuse（不要な物は断る）、Reconvert to energy（熱回収）、Right disposal（適正に処分）、Repair（修理）などを含めて「4R」、「5R」などとする例もあるが、本県では資源循環の取組用語として3Rを使用している。

### ■全県域汚水適正処理構想 (P46)

汚水処理施設には、下水道、集落排水、コミュニティプラント、浄化槽などがあるが、これら汚水処理施設の特徴や地域特性を勘案し、市街地や農山村地域を含めた県下全域の汚水処理施設の整備を計画的・効率的に実施していくために市町村が作成した構想を県が取りまとめたもので、今後の汚水処理施設整備の方針となる。

### ■措置命令 (P35)

廃棄物の処理基準に適合しない処分が行われた場合において、生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる時は処分者等に対し期限を定め、その支障の除去又は発生の防止のために必要な措置を講ずるよう命ずることができる。産業廃棄物については都道府県知事等、一般廃棄物については市町村長、また、無害化処理認定者に対しては環境大臣が命ずることができるとされている（廃棄物処理法第19条の4、第19条の4の2、第19条の5、第19条の6）。

## 夕行

### ■ダイオキシン類 (P66)

平成11年7月16日に公布されたダイオキシン類対策特別措置法において規定された有機

塩素化合物のPCDF（ポリ塩化ジベンゾフラン）、PCDD（ポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン）及びCo-PCB（コプラナーポリ塩化ビフェニル）の総称。いずれも平面構造を持つ芳香族有機塩素化合物で、置換した塩素の数や位置により多数の構造異性体が存在する。

250～400℃の比較的低温で、有機塩素を含むプラスチックを不完全燃焼すると発生しやすい。

#### ■多量排出事業者（P42）

前年度の産業廃棄物の発生量が年間1,000トン以上又は特別管理産業廃棄物の発生量が年間50トン以上の事業場を設置している事業者のことで、事業概要、計画期間、処理に係る管理体制に関する事項、排出の抑制に関する事項、分別に関する事項、再生利用に関する事項、処理に関する事項を記した計画や計画の実施状況を作成し知事に報告することが義務付けられており、また、知事はそれをインターネットにより公表することとされている（廃棄物処理法第12条第9項、第10項、第11項、第12条の2第10項、第11項、第12項）。

#### ■地域環境保全委員（P64）

地域における環境の状況の把握及びその保全に関する活動の推進等のため、愛知県環境基本条例第19条に基づき設置されたもので、全市町村に合計200名が配置されている。

- ①地域の環境の状況の調査・報告
- ②県の環境保全施策への協力
- ③環境保全の自主的活動の推進
- ④地域環境保全連絡会議等への出席

等の活動を実施している。

#### ■地域産業廃棄物不法処理防止連絡協議会（P64）

「愛知県産業廃棄物不法処理防止連絡協議会」の地域組織（→「愛知県産業廃棄物不法処理防止連絡協議会」）。

#### ■地域循環圏（P2）

本県では、地域で循環可能な資源はなるべく地域で循環させ、広域での循環が効率的な資源については、地域間での連携により、循環の環を重層的に構築して地域づくりを進めていくという考え方。

#### ■中間処理（P11）

廃棄物を減量化・資源化するために行う破碎、焼却、乾燥など主に物理・化学的な処理。

#### ■低炭素水素サプライチェーン（P73）

低炭素水素とは、二酸化炭素の排出量が少ない方法で製造された水素のこと。低炭素水素サプライチェーンとは、低炭素水素の製造から利用に至るまでの全過程のつながりのこと。

#### ■電子マニフェスト（電子管理票）（P44）

電子マニフェストは、紙マニフェストを交付する代わりに、記載内容を電子情報化したものであり、排出事業者、収集運搬業者及び処分業者の3者間で情報処理センターを介してネットワーク上でやり取りを行うことを可能としたもの。

電子マニフェストでは、排出事業者は情報処理センターに照会することにより処理状況を即時に確認することができるここと及び情報処理センターの通知機能と照会機能により、廃棄物の運搬終了、処分終了の報告期限が近づいていることを知ることができる。

### ■特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）(P3)

特定家電製品（政令で指定されたエアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機の4種類）について小売業者、製造業者等による収集、運搬及び再商品化等に関し、適正かつ円滑に実施するための措置を講じ、適正処理、資源の有効利用の確保を図ることを目的とし、平成13年4月1日から完全施行された法律。

- ①製造業者等が引取りを求められた場合の引取り、再商品化義務
  - ②小売業者の特定条件下での引取義務、製造業者等への引渡義務
  - ③市町村の製造業者への引渡し
  - ④消費者の小売業者等への引渡し、再商品化等の料金支払等の協力義務
- 等を定めている。

### ■特別管理産業廃棄物（P4）

産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有する物として政令で定められた廃棄物。

廃棄物処理法施行令第2条の4に定める廃油（産廃である揮発油類、灯油類、軽油類）、廃酸（pH2.0以下）、廃アルカリ（pH12.5以上）、感染性廃棄物（医療機関などから排出された感染性病原体が含まれ、若しくは付着している廃棄物又はこれらのおそれのある産業廃棄物等→感染性廃棄物）及び特定有害産業廃棄物＊をいう。

\*廃PCB等、PCB汚染物、PCB処理物及び廃石綿等、並びに、指定下水汚泥、鉛さい、ばいじん、燃え殻、廃油、汚泥、廃酸、廃アルカリ、第13号（同法施行令第2条13号）  
廃棄物のうち有害物質が一定の基準に適合しないもの（詳細は参考資料3参照）

### ■（公財）豊田加茂環境整備公社（P66）

豊田市、東西加茂郡6町村（当時）及び同区域内の民間90団体の出捐により平成元年1月31日に設立された財団法人。

埋立処分事業を目的とし、平成4年4月より豊田市御船町において受入を開始し、現在、豊田市、みよし市及びその他一部県内の産業廃棄物並びに豊田市、みよし市及び同市を含む一部事務組合の一般廃棄物（焼却残さ）を最終処分している。

## ナ行

### ■熱回収（P2）

焼却する時に発生する熱を回収することによるリサイクル。サーマルリサイクルともいう。原材料として使えない物は燃やすなどして、その熱を利用すること。

### ■熱回収施設設置者認定制度（P47）

一般廃棄物処理施設（市町村が設置した一般廃棄物処理施設を除く。）又は産業廃棄物処理施設であって熱回収の機能を有するものを設置している者が、環境省令で定める基準に適合していることについて都道府県知事等の認定を受けることができる制度。平成22年度の廃棄物処理法改正に基づいて創設され、平成23年4月1日より施行（廃棄物処理法第9条の2の4又は第15条の3の3）。

認定を受けると施設の定期検査が免除されるほか、保管可能な廃棄物の上限が増えるなどのメリットがある。

## ハ行

### ■廃棄物（P1）

ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚

物又は不要物であって、固形状又は液状のもの（放射性物質及びこれによって汚染された物を除く）をいう。」（廃棄物処理法第2条）とされており、廃棄物には、一般廃棄物と産業廃棄物がある。

なお、一般に廃棄物とは、占有者が自ら利用し、又は他人に有償で売却することができないため不要となった物をいい、これに該当するか否かは占有者の意思、その性状等を総合的に勘案して定めるべきであるとされる。

#### ■廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（国の基本方針）（P3）

廃棄物処理法第5条の2に基づき策定された廃棄物の減量、適正処理等に関する国の方針。都道府県はこの方針に即して廃棄物処理計画を策定することとされている（法第5条の5）。

廃棄物の減量その他その適正な処理の基本的な方向、廃棄物の減量その他その適正な処理に関する目標の設定に関する事項、廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策を推進するための基本的事項、廃棄物の処理施設の整備に関する基本的事項、非常災害時における廃棄物の減量その他その適正な処理及び処理施設の整備に関する施策の推進を図るために必要な事項等が盛り込まれている。

#### ■廃棄物の適正な処理の促進に関する条例（P3）

廃棄物処理に対する県民の信頼向上を図るため、廃棄物処理法を補う観点から、愛知県が制定した条例（平成15年10月1日施行）。土地所有者や排出事業者の責務の拡大、廃棄物処理施設に関する情報の開示、焼却施設への規制の強化等について規定している。

#### ■排出事業者処理責任（P57）

事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない（廃棄物処理法第3条）とされ、事業活動に伴い発生する廃棄物処理に対する排出事業者処理責任の原則がとられている。

この場合の事業者とは必ずしも営利を目的とする事業を営む者のみとは限らず、国、地方公共団体であっても、公共公益事業等を営む場合は含まれる。

また、自らの責任において適正に処理する、とは自ら処理する場合にとどまらず、産業廃棄物処理業者等や地方公共団体へ処理を委託する場合も含む。

#### ■パリ協定（P47）

パリで開催（H27.12）された気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）で採択された気候変動抑制に関する多国間の国際的な協定。パリ協定は、歴史上初めて全ての国が参加する公平な合意であり、地球の平均気温の上昇を $2^{\circ}\text{C}$ より十分下方に抑えること、 $1.5^{\circ}\text{C}$ に抑える努力を追及すること等を目的とし、この目的を達成するよう、今世紀後半に温室効果ガスの排出を実質ゼロにすることを目指すこととされている。

#### ■物質フロー（P72）

投入、蓄積、循環、移出入、廃棄などの物の流れのことで、それぞれを量的に表すことで、資源循環の課題を明らかにすることができます。

資源循環情報システムの中で、物質フローの情報を提供している。

#### ■不法投棄等監視特別機動班（P64）

東三河総局及び各県民事務所等に11班、県庁に1班の計12班を設置し、不法投棄等の未然防止に向けた管内の計画的なパトロール、過剰保管場所の適正化に向けた監視や指導、苦情

や立入検査等により発見した不適正事案に対する監視や指導を行う。

### ■ポリ塩化ビフェニル（P C B）（P45）

化学的に安定で、絶縁性、不燃性に優れているため、コンデンサー、トランスの絶縁油、熱媒体等に幅広く使われてきた。

昭和 43 年 10 月のカネミ油症事件＊を契機とし、昭和 47 年に生産、使用は原則として中止された。

P C B の処理方法としては、高温焼却法のほか脱塩素化分解法、水熱酸化分解法、還元熱化学分解法、光分解法、プラズマ分解法等がある。

\* 米糠油精製の脱臭工程で熱媒体として使用していた P C B が米糠油に混入し、経口摂取され引き起こされた事件。

### ■ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（P C B 廃棄物特別措置法）（P61）

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理体制の速やかな整備と確実、適正な処理を目指し、平成 13 年 7 月 15 日から施行された法律。

- ①国の P C B 廃棄物処理基本計画の策定
  - ②都道府県の P C B 廃棄物処理計画の策定（→愛知県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画）
  - ③事業者の一定期間以内の処分
  - ④事業者の都道府県知事への P C B 廃棄物の保管・処分状況の届出及び知事により縦覧に供すること
- 等を定めている。

## マ行

### ■マニフェスト（P1）

産業廃棄物管理票（マニフェスト）を参照

## ヤ行

### ■優良産業廃棄物処理業者認定制度（P62）

通常の許可基準よりも厳しい基準をクリアした優良な産業廃棄処理業者を、都道府県等が審査して認定する制度。平成 22 年度の廃棄物処理法改正に基づいて創設され、平成 23 年 4 月 1 日より施行（廃棄物処理法第 14 条第 2 項及び第 7 項並びに第 14 条の 4 第 2 項及び第 7 項）。認定を受けた産業廃棄物処理業者は、許可の有効期間が 7 年になるほか、許可証に優良マークが表示されるなどのメリットがある。

### ■容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）

（P3）

容器包装廃棄物の減量、リサイクルを目的として平成 9 年 4 月 1 日から施行。

- ①消費者は容器包装の合理的な選択により廃棄物の排出を抑制するとともに、容器包装廃棄物を分別して排出するよう努めなければならない。
  - ②対象となる容器を製造、又は利用する事業者、対象となる包装を利用する事業者は再商品化をしなければならない。
  - ③市町村は分別収集計画を定め、その区域内における容器包装廃棄物の分別収集に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 等を定めている。

平成 9 年 4 月 1 日よりガラス製容器（無色、茶色、その他の色）、紙パック、ペットボトル、

スチール缶及びアルミ缶の7品目を対象としていたが、平成12年4月1日から対象が段ボール、その他の紙製容器包装、ペットボトル以外のプラスチック製容器包装が追加され、10品目に拡大された。

平成18年6月に法改正が行われ、発生抑制のため容器包装多量利用事業者に対し、容器包装の使用量及び取組の実施状況に係る定期報告を義務付けることなどが盛り込まれた。

## 二行

### ■レジ袋削減取組店制度（P43）

循環型社会の形成推進のため、レジ袋の削減に積極的に取り組む県内の小売店を「レジ袋削減取組店」として登録し、その利用を通じて、県民に支持される環境にやさしい店づくりを広め、県民、事業者及び行政が協働して、ごみ排出量の削減を図ることを目的とする制度。

### 3 産業廃棄物の種類

#### (1) 産業廃棄物の種類

区分	種類	具体例
あらゆる事業活動に伴うもの	1 燃え殻	石炭殻、焼却炉の残灰、炉掃除排出物、その他の焼却残さ
	2 汚泥	排水処理後の泥状のもの、各種製造業の製造工程で排出された泥状のもの、活性汚泥法による余剰汚泥、凝集沈殿汚泥、ビルピット汚泥、カーバイトかす、ベントナイト汚泥、キラなど
	3 廃油	鉱物性油、動植物性油、潤滑油、絶縁油、洗浄用油、切削油、タールピッチなど
	4 廃酸	写真定着廃液、廃硫酸、廃塩酸、各種の有機廃酸、廃ホルマリンなどすべての酸性廃液
	5 廃アルカリ	写真現像廃液、廃ソーダ液、金属せっけん液などすべてのアルカリ性廃液
	6 廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず（廃タイヤを含む。）などすべての合成高分子系化合物、石綿を含むPタイル
	7 ゴムくず	天然ゴムくずなど
	8 金属くず	鉄くず、非鉄金属くず、切削くず、ダライ粉、溶接かすなど
	9 ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず	ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）、耐火レンガくず（工作物でないもの）、陶磁器くず（石綿を含む石膏ボード等）など
	10 鉱さい	鋳物廃砂、高炉・平炉・電気炉などの溶解炉のかす、キューポラのノロ、ボタ、不良石炭、粉炭かすなど
	11 がれき類	工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片、レンガの破片、アスファルトの破片、石綿を含むコンクリートの破片、その他これに類する不要物
	12 ダスト類（ばいじん）	大気汚染防止法第2条第2項に規定するばい煙発生施設、ダイオキシン類特別措置法第2条第2項に規定する特定施設、又は汚泥などの産業廃棄物の焼却施設において発生するばいじんであって、集じん施設によって集められたもの
特定の事業活動に伴うもの	13 紙くず	建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。）、パルプ製造業、紙製造業、紙加工品製造業、新聞業（新聞巻取紙を使用して印刷発行を行うものに限る。）、出版業（印刷出版を行うものに限る。）、製本業及び印刷物加工業から生ずる紙くず、並びにPCBが塗布され又は染み込んだもの（注）
	14 木くず	建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。）、木材又は木製品製造業（家具製造業を含む。）、パルプ製造業、輸入木材卸売業及び物品貢貸業から生ずる木くず、貨物の流通のために使用したパレット（パレットへの貨物の積付けのために使用したこん包用の木材を含む。）に係る木くず（注）並びにPCBが染み込んだもの（注）
	15 繊維くず	建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。）、繊維工業（衣服その他の繊維製品製造業を除く。）から生ずる木綿くず、羊毛くず等の天然繊維くず並びにPCBが染み込んだもの（注）
	16 動植物性残さ	食料品製造業、医薬品製造業、香料製造業から生ずるあめかす、のりかす、醸造かす、発酵かす、魚・獣のあらなど
	17 動物系固形不要物	と畜場においてとさつし、又は解体した獣畜及び食鳥処理場において食鳥処理をした食鳥に係る固形状の不要物
	18 家畜ふん尿	畜産農業から排出される牛、馬、豚、めん羊、山羊、ニワトリなどのふん尿
	19 家畜の死体	畜産農業から排出される牛、馬、豚、めん羊、山羊、ニワトリなどの死体
	20 13号廃棄物	1から19までの産業廃棄物を処分するために処理したもので、これらの産業廃棄物に該当しないもの（有害汚泥のコンクリート固化化物など）

注：貨物の流通のために使用したパレットに係る木くずとPCBが塗布され又は染み込んだものについては、業種の限定はありません。

(2) 特別管理産業廃棄物の種類

種類	内容
引火性廃油	産業廃棄物である揮発油類、灯油類、軽油類 (引火点が70°C未満の廃油)
腐食性廃酸	水素イオン濃度指数(pH)が2.0以下の廃酸
腐食性廃アルカリ	水素イオン濃度指数(pH)が12.5以上の廃アルカリ
感染性産業廃棄物	医療機関等から排出される、血液、使用済みの注射針などの、感染性病原体を含む又はそのおそれのある産業廃棄物
特定有害廃PCB等	廃PCB及びPCBを含む廃油
特定有害PCB汚染物	紙くずのうちPCBが塗布され、又は染み込んだもの、汚泥・木くず又は纖維くずのうちPCBが染み込んだもの、廃プラスチック類又は金属くずのうちPCBが付着し、又は封入されたもの、陶磁器くず又はがれき類のうちPCBが付着したもの
特定有害PCB処理物	廃PCB等又はPCB汚染物を処分するために処理したもの (環境省令で定める基準に適合しないものに限る。)
特定有害廃水銀等	省令別表で定める施設などから発生する廃水銀又は廃水銀化合物、水銀やその化合物が含まれる産業廃棄物又は水銀使用製品が産業廃棄物となったものから回収した廃水銀、これらの廃水銀等を処分するために処理したもの
特定有害指定下水汚泥	下水道法施行令の規定により指定された汚泥のうち、上段に記載された有害物質を含んでおり、その溶出試験又は成分試験の数値が判定基準を超えるもの。
特定有害鉱さい	有害物質である、水銀、カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、セレンを含んでおり、その溶出試験の数値が判定基準を超えるもの。
特定有害廃石綿等	建築物その他の工作物から除去した飛散性の吹き付け石綿、石綿含有保温材及びその除去工事から排出されるプラスチックシートなどで石綿の付着しているおそれのあるもの、大気汚染防止法の特定粉じん発生施設を有する事業場の集じん施設で集められた飛散性の石綿など
特定有害ダスト類 (ばいじん) 特定有害燃え殻 特定有害廃油 特定有害汚泥 特定有害廃酸 特定有害廃アルカリ	政令別表で定める施設などから発生し、有害物質である、水銀、カドミウム、鉛、有機燐、六価クロム、砒素、シアノ、PCB、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シスー1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、1,4-ジオキサン、ダイオキシン類などを含んでおり、その溶出試験又は成分試験の数値が判定基準を超えるもの。

## 4 国の基本方針

### ○ 環境省告示第七号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第五条の二第一項の規定に基づき、廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（平成十三年五月環境省告示第三十四号）の全部を次のように変更したので、同条第四項の規定に基づき公表する。

平成二十八年一月二十一日

環境大臣 大塚珠代

廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針

平成13年5月環境省告示第34号

改正 平成17年5月環境省告示第43号

改正 平成22年12月環境省告示第130号

改正 平成28年1月環境省告示第7号

#### 一 廃棄物の減量その他その適正な処理の基本的な方向

これまで我が国では、廃棄物の適正な処理を確保し、循環型社会を形成していくため、数次にわたる廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号。以下「廃棄物処理法」という。）の改正及びリサイクルの推進に係る諸法の制定等の対策が行われてきた。このような対策は、相当程度の効果はあったものの、今なお廃棄物の排出量は高水準で推移しており、最終処分場の新規立地難は解消されておらず、また、不法投棄を始めとする不適正処理については、改善傾向が見られるものの、未だ撲滅には至っていない。

また、循環型社会形成推進基本法（平成十二年法律第百十号。以下「基本法」という。）における優先順位が高い2R（リデュース・リユース）の取組が遅れているほか、廃棄物から有用資源を回収する取組も十分に行われているとは言えない状況である。

さらに、東日本大震災や、東京電力福島第一原子力発電所の事故を契機として、国民の安全・安心に関する意識が高まっていることを踏まえ、今後はより一層、環境保全と安全・安心を重視した循環の実現を図っていく必要がある。

加えて、近年、世界的な資源制約の顕在化、災害の頻発化・激甚化など、廃棄物処理・リサイクルを取り巻く状況は大きく変化しており、また、地球温暖化を始めとする地球環境問題への対応も急務となっている。

このような周辺状況の変化に対応し、諸課題の解決を図るべく、基本法及び第三次循環型社会形成推進基本計画に沿って、廃棄物処理法やリサイクルの推進に係る諸法等に基づく制度の適切な実施と相まって、改めて大量生産、大量消費、大量廃棄型の従来の社会の在り方や国民のライフスタイルを見直し、社会における高度な物質循環を確保することにより、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減される、循環型社会への転換を、さらに進めていく必要がある。

こうした考え方を踏まえ、廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策においては、基本法に定められた基本原則に則り、まず、できる限り廃棄物の排出を抑制し、次に、廃棄物となったものについては不法投棄・不適正処理の防止その他の環境への負荷の低減に配慮しつつ、再使用、再生利用、熱回収の順にできる限り循環的な利用（再使用、再生利用及び熱回収をいう。以下「適正な循環的利用」という。）を行い、こうした排出抑制及び適正な循環的利用を徹底した上で、なお適正な循環的利用が行われないものについては、適正な処分を確保することを基本とする。また、災害により生じた廃

棄物についても、適正な処理を確保し、かつ、可能な限り分別、選別、再生利用等による減量を図った上で、円滑かつ迅速な処理を確保することを基本とする。

その際、今日、地球温暖化対策の実施が喫緊の課題であることを踏まえ、地域レベル・全国レベルで低炭素社会や自然共生社会との統合にも配慮して取組を進めていくことや、その実践の場として、地域の活性化にもつながる地域循環圏づくりに向け、それぞれの地域の文化等の特性や地域に住む人と人とのつながりに着目し、エネルギー源としての活用も含めた循環資源の種類に応じた適正な規模で循環させることができる仕組みづくりを進めなければならない。そのため、エネルギー源としての廃棄物の有効利用等を含め、循環共生型の地域社会の構築に向けた取組を推進する。そうすることで、廃棄物をめぐる問題への対応は、さらに地域社会に貢献するものとなる。

## 二 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する目標の設定に関する事項

### 1 廃棄物の排出量、再生利用量、中間処理量、最終処分量その他その処理の現状

現状（平成二十四年度）における我が国の廃棄物の排出量、再生利用量、中間処理による減量及び最終処分量（埋立処分及び海洋投入処分の量をいう。以下同じ。）は次のとおりである。

一般廃棄物	排出量	四五
	再生利用量	九・三
	中間処理による減量	三一
	最終処分量	四・七
産業廃棄物	排出量	三七九
	再生利用量	二〇八
	中間処理による減量	一五八
	最終処分量	一三

（単位 百万トン／年）

（注） 小数点以下の数字を四捨五入しているため、合計が合わない場合がある。

### 2 廃棄物の減量化の目標量

廃棄物の減量化の目標量については、第三次循環型社会形成推進基本計画に掲げられた目標等を踏まえ、当面、平成三十二年度を目標年度として進めていくものとする。

なお、この目標量については、その達成状況や社会経済情勢の変化等を踏まえて、適宜見直しを実施するものとする。

#### （1）一般廃棄物の減量化の目標量

一般廃棄物については、現状（平成二十四年度）に対し、平成三十二年度において、排出量を約十二%削減し、排出量に対する再生利用量の割合を約二十一%から約二十七%に増加させるとともに、最終処分量を約十四%削減する。

また、平成三十二年度において、一人一日当たりの家庭系ごみ排出量を五百グラムとする。

#### （2）産業廃棄物の減量化の目標量

産業廃棄物については、現状（平成二十四年度）に対し、平成三十二年度において、排出量の増加を約三%に抑制し、排出量に対する再生利用量の割合を約五十五%から約五十六%に増加させるとともに、最終処分量を約一%削減する。

#### （3）その他の目標量

（1）・（2）の目標量の達成に資するため、以下の取組目標を設ける。

イ 家庭から排出される食品廃棄物に占める食品ロスの割合の調査を実施したことのある市町村数について、現状（平成二十五年度四十三市町村）に対し、平成三十年度において、二百市町村に増大させる。

□ 特定家庭用機器再商品化法（平成十年法律第九十七号。以下「家電リサイクル法」という。）第二条第三項に定める特定家庭用機器が一般廃棄物となったもの（以下「特定家庭用機器一般廃棄物」という。）のうち、小売業者が同法に基づく引取義務を負わないものの回収体制を構築している市町村の割合について、現状（平成二

十五年度約五十九パーセント)に対し、平成三十年度までに、百パーセントまで増大させる。

ハ 使用済小型電子機器等の再生のための回収を行っている市町村の割合について、現状(平成二十五年度約四十三パーセント)に対し、平成三十年度までに、八十パーセントまで増大させる。

### 三 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策を推進するための基本的事項

#### 1 施策の基本的枠組み

廃棄物の排出を抑制し、適正な循環的利用を促進するためには、国民、事業者、国及び地方公共団体が適切な役割分担の下でそれぞれが積極的な取組を図ることが重要である。このため、基本法、廃棄物処理法、資源の有効な利用の促進に関する法律(平成三年法律第四十八号)、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平成七年法律第百十二号。以下「容器包装リサイクル法」という。)、家電リサイクル法、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成十二年法律第百号)、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成十二年法律第百四号。以下「建設リサイクル法」という。)、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(平成十二年法律第百十六号。以下「食品リサイクル法」という。)、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(平成十三年法律第六十五号)、使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成十四年法律第八十七号)、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律(平成二十四年法律第五十七号。以下「小型家電リサイクル法」という。)等の法制度に基づく施策について、国民、事業者、国及び地方公共団体の適切な役割分担により、円滑な実施を図るものとする。

#### 2 国民、事業者、地方公共団体及び国の役割

##### (1) 国民の役割

国民は、商品の購入に当たっては、容器包装廃棄物の排出の少ない商品、繰り返し使用できる商品、耐久性に優れた商品、再生利用が容易な商品及び再生品の選択に努める。特に食品の購入に当たっては、賞味期限に関する正しい理解を深める、適量の購入等により食品ロス(本来食べられるにもかかわらず捨てられる食品をいう。以下同じ。)の削減に資する購買行動に努める。

また、商品の使用に当たっては、エネルギー消費効率等にも配慮しつつ故障時の修理の励行等によりなるべく長期間使用することや、食品の食べ切りや使い切り、生ごみの水切りに努め、自ら排出する一般廃棄物の排出抑制に取り組むとともに、外食における適量な注文、食べ残しの削減等により事業者が排出する一般廃棄物の排出抑制に協力するものとする。

さらに、一般廃棄物の排出に当たっては、市町村が設定する分別区分に応じて分別排出を行うことにより、市町村による適正な循環的利用に対する取組に協力するとともに、廃家電製品の小売業者等への引渡し及びその求めに応じた料金の支払い、自動車に係るリサイクル料金の預託、使用済自動車の引取業者への引渡し、使用済小型電子機器等の市町村等への引き渡し等により事業者が法律に基づいて行う措置に協力するものとする。

##### (2) 事業者の役割

事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならないことから、原材料の選択や製造工程、輸送工程を工夫する、取引慣行を改善する、不要となった物品を有価物として他者に譲渡して有効利用する等により、製造から流通、販売に至るサプライチェーン全体において排出される廃棄物の排出抑制に努めるとともに、廃棄物処理法に基づく許可や再生利用認定等を受けて自ら排出する廃棄物の再生利用等による減量を行うことや、自ら排出する廃棄物について再生利用等による減量を行うことができる廃棄物処理業者へ処理を委託すること等により、その廃棄物の適正な循環的利用に努めるものとし、その上で、処分しなければならない廃棄物について、適正な処理を確保しなければならないものとする。この

場合において、自ら排出する廃棄物の処理を廃棄物処理業者へ委託するときは、適正な対価を負担するとともに、優良な廃棄物処理業者を選択することにより、廃棄物の不適正な処理が行われるリスクを低減することが重要である。

また、事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、その製品や容器等が廃棄物となった場合に排出抑制、分別排出、適正な循環的利用及び処分が円滑に実施できるよう、消費実態に合わせた容量の適正化、容器包装の減量・簡素化、繰り返し使用できる商品、耐久性に優れた商品、再生利用が容易な商品、適正な処理が困難とならない商品及び廃棄物を原料とした商品等の製造又は販売、修繕体制の整備、建物の長寿命化、必要な情報の提供等に努めなければならないものとする。

さらに、事業者の役割が循環型社会の形成を推進する上で重要であると認められるものについては、自らが製造等を行った製品や容器等が廃棄物となったものについて、極力これらを自主的に引き取り、循環的な利用を推進するよう努めるものとする。

### (3) 地方公共団体の役割

市町村は、その区域内における一般廃棄物の排出状況を適切に把握した上で、その排出抑制に関し、適切に普及啓発や情報提供、環境教育等を行うことにより住民の自主的な取組を促進するとともに、分別収集の推進及び一般廃棄物の再生利用により、一般廃棄物の適正な循環的利用に努めるものとし、その上で、処分しなければならない一般廃棄物について、適正な中間処理及び最終処分を確保するものとする。

また、市町村は、一般廃棄物の処理に関する事業の実施に当たっては、適正な循環的利用や適正処分を進めるまでの必要性を踏まえ、地方公共団体が策定する広域化に係る計画との整合を図りつつ、他の市町村及び都道府県との連携等による広域的な取組の促進を図るとともに、リサイクルの推進に係る諸法等に基づく広域的な循環的利用の取組について積極的に後押しするよう努めるものとする。また、再生利用及び熱回収の効率化等の観点から、廃棄物処理施設と他のインフラとの連携等を推進するため、関係機関との連携体制の構築や、民間事業者の活用に努めるものとする。

また、一般廃棄物の処理に関する事業に係るコストの分析及び情報提供を行い、分析の結果を様々な角度から検討するほか、必要に応じてPFI（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）第二条第二項に規定する特定事業をいう。）の活用を行うことにより、社会経済的に効率的な事業となるよう努めるものとする。さらに、経済的インセンティブを活用した一般廃棄物の排出抑制や再使用、再生利用の推進、排出量に応じた負担の公平化及び住民の意識改革を進めるため、一般廃棄物処理の有料化の更なる推進を図るべきである。なお、分別収集区分や処理方法といった一般廃棄物処理システムの変更や新規導入を図る際には、変更や新規導入の必要性と環境負荷面、経済面等に係る利点を、住民や事業者に対して明確に説明するよう努めるものとする。

さらに、市町村は、環境保全を前提としつつ、食品循環資源の再生利用等を地域の実情に応じて促進するため、民間事業者の活用・育成や市町村が自ら行う再生利用等の実施等について、市町村が定める一般廃棄物処理計画において適切に位置付けるよう努めるものとする。また、特定家庭用機器一般廃棄物のうち小売業者が家電リサイクル法に基づく引取義務を負わないもの、使用済小型電子機器等及び水銀使用製品が廃棄物となったものについて、地域の実情に応じた回収体制の構築や住民への普及啓発・周知徹底を行うよう努めるものとする。また、美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律（平成二十一年法律第八十二号）の趣旨を踏まえ、市町村は、海岸漂着物等の処理に関し、必要に応じ、海岸管理者等に協力するものとする。都道府県は、一般廃棄物の処理に関する市町村の責務が十分果たされるように必要な技術的助言を与えるよう努めるものとする。その際、廃棄物処理の広域化にあたっては、区域内の市町村等の関係機関との調整等の推進に努めるものとする。また、その区域内における産業廃棄物の排出抑制及び適正な循環的利用を促進し、例えば、産業廃棄物の処理に関する知見を有する者の協力を得つつ、産業廃棄物の排出抑制、減量等について、とりわけ中小零細の排出事業者に対し個別具体的な助言、提案等を行うよう努めるもの

とする。また、産業廃棄物の適正な処分が確保されるよう事業者に対して必要な指導監督を実施し、厳格に法を執行していくものとする。さらに、事業者の責任において適正に処理しなければならないという原則に沿って、民間による処理体制の確保を基本としつつ、必要な処理能力を確保するため、廃棄物処理センター等の公共関与により、産業廃棄物処理施設を整備することも検討する。

市町村及び都道府県は、地域で発生した廃棄物の種類によって適當な循環の範囲が異なることに十分留意しつつ、他の地方公共団体や関係主体と連携・協働して地域循環圏の形成に努めることが望ましい。また、一般廃棄物の適正な処理体制が確保されるとともに、災害時においても適正かつ円滑・迅速な処理体制が確保されるよう、研修等を通じて職員の人材育成等に努めることとする。

#### (4) 国の役割

国は、各種法制度の整備及び適切な運用や、事業の効果的・効率的な実施を推進し、国民及び事業者の自主的な取組を促進し、また、地方公共団体によるそれらのための取組を支援し、関係主体の連携・協働の促進を図るとともに、先進的な事例に関する情報提供等により普及啓発に努めるものとする。

また、生活環境保全上支障のない確実な再生利用について廃棄物処理法に基づく処理業及び処理施設の設置の許可を不要とする特例措置や、製造事業者等による広域的な廃棄物の適正な処理について廃棄物処理法に基づく処理業の許可を不要とする特例措置、人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある廃棄物の高度な技術を用いた無害化処理について廃棄物処理法に基づく処理業及び処理施設の設置の許可を不要とする特例制度（以下「無害化処理認定制度」という。）の円滑な運用を図る。

さらに、市町村及び都道府県が行う、その区域内における廃棄物の減量その他その適正な処理の確保のための取組が円滑に実施できるよう、「一般廃棄物会計基準」、「一般廃棄物処理有料化の手引き」及び「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」の更なる普及等を通じ、技術的及び財政的な支援に努めるとともに、広域的な見地からの調整を行うことに努めるものとする。

産業廃棄物に関しては、緊急の必要がある場合には、報告徴収、立入検査及び都道府県に対する必要な指示を行い、関係都道府県と一体となって課題の解決を図るものとする。また、産業廃棄物処理業全体の詳細な実態について定量的に把握し、それを踏まえて、状況に即した適切かつ効果的な施策を更に進めていくものとする。ポリ塩化ビフェニル廃棄物について、国は地方公共団体と連携しつつ、中間貯蔵・環境安全事業株式会社を活用した拠点的広域処理施設の整備及びポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金の造成により、確実かつ適正な処理を進めていくものとする。また、地方公共団体と連携し、未処理のポリ塩化ビフェニル廃棄物を網羅的に把握するとともに、保管事業者及び使用製品を使用する事業者に対し計画的な処理の必要性を周知徹底するなど、基本計画に基づく処理期限内に、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理が一日でも早く完了するために必要な措置を講じる。併せて、微量ポリ塩化ビフェニル汚染廃電気機器等について、無害化処理認定制度の活用等により、安全かつ効率的な処理を進めていくものとする。

水銀廃棄物について、国は、水銀使用製品が廃棄物となったものの適正な回収を促進するために、ガイドラインの策定等により、市町村に対する技術的な助言等に努めるものとする。また、市町村及び事業者団体等と連携した回収の枠組みの構築を図ることにより、水銀使用製品が廃棄物となったものの適正な回収を促進する。廃水銀等については、国を含めた関係者の適切な役割分担の下での処理体制及び長期間の監視体制を含め、全体の仕組みを最適なものとするよう検討を深め、その長期的な管理の徹底を図る。

国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成十九年法律第五十六号）に基づく、国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針において位置付けられた産業廃棄物の処理に係る契約が、環境に配慮して適切に行われるよう地方公共団体に対

する周知等を行うものとする。

地球温暖化への懸念の中、循環型社会と低炭素社会を統合的に実現するとともに、循環共生型の地域社会の構築に寄与するため、コベネフィット型技術の研究開発・普及や、廃棄物の再使用・再生利用の推進、廃棄物焼却処分時の熱回収など廃棄物エネルギーの地域での利活用促進の取組を更に進めていくものとする。

また、世界的な資源制約の顕在化を踏まえ、廃棄物の適正な処理の観点のみならず資源確保の観点にも視野を広げて、廃棄物の再生利用を推進していくことが重要である。

### 3 廃棄物の適正な処理を確保するために必要な体制の確保

#### (1) 一般廃棄物の処理体制の確保

一般廃棄物については、市町村が、その定める一般廃棄物処理計画に従って、その区域内における一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、運搬し、及び処分しなければならない。

一般廃棄物処理計画の策定に当たっては、市町村は、区域内の一般廃棄物の処理に統括的な責任を有する者として、環境保全を前提としつつ、基本法に定められた基本原則を踏まえ、地域における一般廃棄物の排出抑制及び適正な循環的利用等の実現のために必要な施策を適切に盛り込むとともに、中長期的な一般廃棄物の発生量及び質の変化と整合の取れたものとすることが必要であり、一般廃棄物の発生量及び組成を把握した上で、その量及び質に即して適切な処理を行うことができる体制を整備することが必要である。

また、収集に関しては、処分及び再生利用の方法に配慮し、一般廃棄物の種類に応じて分別収集する等、適切な収集を行うことが可能な体制を確保するものとする。

さらに、運搬に関しては、当該市町村の地勢及び人口分布に応じて効率的な運搬が行えるよう、運搬車の配車体制を整備するものとし、必要に応じて、中継基地の配置による大型運搬車への積替え等を行うものとする。また、環境負荷のより少ない自動車の導入やバイオ燃料の利用等を進める。

また、処分に関しては、生活環境の保全及び公衆衛生の向上という観点に加え、循環型社会と低炭素社会との統合的実現や循環共生型の地域社会の構築の観点も踏まえ、焼却処理量及び最終処分量の抑制、ダイオキシン類や温室効果ガスの排出抑制等の環境負荷低減、廃棄物の地域特性及び技術の進歩、地域振興、雇用創出、環境教育の効果についても考慮した上で、一般廃棄物の発生量及び質に応じて、再生利用、中間処理及び埋立処分等のうち最適の方法を選択するものとする。その際には、資源の有効利用や温室効果ガスの排出抑制の観点から、有機物の直接埋立ては原則として行わないこととし、廃プラスチック類の取扱いについては、まず排出抑制を、次に再生利用を推進し、それでもなお残った廃プラスチック類については、最近の熱回収技術や排ガス処理技術の進展、最終処分場のひっ迫状況等を踏まえ、直接埋立ては行わず、一定以上の熱回収率を確保しつつ熱回収を行うことが適当である。

一方、他の市町村との連携等による広域的な取組を行うに当たっては、広域的かつ計画的に廃棄物処理施設の整備が進むよう、都道府県が市町村の総合調整に努めることとし、必要に応じ、都道府県域を越えた広域化についても考慮することが適当である。

また、一般廃棄物の処理に当たっては、排出者である住民及び事業者等の協力が不可欠であるので、排出者の理解が得られるよう、処理体制の十分な周知を図るものとする。

一般廃棄物のうち特にし尿及び生活雑排水については、浄化槽及び下水道等の整備状況を勘査しつつ、その衛生的な処理を確保するため、処理体制の維持等を図ることが必要である。

また、生ごみ、木くず、し尿処理汚泥、浄化槽汚泥等の廃棄物系バイオマスの利活用は、循環型社会の形成だけでなく、温室効果ガスの排出削減により地球温暖化対策にも資することから、飼料化、堆肥化、メタンガス化、BDF化等の処理方法の中か

ら、これらを組み合わせることも含めて、再生品の品質や安全性の確保を前提としつつ、地域循環圏の考え方や地域へのエネルギー供給を図る観点も踏まえ、エコタウンなどの拠点も活用しながら、地域の特性に応じた適切な再生利用等を推進することが必要である。この際、廃棄物系バイオマスの利活用を効率的に行うことができるよう、分別・収集・選別の効率化を図る。とりわけ食品の一般廃棄物である事業系食品廃棄物(生ごみ)に関し、排出事業者が自ら積極的に再生利用を実施しようとする場合に、これを実現できるよう、民間事業者の活用も考慮した上で、適切な選択肢を設けることが必要である。

なお、当該市町村の区域内で処理できず、他の市町村の一般廃棄物処理施設において処理を行う場合等にあっては、当該他の市町村の一般廃棄物処理計画と調和を保つよう努めるとともに、都道府県においても、一般廃棄物の適正な処理に配慮して都道府県廃棄物処理計画を定めるよう努めが必要である。

## (2) 産業廃棄物の処理体制の確保

産業廃棄物については、処理責任を有する事業者において、排出抑制及び適正な循環的利用を最大限に行った上で、必要となる産業廃棄物の焼却その他の中間処理及び埋立処分が適正に行われるようしなければならない。

特に、多量に産業廃棄物を生ずる事業者は、処理計画を策定し、産業廃棄物の排出抑制及び排出された産業廃棄物の適正な循環的利用に計画的に取り組まなければならない。

また、事業者は、自らその産業廃棄物の処理を行う場合には、産業廃棄物保管基準、産業廃棄物処理基準等に従い、適正な処理を確保しなければならない。また、事業者は、その産業廃棄物の処理を他人に委託する場合は、その産業廃棄物の処理の状況に関する確認を行い、その産業廃棄物の発生から最終処分（再生を含む。）が終了するまでの一連の処理が適正に行われるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。また、適正な委託契約の締結及び産業廃棄物管理票（マニフェスト）の使用により、産業廃棄物の発生から最終処分が終了するまでの一連の処理が適正に行われることを確保しなければならない。

国は電子マニフェストが、排出事業者や産業廃棄物の処理業者にとって情報管理の合理化につながるのみならず、偽造がしにくく、廃棄物処理システムの透明化、都道府県等の監視業務の合理化、不法投棄・不適正処理の原因究明等の迅速化等を図ることができるなどの利点を有することを踏まえ、地方公共団体等関係者と連携して、その使用の促進を図るものとする。

一方、都道府県は、産業廃棄物の適正な処理が確保されるよう、事業者、産業廃棄物処理業者及び産業廃棄物処理施設に対する指導監督に努めるものとする。

また、産業廃棄物の発生量が大きく、都道府県の区域を超えて一体的に経済活動が行われている大都市圏においては、圏域内で必要な処理能力を確保するため、広域的な処理施設の整備を図ることも検討する。

## (3) 廃棄物の不法投棄・不適正処理の防止

廃棄物の処理は、その性状に応じた適切な方法により行わなければならない。

特に、有害な性状により特別管理一般廃棄物又は特別管理産業廃棄物（以下「特別管理廃棄物」という。）とされた廃棄物については、人の健康や生活環境に支障を生じさせることができないよう、その性状に応じた適正な処理を確実に行わなければならず、事業者は、排出した特別管理廃棄物の処理を他人に委託する場合においては、他の廃棄物との分別を徹底するとともに、委託基準を厳格に遵守しなければならない。

また、安定型最終処分場については、安定型産業廃棄物以外の廃棄物の付着・混入を防止するための仕組みや、浸透水等のチェック機能を強化するなど、適正処理体制の強化を図る必要がある。

廃棄物の処理基準に適合しない処理に対しては、一般廃棄物については市町村、産業廃棄物については都道府県において、生活環境の保全上の支障が生じることを未然に防止するため、行政命令を適正かつ迅速に行うとともに、行政命令違反、不法投棄、焼却禁止違反等の行為については、都道府県警察との連携を強化し、厳正に対処しな

ければならない。

特に、事業者の責めに帰すべき事由があると認められる産業廃棄物の不法投棄・不適正処理に対しては、事業者に対する措置命令を厳格に行う必要がある。なお、法を遵守しない悪質な事業者に対し、法的拘束力を伴わない行政指導を繰り返し、結果としてこのような事業者が営業を継続することを許容してしまうことが、廃棄物処理及び廃棄物行政に対する国民の不信を招く一因となっていることにかんがみ、地方公共団体は、不法投棄・不適正処理等の違反行為を把握した場合には、迅速かつ厳正に行政処分を行うべきである。

都道府県及び市町村は、廃棄物の不法投棄・不適正処理の早期発見等による生活環境の保全上の支障の発生の未然防止・支障の拡大防止を図るため、新たな技術も活用しつつ、不法投棄・不適正処理に対する監視活動の充実に努めるとともに、関係機関や住民と連携した監視体制の構築を推進するものとする。

また、国は、地方公共団体における監視活動に対する支援、電子マニフェストの機能向上及び普及拡大等に取り組むものとする。

#### 4 優良な処理業者の育成

事業者は、自らの判断により優良で信頼できる処理業者を選定する必要があり、この処理業者の選定を通じた市場競争の中で優良な産業廃棄物処理業者の育成が図られることが基本である。

国は、産業廃棄物処理について、優良な処理業者が社会的に評価され、不法投棄・不適正処理を行う事業者が淘汰される環境を充実させるため、地方公共団体等関係者と連携して優良産廃処理業者認定制度の普及を図る。また、適正処理推進センターを活用して、優良産廃処理業者の情報をインターネットで提供する等の取組を推進することにより、優良な産業廃棄物処理業者の育成に努めるものとする。

#### 5 不法投棄等の不適正処理事案への対応

廃棄物の不法投棄等の不適正処理が行われた場合において、生活環境の保全上支障が生ずるおそれがあるときは、原因者等の責任において支障の除去等の措置を行わせることを基本とし、国は、都道府県等に対し、必要に応じて適切な助言等の支援を行うものとする。

また、不法投棄等の不適正処理が行われたものの、現時点では直ちに支障の除去等の措置を必要としない区域についても、都道府県等は、当該区域の状況等を定期的に把握し、当該区域から新たな支障が生ずることがないよう努めなければならない。

#### 6 廃棄物の輸出入

廃棄物の輸入については、我が国における処理技術の向上や企業の社会的責任の高まりを受け、途上国では適正処理が困難であるが我が国では処理可能な廃棄物を受け入れて適正に処理する取組が進められている。こうした取組は、途上国の環境負荷を低減させ、地球環境保全にも資するものであり、また、我が国の事業者が排出した廃棄物を輸入する場合にあっては、広義の排出事業者責任を全うするものであることから、国内における適正処理が確保される限りにおいて、積極的に推進していくものとする。

また、廃棄物の輸出については、国内処理原則及び排出事業者責任の徹底の観点から厳格な確認を行っているところであり、輸出確認の対象とすべき廃棄物については、引き続き輸出検査時における廃棄物該当性の判断指針の明確化や監視体制の維持・強化等を図る。

### 四 廃棄物の処理施設の整備に関する基本的な事項

廃棄物処理施設整備事業の実施に当たっては、廃棄物処理法第五条の三第一項の規定に基づく廃棄物処理施設整備計画に定める目標の達成に向けて重点的、効果的かつ効率的に進めるものとする。

#### 1 今後の要最終処分量と全国的な施設整備の目標

## (1) 一般廃棄物処理施設

### イ 中間処理施設

一般廃棄物の中間処理施設について、国は、本基本方針による廃棄物の減量化の目標年度である平成三十二年度において必要な処理能力を確保できるよう、その整備を推進する。

このうち、再生に係る施設については、効率的な立地等にも配慮しつつ必要な施設の整備を推進する。とりわけ、食品廃棄物の再生利用に係る施設については、食品リサイクル法等に基づき、食品関連事業者による食品循環資源の再生利用の取組の更なる促進が求められていること等も踏まえ、必要な処理能力を確保できるよう、他の市町村や民間の廃棄物処理業者とも連携して処理能力の向上に取り組む。

また、焼却施設については、焼却が必要な一般廃棄物量を適正に焼却できるよう、広域的かつ計画的な整備を推進することとする。この際、発電施設等の熱回収が可能な焼却施設の導入や高効率化を優先するものとする。中長期的には、焼却される全ての一般廃棄物について熱回収が図られるよう取組を推進していくものとする。現状（平成二十四年度）において、焼却された一般廃棄物量のうち約七十九パーセントが熱回収可能な施設で処理されており、同約六十六パーセントが発電施設の設置された焼却施設で処理されている。これに対し、平成三十二年度において、焼却された一般廃棄物量のうち発電設備の設置された焼却施設で処理されるものの割合を約六十九パーセントに増加させることを目標とする。

### □ 最終処分場

平成二十五年三月三十一日現在の一般廃棄物の最終処分場の残余年数は十九・七年であり、この水準を維持するものとする。しかしながら、地域によっては一般廃棄物の最終処分場の残余容量がひっ迫している場合があることにかんがみ、残余容量の予測を行いつつ、地域ごとに必要となる最終処分場を今後とも継続的に確保するよう整備するものとする。また、国は、最終処分場に埋め立てた廃棄物を有効活用・減量化するための取組を支援する。

## (2) 産業廃棄物処理施設

### イ 中間処理施設

産業廃棄物の中間処理施設について、国は、本基本方針による廃棄物の減量化の目標年度である平成三十二年度において必要な処理能力を確保できるよう、その整備を推進する。

このうち、再生に係る施設については、効率的な立地等にも配慮しつつ必要な施設の整備を推進する。

また、焼却施設については、地域ごとの発生量のばらつきを考慮しつつ、必要な焼却量を適正に焼却できる処理能力を確保できるよう整備することを目標とする。この際、熱回収が可能な焼却施設の整備を優先するものとする。

さらに、民間事業者による適正に焼却処理できる施設の更新及び新設による整備を推進しつつ、これらの整備状況を踏まえ、産業廃棄物の適正処理を確保するために必要がある場合には、廃棄物処理センター等の公共関与による施設整備を促進する。

### □ 最終処分場

産業廃棄物の最終処分場については、産業廃棄物の排出量が経済情勢に左右されることや、再生利用及び減量化の進展により最終処分量が減少傾向にある一方で最終処分場の新たな整備が困難な状況も見られることを考慮し、本基本方針による廃棄物の減量化の目標年度である平成三十二年度において、要最終処分量の十年分程度を確保できるように整備することを目標とする。

民間事業者による整備を基本としつつ、産業廃棄物の適正処理を確保するために必要がある場合において、国は、廃棄物処理センター等の公共関与による施設整備を促進する。

## 2 一般廃棄物の減量その他その適正な処理に必要な一般廃棄物処理施設の整備

一般廃棄物の減量その他その適正な処理を確保するために創設された循環型社会形成推進交付金制度も活用し、市町村等の自主性と創意工夫を活かしながら、必要な処理施設の整備を推進する。

具体的には、一般廃棄物の適正かつ効率的な処理体制が確保されるよう、中間処理施設及び最終処分場等の整備に取り組むものとし、その際、資源の有効利用や温室効果ガスの排出抑制の観点から、直接埋立ては原則として行わないこととする。特に中間処理については、選別・圧縮等資源化処理、飼料化処理、堆肥化処理、メタンガス化処理、ごみ燃料化処理及び焼却処理（溶融処理を含む。）等の再生や熱回収のための処理方法があり、地域の実情に応じた最適な処理方法について、資源の継続的な利用を促進するよう、これらを組み合わせることも含めて選択することが必要である。この際、例えば、メタンガスを高効率に回収する施設と一定以上の熱回収率を有する廃棄物焼却施設とを組み合わせて、できる限りエネルギーを回収するといった多段階的な利用を含め、効率的な廃棄物系バイオマスの利活用を進める取組や、廃棄物焼却施設で回収したエネルギーを地域へ還元するといった取組を促進する。

一般廃棄物のうちし尿を含む生活排水対策については、持続的な汚水処理システムの構築に向け、下水道、集落排水施設、浄化槽等のそれぞれの有する特性、経済性等を総合的に勘案して、効率的な整備・運営管理手法を選定した都道府県構想に基づき、適切な役割分担の下での計画的な実施を促進する。特に、浄化槽の整備については、みなしづけ槽（いわゆる単独処理浄化槽）から浄化槽への転換について、転換費用の支援や広報活動により推進を図るとともに、個別分散型処理システムとして災害に強く早期に復旧できる特性を持つ浄化槽の更なる普及を推進する。また、し尿処理施設の整備に際しては、メタンガスやリンの回収設備等の資源化設備を導入するなど、資源の有効利用を図る。

これらの施設の整備については、排出抑制及び適正な循環的利用を推進するための明確な目標を設定した上で、地域における循環型社会の形成を推進するための総合的な計画となるよう一般廃棄物処理計画を作成して実施することを基本とする。

また、他の市町村との連携等による広域的な処理は、再生利用が可能な一般廃棄物を広域的に集めることにより再生利用がより容易になる場合があること、ごみ焼却施設の集約による全連続炉化や大規模化等により効率的な熱回収が可能となること等の長所があるため、地域の社会的、地理的な特性を考慮した上で適正な施設の規模を確保し、広域的な処理に対応するものとする。その際、都道府県は、市町村に対する技術的支援の一環として、市町村間の総合調整に努めるものとする。

加えて、地域全体での廃棄物処理等の効率化を図るために、地域特性を踏まえて、地方公共団体及び民間事業者の連携による余剰能力の有効活用、施設間の連携や他のインフラとの連携を含めた既存施設の有効活用等を図るものとする。

廃棄物処理施設は、今後、維持管理や更新に係るコストが増大することが見込まれ、かつ、機能面で社会の要請に応えられなくなっていることが懸念される。厳しい財政状況の中で、コスト縮減を図りつつ、必要な廃棄物処理施設を徹底的に活用していくため、いわゆるストックマネジメントの手法を導入し、廃棄物処理施設の計画的かつ効率的な維持管理や更新を推進し、施設の長寿命化・延命化を図る。

中長期的には、生活環境の保全及び公衆衛生の向上という観点に加え、循環型社会と低炭素社会の統合的実現や循環共生型の地域社会の構築の観点も踏まえ、人口減少等の社会状況の変化や再生利用の推進による焼却量の減量化についても考慮した上で、必要な中間処理量、最終処分量を予測し、これらに応じて、目標年度以降における適正な施設配置も念頭に置いて、目標年度までの広域的な施設整備を計画するものとする。

### 3 産業廃棄物の減量その他その適正な処理に必要な産業廃棄物処理施設の整備

産業廃棄物の減量その他その適正な処理を確保するため、民間事業者による施設の整備を基本としつつ、国は、公共関与による処理施設の整備を含め、必要な処理施設の整備を推進する。その際、熱回収施設設置者認定制度等を活用しながら、適正処理の確保を基本としつつ、温室効果ガスの排出抑制に配慮するものとする。

具体的には、適正な循環的利用の促進を図るため、廃棄物の再生利用等に必要な施設の整備の促進を図る等、再生に係る施設の整備促進を図ることに加え、施設の省エネ化の推進や高効率な廃棄物熱回収など廃棄物処理施設の廃熱利用等を推進する。

また、適正な処理を確保するためには、処理施設の確保が極めて重要であるが、悪質な不法投棄等の不適正処理により産業廃棄物処理に対する地域住民の不信感が増大し、処理施設の設置や運営をめぐる反対もあることから、焼却施設や最終処分場等の処理施設について民間により新たに確保することが極めて困難な状況となっている。処理施設は適正処理の受け皿の要となる基幹施設として極めて重要なものであり、我が国における長期安定的な処理体制の維持のため、安全性を確保しつつ、引き続き適切に整備されることが不可欠であることから、国として、民間による処理体制の確保を基本としつつ、廃棄物処理センター等の公共関与による処理施設の整備を推進する。

また、産業廃棄物の発生量が大きく、都道府県域を超えて一体的に経済活動が行われている大都市圏においては、大都市圏で震災が発生した場合の大量の廃棄物に備える必要性も勘案し、圏域内での産業廃棄物処理施設の整備を図ることが重要である。このため、広域臨海環境整備センター法（昭和五十六年法律第七十六号）に基づく大阪湾広域臨海環境整備センターによる施設整備を引き続き進めるとともに、必要と認められる場合は、その他の大都市圏においても、2以上の都道府県において生じた廃棄物による海面埋立処分については同法の活用を図るとともに、同法の活用が困難な場合は広域的な廃棄物処理センターの活用により、産業廃棄物の処理体制を構築することも検討する。

産業廃棄物の焼却施設の整備に当たっては、低炭素社会との統合との観点も踏まえ、熱回収が可能な施設を優先するものとする。

また、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理施設については、これまでに整備された中間貯蔵・環境安全事業株式会社の拠点的広域処理施設の能力を最大限活用する処理体制を構築し、今後も安全操業を第一としつつ、処理期限内に、一日も早い処理完了を目指して、計画的かつ早期の処理が行われるよう取り組んでいくこととする。さらに、微量ポリ塩化ビフェニル汚染廃電気機器等については、無害化処理認定制度の活用等によりその処理体制の整備を図る。

廃石綿等の石綿含有廃棄物についても、無害化処理認定制度の活用等によりその処理体制の整備を積極的に進める。

その他の施設についても、建設リサイクル法に規定する特定建設資材廃棄物の再資源化等に関する目標を達成するために必要となるコンクリート塊、建設発生木材等の建設廃棄物の処理施設の整備促進を始め、適正処理に必要な施設の確保を促進する。

#### 4 優良な廃棄物処理施設への支援

国は、税制上の優遇措置、政府系金融機関の融資を通じて、優良な廃棄物処理施設の整備が進められるようにする。さらに、民間事業者が行う地球温暖化対策に資する高効率の廃棄物熱回収、廃棄物燃料製造等を行う施設の整備や施設の省エネ化を促進するものとする。

また、都道府県においても、必要かつ優良な施設の事業者又は産業廃棄物処理業者による整備を促進するため、国とともに、産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律（平成四年法律第六十二号）に基づく施設整備を促進するものとする。

#### 5 地域住民に対する情報公開の促進

廃棄物処理施設の立地に関する地域住民の信頼を確保し、理解を得ていくためには、施設の立地、処理の方法、維持管理の計画等に関し、情報公開を積極的に行うことが重要である。

このため、廃棄物処理施設の設置許可に当たり、申請者並びに都道府県及び政令市は、近隣市町村又は利害関係者から提出された生活環境保全上の意見に対する見解を明らかにするよう努めるべきである。

また、廃棄物処理施設に対する信頼性を高める上で、現在運転中の廃棄物処理施設の維持管理に関する情報や、都道府県及び政令市による定期検査の結果に関する情報を積

極的に公開することも重要である。特に、一般廃棄物処理施設の立地に際しては、地域住民自身も廃棄物の排出や処理にかかわる当事者として、十分な関心と理解が求められる。

さらに、産業廃棄物の多量排出事業者による減量等処理計画については、事業者による自主的な排出抑制、再生利用等による廃棄物の減量化を一層推進するため、都道府県等がインターネット等を利用して公表することが必要である。

また、都道府県又は市町村は、廃棄物処理業者等に対して行った行政処分の情報をインターネット等を利用して広く公表することが重要である。

## 五 非常災害時における前二号に掲げる事項に関する施策を実施するために必要な事項

### 1 施策の基本的考え方

非常災害により生じた廃棄物（災害廃棄物）は、人の健康又は生活環境に重大な被害を生じさせるものを含むおそれがあることを踏まえ、生活環境の保全及び公衆衛生上の支障の防止の観点から、その適正な処理を確保しつつ、円滑かつ迅速に処理しなければならない。災害廃棄物の処理においては、環境負荷の低減、資源の有効活用の観点から、可能な限り分別、選別、再生利用等によりその減量を図り、将来にわたって生ずる廃棄物の適正な処理が確保されるよう、最終処分量を低減させる必要がある。

災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理に関する施策の推進及びそれを実現するためには必要な処理施設の整備、人材育成等が行われるよう、平時の廃棄物処理行政からの切れ目のない対応が必要であり、平時から国、都道府県、市町村、事業者等の各主体において事前の備えを確実に進めるものとする。これにより、実効性が高い平時の仕組みを基礎としつつ、非常災害時における災害廃棄物処理に係る知見・教訓を踏まえた施策を図ることとする。さらに、災害対策基本法第八十六条の五第一項に基づき政令で指定された著しく異常かつ激甚な非常災害（以下「大規模災害」という。）に際しては、被災しなかった地域も含め、全国一丸となって処理に当たることが求められることから、各主体の役割分担を明確にし、密接な連携体制を構築するとともに、地域ブロック（原則環境省地方環境事務所が管轄する地域を想定）といった都道府県を越えるより広域的な連携、さらには地域ブロック間の相互連携を進めていくことが必要である。

### 2 災害廃棄物対策に係る各主体の役割

#### (1) 市町村の役割

市町村は、生活環境の保全と公衆衛生上の支障の防止の観点から、災害廃棄物を含む域内的一般廃棄物についての処理責任を有しており、平時から、災害対応拠点の視点からの施設整備や関係機関・関係団体との連携体制の構築、災害廃棄物処理に係る訓練等を通じて、非常災害時にも対応できる強靭な廃棄物処理体制の整備を図る。その際、国が策定する廃棄物処理施設整備計画、災害廃棄物対策指針及び大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動指針等を十分踏まえながら、都道府県が策定する災害廃棄物処理計画、災害対策基本法に基づく地域防災計画その他の防災関連指針・計画等と整合を図りつつ、各地域の実情に応じて、非常災害に備えた災害廃棄物対策に関する施策を一般廃棄物処理計画に規定するとともに、非常災害発生時に備えた災害廃棄物処理計画を策定し、適宜見直しを行うものとする。

非常災害時には災害廃棄物処理計画に基づき被害の状況等を速やかに把握し災害廃棄物処理実行計画を策定するとともに、被災地域に存在する資機材、人材、廃棄物処理施設や各市町村が平時に搬入している最終処分場を災害廃棄物処理に最大限活用し、極力域内において災害廃棄物処理を行うものとする。大規模災害時においては、災害対策基本法に基づく国の処理指針や都道府県の実行計画等も踏まえ、広域的連携体制のもとで域内の災害廃棄物の処理を行う。また、被災市町村に対して資機材や人材の応援、広域的な処理の受け入れ等の支援を積極的に実施するものとする。

#### (2) 都道府県の役割

都道府県は、市町村が行う災害廃棄物対策に対する技術的な援助及び域内の被害の状況等により災害廃棄物処理に関する事務の一部を実施することも考えられるため、

平時から、通常起こりうる災害から大規模な災害までを想定した事前の備えについて、災害廃棄物の適正処理、そのために必要な体制及び処理施設の整備、さらには都道府県域を越えた広域的な対応のための円滑な連携といった観点から、関係機関・関係団体との連携を進めるものとする。その際、国が定める廃棄物処理施設整備計画、災害廃棄物対策指針及び大規模災害発生における災害廃棄物対策行動指針を十分踏まえながら、災害対策基本法に基づいて策定される地域防災計画その他の防災関連指針・計画等と整合を図りつつ、各地域の実情に応じて、災害廃棄物処理計画の策定又は見直し、区域内の市町村の災害廃棄物処理計画の策定への支援を行うものとする。

非常災害時には、域内の被害状況を踏まえ、関係機関・関係団体との連絡調整を積極的に図りながら災害廃棄物の処理のための実行計画を必要に応じて速やかに策定するとともに、市町村等の関係機関・関係団体と連携して域内の処理全体の進捗管理に努めるものとする。大規模災害時には国の処理指針も踏まえ、速やかに実行計画を策定するとともに、災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理に向け、全体の進捗管理と必要に応じた市町村からの事務委託に基づく災害廃棄物処理を含め、被災市町村に対する支援を行うものとする。

### (3) 国の役割

国は、大規模災害時に発生する災害廃棄物の処理や、その処理に向けた事前の備えにおいて、司令塔機能を果たすものとする。事前の備えとしては、全国及び地域ブロック単位において、国、地方公共団体、事業者及び専門家等の関係者の連携体制の整備を図るものとする。特に、地域ブロック単位での連携・協力体制を強化するため、大規模災害発生における災害廃棄物対策行動指針を策定するとともに、環境省地方環境事務所が中心となり、地域ブロック単位での大規模災害への備えとしての大規模災害発生における災害廃棄物対策行動計画の策定等を進めるものとする。さらに、複数の地域ブロックにまたがる広域的連携体制を構築するなど、地域ブロック間の連携も促進する。非常災害発生時には、地方環境事務所が地域の要となり、災害廃棄物対策について被災自治体等の支援等を行うものとする。また、大規模災害発生時には、災害対策基本法に基づき速やかに処理指針を策定し、全体の進捗管理を行うとともに、必要に応じて廃棄物処理特例地域を指定し、廃棄物処理特例基準を定めるものとする。さらに、地方公共団体の連携・協力のみでは円滑かつ迅速に災害廃棄物処理を行うことが困難な場合であり災害対策基本法に規定する要件に該当する場合には、国による代行処理を実施するものとする。

### (4) 事業者及び専門家の役割

#### イ 事業者及び技術専門家の役割

災害廃棄物処理に関連する事業者及び技術専門家は、平時から、災害廃棄物処理に係る技術の集約、検証及び継承に努め、地方公共団体等における計画策定等や国民への情報発信等に重要な役割を果たすとともに、非常災害発生においては、それぞれの役割に応じた対応を行い、適正かつ円滑・迅速な災害廃棄物処理を促進するよう努めるものとする。大量の災害廃棄物を排出する可能性がある事業者や、非常災害時に危険物、有害物質等を含む廃棄物を排出する可能性のある事業者は、その所有する施設等から発生する災害廃棄物を、主体的に処理するよう努めるものとする。

#### ロ 大学・研究機関等専門家の役割

廃棄物処理分野に携わる大学・研究機関や民間コンサルタント等の専門家は、災害廃棄物処理に係る最新の科学的・技術的知見や過去の経験が効果的かつ継続的に集積され、それらが十分活用されるよう、国及び地方公共団体に対して必要な協力をを行うものとする。また、発災後に重要となる廃棄物量の推計に係る方法論や、被災した市町村への支援の在り方等の検討の精緻化・深化に関して、平時から継続的に重要な役割を果たすよう努めるものとする。

## 3 災害廃棄物対策としての処理施設の整備及び災害時の運用

地方公共団体は、平時の備えとして地域ブロック単位で廃棄物処理施設の余力や中期

的な計画を共有し、焼却施設や最終処分場等を整備し、災害廃棄物を保管するための仮置場を確保するなど、非常災害時にも適正かつ円滑・迅速な廃棄物処理が行われるよう努めるものとする。特に大規模災害発生時には、大容量の最終処分場が必要となることから、廃棄物処理センター等の公共関与による処理施設や海面処分場の活用を検討するものとする。地方公共団体は、域内における災害廃棄物処理が可能な産業廃棄物の処理施設や処理業者等（建設事業者を含む。）の情報把握に努めるとともに、地方公共団体の有する廃棄物処理施設について、処理能力にあらかじめ余裕を持たせておく等の先行投資的な視点、極力域内の処理を行うべく自らが保有する施設を最大限活用する等の主体的な取組の視点、さらには地域ブロック単位及び地域ブロック間における地域間協調に向けて一定枠の処分容量を大規模災害時における備えとして共有するといった視点も踏まえた整備に努めるものとする。大規模災害時には、通常どおりの廃棄物処理が困難となるとともに、膨大な災害廃棄物が発生するため、平時より災害廃棄物処理の広域的な連携体制を構築する。国は、これらの地方公共団体の取組を技術的に支援するとともに、強靭な廃棄物処理体制としての施設整備が図られ地域間協調が促進される財政支援のあり方を検討し、効果的な支援を行うものとする。

地方公共団体は、非常災害発生時においては、整備した処理施設とともに、協力の得られる民間の処理施設を最大限活用し処理を円滑かつ迅速に行うとともに、必要に応じて適切な仮設施設の設置を含め、処理体制を確保するものとする。

#### 4 災害廃棄物対策に関する技術開発と情報発信

国は、事業者や専門家等と連携し、災害廃棄物処理に係る技術的・システム的課題を体系的に整理し、その知見を今後の対策に活用するとともに、災害廃棄物の発生量の推計手法や処理困難物の処理技術、再生利用の促進等の災害廃棄物処理に必要な技術開発を行い、得られた成果をわかりやすく周知する。また、地方公共団体による情報発信を支援することとし、大規模災害時には、処理方針を示すとともに、広域的な連携等の災害廃棄物の処理体制の確保が円滑に行えるよう積極的な情報発信を行う。

地方公共団体は、平時から、災害廃棄物の処理に関して地域住民等に対して積極的に情報発信・情報共有を行い、災害廃棄物処理に関する住民理解の促進に努めるものとする。非常災害時には、災害廃棄物の分別方法や仮置場の運用情報、処理の方針等に関する情報発信を積極的に実施するとともに、非常災害時の廃棄物処理に係る住民理解の確保等に努めるものとする。

### 六 その他廃棄物の減量その他その適正な処理に関し必要な事項

#### 1 廃棄物処理に関する技術開発及び調査研究の推進

廃棄物は、その種類に応じ種々の形状及び性質を有し、また、新たな製品開発等に伴い、これまで自然界に存在しない化学物質等を含む廃棄物も排出されることとなる。こうした中で、廃棄物の排出の抑制、再生利用等による廃棄物の減量化を進めるとともに、多様な廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないよう適正に処理するためには、事業者が自ら、製品の製造工程において、製品の長寿命化や素材別に分離が容易な構造、材料の工夫、材質の表示等の推進、残さ物の発生量の少ない製造技術の開発等、廃棄物の排出の抑制、再利用、再生利用を考慮した取組を一層進めることが必要である。また、多様な性状を有し、多種類の化学物質を含む廃棄物を適正に再生及び処分できるようにするための処理技術の研究や技術開発及び循環型社会にふさわしい最適な廃棄物処理システムに関する調査研究の一層の推進が重要である。

このため、現在、再生利用がほとんど進められていない廃棄物の再生利用を可能にする技術はもとより、すでに実用化されている技術についても、技術の効果的な組み合わせを考慮した上で、選別技術の向上や再生品の品質の安定化、高品質化及び低コスト化を図り、再生品の利用を促進するための技術開発が必要である。また、資源生産性や有害物質対策の観点から早期の技術開発が期待されている廃棄物からのレアメタル等有用金属の回収技術に関する研究について、更なる促進を行うとともに、低炭素社会との統合の観点から、低炭素な再生技術や廃棄物からのエネルギー回収の高効率化、廃棄物

系バイオマスの利活用について、先進的・先導的な技術開発及び調査研究をより一層推進していく必要がある。さらに、地方公共団体の施策と連携しつつ、廃棄物処理に係る地域独自の課題についての調査研究を行う必要がある。

さらに、再使用や再生利用、熱回収されて残る廃棄物の処分を行う場合の適正処理を確保するためには、処理の安全性、安定性及び確実性を高めるための研究及び技術開発を一層推進することが必要である。特に、ポリ塩化ビフェニルや石綿といった有害な性状を有する特別管理廃棄物の無害化技術及びダイオキシン類等廃棄物処理に伴い非意図的に発生する化学物質の廃棄物処理施設からの排出抑制を一層図るための処理技術の開発を推進するとともに、より的確な施設の運転管理技術や管理指標等の研究開発を行うことが必要である。また、条約により国際的取組が見込まれている残留性有機汚染物質については、処理基準の調査検討及び処理技術の開発が必要である。

さらに、小型家電リサイクルについて、使用済小型家電の処理・選別技術についての国内や海外の高度な技術を国内の認定事業者間で共有化する等、廃棄物に係る各種の情報を探求するためのシステム等の開発を進めていくことが必要である。

これらの技術開発及び調査研究の推進に当たっては、「環境研究・環境技術開発の推進戦略について（中央環境審議会答申）」も踏まえ、戦略的に実施していく。

## 2 廃棄物の排出の抑制及びその適正な処理を確保するために必要な知識の普及等及び人材育成等

廃棄物の減量、環境に影響を及ぼすおそれのある物質の環境への排出の抑制等を通じて、環境への負荷が少ない循環型社会を構築していくためには、広範な国民及び事業者の協力が不可欠であることから、国及び地方公共団体は、関係主体と連携しながら廃棄物の排出の抑制及びその適正な処理を確保するための知識の普及及び意識の向上を図ることが重要である。具体的には、環境教育、環境学習、「3R推進月間」、「全国ごみ不法投棄監視ウィーク」、マイバッグ・マイボトルなどの持参や適量な購買・注文、食品の食べ切り・使い切りの呼び掛け、食品の賞味期限等への正しい理解の普及等の広報活動等を通じて国民の理解を深めるとともに、廃棄物の排出が抑制され、及びその適正な処理が図られるよう、関係者の協力を求めるものとする。

また、国民や事業者、地方公共団体などが、自ら環境教育・環境学習の場を設けたり、環境保全活動やNGO／NPO等の民間団体の活動に参加・協力したり、事業を起こしたり、各主体のつなぎ手となるための取組も重要である。具体的には、3R教育や地域循環圈形成のための研修や教材、カリキュラム等の整備を通じて、人材育成を図っていくものとする。

## 3 その他配慮すべき事項

廃棄物処理計画の策定に当たっては、国土利用計画法（昭和四十九年法律第九十二号）に規定する国土利用計画、国土形成計画法（昭和二十五年法律第二百五号）に規定する国土形成計画、地域の振興又は整備に関する計画及び環境の保全に関する国又は地方公共団体の計画との調和を図るものとする。また、海面埋立処分を行う場合は、公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）に基づく手続に先立って廃棄物処理法に基づく所要の手続を完了させるものとする。このほか、廃棄物処理計画及び一般廃棄物処理計画を定めるに当たって関係する港湾の港湾計画その他港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全に十分配慮する。また、計画の推進に当たっては、交通の安全及び円滑化並びに災害の防止に十分配慮するものとする。